

# 埼玉県議会時報

No.298／令和7年9月定例会号

埼玉県議会事務局

彩の国 埼玉県



## 目 次

## 9月定例会のあらまし

### 9月定例会

9月定例会会期日程	1
9月定例会の経過	2
議席一覧表	8
会派構成	8
正副議長	8
委員会委員名簿	8
知事提案説明	11
説明者一覧	13
質疑質問	13
委員長報告	21
議案の審議結果	32
(知事提出議案、議員提出議案)	
陳情受付状況	43
閉会中における特定事件一覧表	44
閉会中の委員会活動	45
令和7年度埼玉県議会プランデンブルグ州友好親善訪問	67
議会日誌	70
請願案内・傍聴案内	



議長白土幸仁



副議長飯塚俊彦

令和7年9月定例会について、御報告いたします。

令和7年9月定例会を9月24日(水)から10月15日(水)まで開催しました。知事から議案17件、議員から議案17件がそれぞれ提出され、計34議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)」など8件を原案どおり可決、「埼玉県土地利用審査会委員の任命について」など7件を同意、「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」など2件を継続審査としました。議員提出議案では、「埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例」など17件を原案どおり可決としました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の9月17日(水)と会期中4日、計5日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

# 9月定例会

令和7年9月定例会会期日程

自 9月24日  
至 10月15日 22日間

日 次	月 日	曜	開 会 時 刻	摘 要
第1日	9月24日	水	午 前 10 時	開会、知事提出議案の報告、上程
第2日	9月25日	木		議案調査
第3日	9月26日	金		〃
第4日	9月27日	土		休日休会
第5日	9月28日	日		〃
第6日	9月29日	月		議案調査
第7日	9月30日	火	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第8日	10月1日	水	〃	〃
第9日	10月2日	木	〃	〃
第10日	10月3日	金	〃	〃
第11日	10月4日	土		休日休会
第12日	10月5日	日		〃
第13日	10月6日	月	午 前 10 時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問 議案及び請願の委員会付託
第14日	10月7日	火		議案調査
第15日	10月8日	水		委員会
第16日	10月9日	木		〃・議案調査
第17日	10月10日	金		〃(特別)
第18日	10月11日	土		休日休会
第19日	10月12日	日		〃
第20日	10月13日	月		〃(スポーツの日)
第21日	10月14日	火		議案調査
第22日	10月15日	水	午 前 10 時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

# 9月定例会の経過

■ 9月17日（水）

## 議運日誌



議会運営副委員長  
逢澤圭一郎



議会運営委員長  
横川雅也



議会運営副委員長  
権守幸男

午後2時1分開会

- 1 9月定例会の付議予定議案について、堀光副知事及び企画財政部長から説明（急施を要する議案の取扱いについて要請があった。）。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	計
自民	1	1	2	2	3	9
民主フォーラム	1		1			2
公明	1			1		2
県民		1				1
共産党						
改革						
無所属		1				1
計	3	3	3	3	3	15

- 4 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限は、祝日を除いた開会日前日に当たる9月22日（月）の正午までとすることを了承。
- 5 9月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、9月24日から10月15日までの22日間とすることを了承。
- 6 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとすることを確認。
- 7 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。
- 8 第25回都道府県議会議員研究交流大会について説明。派遣予定議員の12名を各会派別所属議員数により按分し、自民7名、民主フォーラム2名、公明1名、県

民1名、共産党1名の配分枠で各会派から推薦することを了承。また、派遣する議員について、9月30日（火）までに各会派から推薦することを了承。なお、会派配分に異動が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任することを了承し、オンラインによる参加希望の照会については、別途、各議員へ事務局から連絡がある旨を説明。

- 9 開会日に開催予定の議員政策研修会について説明。

なお、会場での講演と同時にオンライン配信も行い、例年参加を呼び掛けている各市町村議会正副議長はオンライン配信による視聴のみとなる旨を併せて説明。

- 10 閉会中の委員会活動（視察）について了承。

- 11 自民から、埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例を議員提出議案として提案したい旨の発言がなされ、条例案の概要を配布して説明。なお、関係する法律等の施行日の関係から、他の案件に先立って審議されたいとの要請があり、この件について、今後の議運で協議することを了承。

午後2時26分閉会

## ■ 第1日〔9月24日（水）〕

### 代表者会議

午前8時59分開会

- 1 知事追加提出議案（人事議案）について、知事から説明。
- 2 埼玉県議会主要会派代表者討論会について、議運委員長から以下のとおり説明し、了承。
  - (1) テーマを「今後どうなる？埼玉県の行財政運営～国の税財源確保策が及ぼす地方自治体への影響について～」とする。
  - (2) 放送予定日時は、令和7年12月25日（木）の19時から20時までとし、再放送を令和8年の1月中旬頃に行う。
  - (3) 出演者について、ファシリテーターとして埼玉大学経済学部教授の長田健氏に出演いただく。ゲストについては調整中であり、司会は、テレビ埼玉の野口美和アナウンサーが務める。
- 3 埼玉県議会広報ラジオ番組について、政策調査課長から説明し、了承。

午前9時1分休憩

午前9時1分再開

午前9時5分閉会

## 議運日誌（第1回）

午前9時29分開会

- 1 知事追加提出議案について、堀光副知事から説明。
- 2 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名及び質問形式を確認し、発言順位の調整を行った。  
その結果は次のとおりである。

月 日 (曜)	発言順位	議席番号	氏 名	会 派 名	質問形式
9月30日(火)	1	62	岡田 静佳	自 民	一 問 一 答
	2	60	白根 大輔	民主フォーラム	一 問 一 答
	3	59	安藤 友貴	公 明	一 問 一 答
10月 1日(水)	1	20	保谷 武	自 民	一 問 一 答
	2	30	平松 大佑	県 民	一 問 一 答
	3	48	諸井 真英	無 所 属	一 問 一 答
10月 2日(木)	1	8	長峰 秀和	自 民	一 問 一 答
	2	11	泉津井京子	民主フォーラム	一 括
	3	5	渡辺聰一郎	自 民	一 問 一 答
10月 3日(金)	1	7	鈴木まさひろ	自 民	一 括
	2	58	橋詰 昌児	公 明	一 括
	3	35	阿左美健司	自 民	一 括
10月 6日(月)	1	33	小川 直志	自 民	一 問 一 答
	2	34	杉田 茂実	自 民	一 括
	3	67	立石 泰広	自 民	一 括

3 議員提出議案について、去る9月17日（水）の議運で自民から提案のあった条例案が提出されたことを報告。

- (1) 案文及び提案者を確認。
- (2) 議第41号議案は提案者を代表して69番荒木裕介議員が提案説明を行うことを了承。

4 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を質疑質問の中日・10月2日（木）、案文を質疑質問の最終日・10月6日（月）、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出し、各会派間において意見調整を必要とするものについては、正副委員長に一任することを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・10月15日（水）の朝までに議運委員長に報告することを了承。

5 知事提出急施議案（第106号議案）及び議員提出議案（議第41号議案）の取扱いについて、

- (1) 本日の本会議に上程し、提案説明、質疑、委員会付託を行い、本会議散会後に福祉保健医療委員会及び県土都市整備委員会を開会。一般質問初日・9月30日（火）に委員長報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うことを了承。
- (2) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。  
ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内  
イ 質疑時間は1人5分以内  
ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内

エ 発言順序は多数会派順

オ 発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかに

6 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

7 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前9時38分休憩

## 〔本 会 議〕

本日招集の令和7年9月定例会は、午前10時1分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、新任者の紹介が行われ、

神 山 八 弓 教育委員会委員

梶 田 美佐子 監 査 委 員

原 恵美子 公安委員会委員

が就任の挨拶を行った。

次に、

69番 荒 木 裕 介 議員

70番 岡 地 優 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から10月15日までの22日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 6月定例会において可決した意見書・決議の処理結果
- 2 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 3 地方自治法第150条第6項の規定に基づく報告
- 4 一般会計、特別会計及び公営企業会計継続費精算
- 5 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況
- 6 地方独立行政法人法第28条第5項及び第78条の2第6項の規定に基づく法人の業務実績に関する評価
- 7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告
- 8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく報告
- 9 埼玉県債権の適正な管理に関する条例第8条の規定に基づく報告
- 10 埼玉県観光づくり推進条例第16条第5項の規定に基づく報告
- 11 埼玉県農林水産業振興条例第7条第4項の規定に基づく報告
- 12 現金出納検査結果（令和7年5月分～7月分）
- 13 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案10件の報告、第113号議案「令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第114号議案「令和6年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に係る関係書類提出の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

次に、議員から提出された議第41号議案の報告、上程がなされ、69番荒木裕介議員（自民）が提案説明を行い、午前10時18分、一旦休憩した。

## 議 運 日 誌（第2回）

午前11時再開

1 知事提出急施議案（第106号議案）及び議第41号議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 29番城下のり子議員（共産党）が、第106号議

案に対する質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

- (2) 付託表のとおり福祉保健医療委員会及び県土都市整備委員会に付託することを了承。

2 今後の議事日程を確認。

午前11時 1分散会

**〔本会議〕**

午前11時22分、本会議が再開され、知事提出急施議案（第106号議案）及び議第41号議案に対する質疑に入り、第106号議案に対して29番城下のり子議員（共産党）が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、知事提出急施議案（第106号議案）及び議第41号議案が福祉保健医療委員会及び県土都市整備委員会に付託された。

**●会議時間及び出席議員数**

午前10時 1分開会 午前10時18分休憩

午前11時22分再開 午前11時37分散会

出席議員89人 欠席議員なし

（令和7年9月24日現在在職議員89人）

**〔委員会〕**

本会議散会後、知事提出急施議案（第106号議案）及び議第41号議案の審査のため、福祉保健医療委員会及び県土都市整備委員会が開かれた。

**■ 第2日〔9月25日(木)〕**

議案調査

**■ 第3日〔9月26日(金)〕**

議案調査

**■ 第4日〔9月27日(土)〕**

休日休会

**■ 第5日〔9月28日(日)〕**

休日休会

**■ 第6日〔9月29日(月)〕**

議案調査

**■ 第7日〔9月30日(火)〕**

**議運日誌(第1回)**

午前9時29分開会

- 1 知事提出急施議案（第106号議案）及び議第41号議案に係る各常任委員会の審査結果を確認。

- 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時31分休憩

**〔本会議〕**

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、まず、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、

62番 岡田 静佳 議員（自民）  
が登壇した。

次に、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、知事提出急施議案（第106号議案）及び議第41号議案が一括上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

関根 信明 福祉保健医療 委員長  
柿沼 貴志 県土都市整備 委員長  
が順次登壇し、午前11時30分、一旦休憩した。

**議運日誌(第2回)**

午後0時15分再開

- 1 知事提出急施議案（第106号議案）及び議第41号議案について、

- (1) 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。  
(2) 討論はないことを確認。  
(3) 採決区分は下記のとおりであることを確認。

区分	備考
第106号議案及び議第41号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

- 2 今後の議事日程を確認

午後0時16分散会

**〔本会議〕**

午後1時1分、本会議が再開され、質疑質問が続行され、60番 白根 大輔 議員（民主フォーラム）  
59番 安藤 友貴 議員（公明）

が順次登壇した。

次に、知事提出急施議案（第106号議案）及び議第41号議案について、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決された。

**●会議時間及び出席議員数**

午前10時 1分開議 午前10時56分休憩

午前11時 7分再開 午前11時30分休憩

午後1時 1分再開 午後1時54分休憩

午後2時 5分再開 午後2時24分休憩

午後3時 1分再開 午後3時55分休憩

午後4時 5分再開 午後4時22分散会

出席議員88人 欠席議員1人

**■ 第8日〔10月1日(水)〕**

**〔本会議〕**

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

20番 保谷 武 議員（自民）

30番 平松 大佑 議員（県民）

48番 諸井 真英 議員（無所属）

が順次登壇した。

**●会議時間及び出席議員数**

午前10時 1分開議 午前10時55分休憩

午前11時5分再開	午前11時19分休憩
午後1時再開	午後1時53分休憩
午後2時5分再開	午後2時25分休憩
午後3時再開	午後3時53分休憩
午後4時7分再開	午後4時32分散会
出席議員89人	欠席議員なし

## ■ 第9日 [10月2日 (木)]

### [本会議]

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

8番 長峰秀和	議員 (自民)
11番 泉津井京子	議員 (民主フォーラム)
5番 渡辺聰一郎	議員 (自民)

が順次登壇した。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時55分休憩
午前11時6分再開	午前11時21分休憩
午後1時再開	午後1時57分休憩
午後3時再開	午後3時54分休憩
午後4時5分再開	午後4時19分散会
出席議員89人	欠席議員なし

## ■ 第10日 [10月3日 (金)]

### [本会議]

午前10時、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

7番 鈴木まさひろ	議員 (自民)
58番 橋詰昌児	議員 (公明)
35番 阿左美健司	議員 (自民)

が順次登壇した。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時開議	午前10時54分休憩
午前11時5分再開	午前11時32分休憩
午後1時1分再開	午後1時55分休憩
午後2時6分再開	午後2時22分休憩
午後3時再開	午後3時59分散会
出席議員88人	欠席議員1人

## ■ 第11日 [10月4日 (土)]

休日休会

## ■ 第12日 [10月5日 (日)]

休日休会

## ■ 第13日 [10月6日 (月)]

### 議運日誌

午前9時29分開会

- 議案(第105号議案、第107号議案～第112号議案)を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。
  - 決算特別委員会を18人の委員をもって、本日設置し、これに第113号議案及び第114号議案を付託の上、同議案を閉会中の継続審査とすることを了承。
  - 委員については、別紙のとおり選任することを了承。(11ページ参照)
  - なお、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することを了承。
  - 予算特別委員会の附帯決議について、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があったことを報告。
  - この件について、環境農林委員会において、執行部が報告を行うことを了承。
  - 各会派から提出された意見書・決議案の件名を確認。
  - 本日の議事日程を確認。
- 午前9時32分散会

### [本会議]

午前10時2分、この日の本会議が開かれ、まず、監査結果報告(秘書課ほか189か所)及び陳情の報告が行われた。

次に、質疑質問が続行され、

33番 小川直志	議員 (自民)
34番 杉田茂実	議員 (自民)
67番 立石泰広	議員 (自民)

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、本定例会に提出された第105号議案、第107号議案～第112号議案が各所管の委員会に付託された。

最後に、18人の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、これに第113号議案及び第114号議案を付託の上、同議案は閉会中の継続審査と決定され、委員の選任が行われた。

### ●会議時間及び出席議員数

午前10時2分開議	午前10時57分休憩
午前11時9分再開	午前11時19分休憩
午後1時1分再開	午後1時54分休憩
午後2時5分再開	午後2時19分休憩
午後3時再開	午後3時55分休憩
午後4時6分再開	午後4時29分散会

出席議員89人 欠席議員なし

なお、本会議散会後、正副委員長互選のための決算特別委員会が開かれた。

## ■ 第14日 [10月7日 (火)]

議案調査

## ■ 第15日 [10月8日 (水)]

[常任委員会]

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉

保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第16日 [10月9日 (木)]

〔委員会〕・議案調査

この日は、八潮市道路陥没事故調査等特別委員会が開かれた。

■ 第17日 [10月10日 (金)]

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の各特別委員会が開かれた。

■ 第18日 [10月11日 (土)]

休日休会

■ 第19日 [10月12日 (日)]

休日休会

■ 第20日 [10月13日 (月)]

休日休会 (スポーツの日)

■ 第21日 [10月14日 (火)]

議案調査

■ 第22日 [10月15日 (水)]

議運日誌 (第1回)

午前9時31分開会

1 浅井明議員の逝去について、本会議において、黙とうの後、哀悼の辞及び哀悼決議を行い、哀悼の辞を橋詰昌児議員が行うことを了承。

また、哀悼決議は、議会運営委員の連名で提出することとし、案文及び提案者を確認し、正規の手続を省略して、直ちに採決することを了承。

2 決算特別委員会において、委員長に松澤正委員が、副委員長に松井弘委員が、それぞれ互選されたことを報告。

3 各常任委員会の審査結果を確認。

4 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。

5 調整後の意見書・決議案の件名を確認。

6 議会図書室の運営等に関する調査のための議員派遣について、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。

7 第25回都道府県議会議員研究交流大会への議員派遣について、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。

8 「全国都道府県議会議長会第2回男女共同参画委員会」に岡田静佳議員を派遣する議案を、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。

9 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前9時38分休憩

〔本会議〕

午前10時3分、この日の本会議が開かれ、まず、浅井明議員が去る10月9日に逝去されたことが報告され、黙とうの後、議員を代表して

58番 橋詰 昌児 議員

から、哀悼の辞が述べられた。

次に、浅井明議員の逝去に対し弔意を表すため、横川雅也議員ほか16名の議員から提出された議第42号議案 (哀悼決議) が報告、上程され、即決の結果、原案のとおり可決された。

次に、諸報告に入り、

1 決算特別委員会正副委員長の互選結果

2 現金出納検査結果 (令和7年8月分) の報告がなされた。

次に、各常任委員会の審査結果報告 (文書) が行われた後、第105号議案、第107号議案～第112号議案が一括上程され、各常任委員長の審査経過報告 (口頭) に入り、

長峰秀和企画財政副委員長

東山徹総務県民生活副委員長

橋詰昌児環境農林副委員長

須賀昭夫福祉保健医療副委員長

渡辺聰一郎産業労働企業副委員長

戸野部直乃県土都市整備副委員長

保谷武文教副委員長

安藤友貴警察危機管理防災副委員長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長 (決算特別委員長を除く。) の審査経過及び結果報告に入り、

柿沼貴志自然再生・循環社会対策特別副委員長

渡辺大地方創生・行財政改革特別副委員長

高橋稔裕公社事業対策特別副委員長

岡田静佳少子・高齢福祉社会対策特別委員長

深谷顕史経済・雇用対策特別副委員長

宇田川幸夫危機管理・大規模災害対策特別委員長

小川直志人材育成・文化・スポーツ振興特別副委員長

逢澤圭一郎八潮市道路陥没事故調査等特別副委員長

が順次登壇し、午前11時31分、一旦休憩した。

議運日誌 (第2回)

午後2時再開

1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。

2 議案に対する討論はないことを確認。

3 議案の採決区分は次のとおりであることを確認。

区分	備考
第105号議案、第107号議案～第112号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

4 知事追加提出議案 (人事議案) について

(1) 正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。

(2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区分	備考
第115号議案～第121号議案	各会派、無所属とも同意に賛成

## 5 議員提出議案について

(1) 意見書案11件、決議案1件、事件3件の案文及び提案者を確認。

(2) 各議案とも提案説明はないことを確認。

(3) 各議案とも質疑はないことを確認。

(4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。

(5) 討論について次のとおり確認。

ア 28番伊藤はつみ議員（共産党）が、議第53号議案及び議第54号議案に対し反対の立場から討論を行う。

イ その他の議案に対する討論はない。

(6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区分	備考
(1)議第53号議案及び議第54号議案	自民、民主フォーラム、公明、県民、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対
(2)議第43号議案～議第52号議案及び議第55号議案～議第57号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

6 会派別所属議員数の変更に伴い、自民及び無所属の議席の枠を変更することを了承し、これを受け自民及び無所属の議席を変更することを了承。

なお、議席の一部変更については、本日の議事の最後に行うこととし、新議席への着席は、次の議会からとすることを了承。

また、これに伴う氏名柱及び登退序ランプの調整については、本日の本会議終了後に行なうことを了承。

7 今後の議事日程を確認。

8 12月定例会の会期予定案について、12月1日（月）～12月19日（金）の日程で執行部と調整中である旨を報告。

9 共産党から、去る10月1日の諸井真英議員の一般質問における発言について、諸井真英議員から議長への発言の取消しの申出の有無を確認したい旨、発言。

委員長から、議長に確認したところ、現時点では申出がない旨、発言。

また、共産党から、議会運営委員会として訂正を求める勧告等も行なうべき旨、発言。

委員長から、本会議における発言は、基本的に議員自身が責任を負うものであり、必要であれば、諸井真英議員から申出があるものである旨、発言。

午後2時7分閉会

及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、知事から追加提出された第115号議案～第121号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、いずれも同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第43号議案～議第57号議案（意見書案11件、決議案1件、事件3件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

28番 伊藤はつみ 議員（共産党）

が討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

次に、議席の一部変更が行われ、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後2時41分、令和7年9月定例会は閉会した。

## ●会議時間及び出席議員数

午前10時3分開議 午前10時55分休憩

午前11時8分再開 午前11時31分休憩

午後2時28分再開 午後2時41分閉会

出席議員87人 欠席議員1人

（令和7年10月15日現在在職議員88人）

## ■会期

9月24日（水）～10月15日（水）22日間  
会期延長なし

## ■議決結果

議決件数 34件（うち議員提出のもの17件）

原案可決 25件

同意 7件

継続審査 2件



## 〔本会議〕

午後2時28分、本会議が再開され、まず、各委員長報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、

原案可決 7件

と決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会

# 議席一覧表

(7.10.15 現在)



## 演壇

## 会派構成

自由民主党  
埼玉民主フォーラム  
公明党  
無所属県民会議  
日本共産党  
無所属改革の会  
無所属  
計

55人  
11人  
9人  
7人  
3人  
1人  
2人  
88人

## 正副議長

議長 白土幸仁  
副議長 飯塚俊彦

(7.10.15 現在)

## 委員会委員名簿

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

### 議会運営委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎横川雅也 (自民) ○逢澤圭一郎 (自民) ○権守幸男 (公明)	戸野部直乃(公明) 伊藤はつみ(共産党) 平松大佑(県民) 高橋稔裕(自民) 渡辺大(自民) 美田宗亮(自民) 宇田川幸夫(自民) 町田皇介(駐在員) 荒木裕介(自民) 水村篤弘(駐在員) 齊藤邦明(自民) 新井一徳(自民) 中屋敷慎一(自民) 小島信昭(自民)

### 図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎阿左美健司 (自民) ○小川直志 (自民)	小森克己(駐在員) 保谷武(自民) 尾花瑛仁(自民) 戸野部直乃(公明) 城下のり子(共産党) 八子朋弘(県民) 武田和浩(駐在員) 吉良英敏(自民) 細田善則(自民) 岡地優(自民) 武内政文(自民) 神尾高善(自民)

## 常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎千葉達也 (自民) ○長峰秀和 (自民)	高木功介(無所属) 泉津井京子(駐ホ-ム) 金子裕太(自民) 井上航(県民) 美田宗亮(自民) 白根大輔(駐ホ-ム) 白土幸仁(自民) 横川雅也(自民) 権守幸男(公明) 田村琢実(自民)	◎松井弘 (自民) ○渡辺聰一郎 (自民)	小早川一博(公明) 小森克己(駐ホ-ム) 渋谷真実子(自民) 平松大佑(県民) 永瀬秀樹(自民) 荒木裕介(自民) 岡地優(自民) 鈴木正人(自民) 田並尚明(駐ホ-ム) 欠	
総務 県民生活 (12)	◎阿左美健司 (自民) ○東山徹 (自民)	岡村ゆり子(県民) 城下のり子(共産党) 深谷顕史(公明) 木下博信(自民) 藤井健志(自民) 町田皇介(駐ホ-ム) 逢澤圭一郎(自民) 武内政文(自民) 梅澤佳一(自民) 欠	◎柿沼貴志 (自民) ○戸野部直乃 (公明)	栄寛美(自民) 松本義明(自民) 中川浩(改革) 諸井真英(無所属) 宇田川幸夫(自民) 細田善則(自民) 齊藤邦明(自民) 高橋政雄(自民) 木村勇夫(駐ホ-ム) 欠	
環境農林 (11)	◎杉田茂実 (自民) ○橋詰昌児 (公明)	林薰(自民) 細川威(駐ホ-ム) 松坂喜浩(県民) 飯塚俊彦(自民) 内沼博史(自民) 新井豪(自民) 小川真一郎(自民) 小島信昭(自民) 欠	◎高橋稔裕 (自民) ○保谷武 (自民)	鈴木まさひろ(自民) 山崎すなお(共産党) 八子朋弘(県民) 宮崎吾一(自民) 松澤正(自民) 日下部伸三(自民) 水村篤弘(駐ホ-ム) 中屋敷慎一(自民) 塙野正行(公明)	
福祉 保健医療 (12)	◎関根信明 (自民) ○須賀昭夫 (自民)	野本怜子(駐ホ-ム) 伊藤はづみ(共産党) 渡辺大(自民) 小川寿士(駐ホ-ム) 石川忠義(県民) 吉良英敏(自民) 小久保憲一(自民) 萩原一寿(公明) 新井一徳(自民) 小谷野五雄(自民)	◎小川直志 (自民) ○安藤友貴 (公明)	森伊久磨(自民) 金野桃子(県民) 尾花瑛仁(自民) 武田和浩(駐ホ-ム) 岡田静佳(自民) 立石泰広(自民) 神尾高善(自民) 蒲生徳明(公明) 欠	

## 特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・循環社会対策 (13)	◎内沼博史 (自民) ○柿沼貴志 (自民)	渡辺聰一郎(自民) 林 薫(自民) 野本 怜子(駐ホ-ム) 千葉 達也(自民) 石川 忠義(県民) 藤井 健志(自民) 町田 皇介(駐ホ-ム) 萩原 一寿(公明) 武内 政文(自民) 神尾 高善(自民) 欠	◎細田善則 (自民) ○深谷顯史 (公明)	岡村ゆり子(県民) 須賀 昭夫(自民) 尾花 瑛仁(自民) 伊藤はつみ(共産党) 宮崎 吾一(自民) 安藤 友貴(公明) 日下部伸三(自民) 岡地 優(自民) 中屋敷慎一(自民) 田並 尚明(駐ホ-ム) 欠	
地方創生・行財政改革 (13)	◎吉良英敏 (自民) ○渡辺大 (自民)	高木 功介(無所属) 森 伊久磨(自民) 東山 徹(自民) 松井 弘(自民) 井上 航(県民) 新井 豪(自民) 横川 雅也(自民) 水村 篤弘(駐ホ-ム) 田村 琢実(自民) 蒲生 徳明(公明) 欠	◎宇田川幸夫 (自民) ○権守幸男 (公明)	長峰 秀和(自民) 小早川一博(公明) 金野 桃子(県民) 松本 義明(自民) 城下のり子(共産党) 杉田 茂実(自民) 阿左美健司(自民) 武田 和浩(駐ホ-ム) 立石 泰広(自民) 荒木 裕介(自民) 小谷野五雄(自民)	
公社事業対策 (13)	◎永瀬秀樹 (自民) ○高橋稔裕 (自民)	泉津井京子(駐ホ-ム) 山崎すなお(共産党) 渋谷真実子(自民) 保谷 武(自民) 松坂 喜浩(県民) 美田 宗亮(自民) 橋詰 昌児(公明) 白根 大輔(駐ホ-ム) 新井 一徳(自民) 小島 信昭(自民) 欠	◎松澤正 (自民) ○小川直志 (自民)	小森 克己(駐ホ-ム) 金子 裕太(自民) 戸野部直乃(公明) 平松 大佑(県民) 閑根 信明(自民) 諸井 真英(無所属) 木下 博信(自民) 小川真一郎(自民) 齊藤 邦明(自民) 鈴木 正人(自民) 木村 勇夫(駐ホ-ム)	
少子・高齢福祉社会対策 (13)	◎岡田静佳 (自民) ○逢澤圭一郎 (自民)	栄 寛美(自民) 鈴木まさひろ(自民) 細川 威(駐ホ-ム) 八子 朋弘(県民) 小川 寿士(駐ホ-ム) 中川 浩(改革) 小久保憲一(自民) 梅澤 佳一(自民) 高橋 政雄(自民) 塩野 正行(公明) 欠	◎宇田川幸夫 (自民) ○逢澤圭一郎 (自民)	渡辺聰一郎(自民) 細川 威(駐ホ-ム) 伊藤はつみ(共産党) 松坂 喜浩(県民) 木下 博信(自民) 藤井 健志(自民) 美田 宗亮(自民) 松澤 正(自民) 橋詰 昌児(公明) 町田 皇介(駐ホ-ム) 荒木 裕介(自民) 小島 信昭(自民)	

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
決 算 (18)	◎松 澤 正 (自 民) ◎松 井 弘 (自 民)	栄 寛美 (自 民) 渡辺聰一郎 (自 民) 森 伊久磨 (自 民) 岡村ゆり子 (県 民) 松本 義明 (自 民) 野本 怜子 (駐ホーム) 伊藤はづみ (共産党) 宮崎 吾一 (自 民) 深谷 顕史 (公 明) 小川 寿士 (駐ホーム) 石川 忠義 (県 民) 内沼 博史 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 日下部伸三 (自 民) 小川真一郎 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民)

## 知 事

### 提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに9月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

はじめに、八潮市中央一丁目県道交差点付近で発生した陥没事故について、改めてお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、御家族、関係者の皆様にお悔やみ申し上げます。また、地域住民の皆様、事業者の皆様には、長期にわたり多大なる御不便、御迷惑をお掛けしており、心からお詫びを申し上げるとともに、御協力に対して感謝を申し上げます。

地域住民の皆様や事業者の皆様に対しましては、8月に補償説明会を実施し、補償費のお支払を進めております。

併せて、下水道管及び道路の復旧に向けて着実に工事を進捗させ、地域住民や事業者の不安解消に向け、しっかりと対応してまいります。

加えて、第三者の専門家で構成する原因究明委員会から「道路陥没は、県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものと考えられる」との中間取りまとめが公表されました。

大規模な下水道管の点検・調査方法の抜本的見直しや対策方法の確立の必要性など、今回の事故で浮き彫りになった課題について、引き続き、国に対しても積極的な取組を求めるとともに、下水道施設の安全確保に努めてまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第105号議案「令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）」でございます。

まず、公共事業の追加・適正工期の確保についてです。

国庫補助事業の内定増が生じたことにより、道路や河川などの公共事業を追加するとともに、適正工期を確保するための繰越明許費の設定を行うものです。

また、中央児童相談所一時保護所の建設に係る解体工事においてアスベストの除去等の経費が見込みを上回ったことから、総額の増額を行うための継続費の変更を行うとともに、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し給付金を支給するものです。

この結果、一般会計の補正予算額は88億4,620万5千円となり、既定予算との累計額は、2兆2,490億4,092万7千円となります。

次に、第106号議案「令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

まず、下水道管の破損及び道路陥没への対応についてです。

下水道管及び陥没した道路の復旧工事の影響を受ける地域住民及び事業者の皆様へ補償等を行います。

次に、下水道管路の全国特別重点調査の結果を踏まえた対策等についてです。

国土交通省から要請のあった全国特別重点調査の結果を踏まえ、国が示している緊急度にかかわらず、県として速やかな対策が必要と認めた箇所について改築工事等を行います。

この結果、流域下水道事業会計の補正予算額は、62億8,000万円となり、既定予算との累計額は、1,014億5,451万1千円となります。

また、この補正予算につきましては、6月定例会における「道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議」も踏まえた地域住民の皆様・事業者の皆様への速やかな補償や、早期の対策工事等を行う必要があることから急施を要しますので、他の案件に先立つて御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第107号議案「法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、法人県民税の法人税割について、超過税率を課す期間を5年間延長するものでございます。

第110号議案及び第111号議案はいずれも「(仮称)川口北警察署庁舎」の工事契約について、賃金及び物価水準の変動に伴うスライド条項の適用等に伴い工事請負契

約金額の変更を行うものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承をいただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

9月定例会における地方自治法第121条  
第1項の規定に基づく説明者一覧

知 事	大 野 元 裕
副 知 事	堀 光 敦 史
副 知 事	山 崎 達 也
副 知 事	伊 藤 高
企画財政部長	都 丸 久
総 務 部 長	表 久仁和
県民生活部長	横 内 ゆ り
危機管理防災部長	武 澤 安 彦
環 境 部 長	堀 口 幸 生
福 祉 部 長	岸 田 正 寿
保健医療部長	繩 田 敬 子
産業労働部長	野 尻 一 敏
農 林 部 長	竹 詰 一
県土整備部長	吉 澤 隆
都市整備部長	伊 田 恒 弘
会 計 管 理 者	岩 崎 寿 美 子
公 営 企 業 管 理 者	板 東 博 之
下水道事業管理者	北 田 健 夫
教 育 長	日 吉 亨
選挙管理委員会委員長	長 峰 宏 芳
人事委員会委員長	池 本 誠 司
同 事 務 局 長	片 桐 徹 也
公安委員会委員長	佐 藤 久仁恵
警 察 本 部 長	野 井 祐 一
同 総 務 部 長	橋 本 昭 文
労 働 委 員 会 会 長	甲 原 裕 子
同 事 務 局 長	久 保 佳 代 子
監 査 委 員	小 笠 原 薫 子
監 査 委 員	梶 田 美 佐 子
同 事 務 局 長	小 松 原 誠
取 用 委 員 会 会 長	久 保 村 康 史
内水面漁場管理委員会会長	佐 野 元 彦

質 疑 質 問

9月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党9人、民主フォーラム2人、公明党2人、無所属県民会議1人、無所属1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。

一般質問

9月30日

自 民	岡 田 静 佳	議 員
民主フォーラム	白 根 大 友	議 員
公 明	安 藤 輔 貴	議 員
10月 1日		
自 民	保 谷 武	議 員
県 民	平 松 大 佑	議 員
無 所 属	諸 井 真 英	議 員
10月 2日		
自 民	長 峰 秀 和	議 員
民主フォーラム	泉 津 井 京 子	議 員
自 民	渡 辺 聰 一 郎	議 員
10月 3日		
自 民	鈴 木 まさひろ	議 員
公 明	橋 詰 昌 児	議 員
自 民	阿 左 美 健 司	議 員
10月 6日		
自 民	小 川 直 志	議 員
自 民	杉 田 茂 実	議 員
自 民	立 石 泰 広	議 員

自由民主党

## 岡田 静佳議員



民主フォーラム

## 白根 大輔議員



- 1 物価高騰への対応について
  - (1) 燃料費高騰に対する県の支援について
  - (2) 医療・福祉の公定価格への対応について
- 2 埼玉県消防広域化推進計画の見直しについて
- 3 外国人による土地の取得状況の把握について
- 4 保育士の地域区分の格差について
- 5 有償ボランティア等を活用した子育て支援の拡充を
  - (1) 保育体制充実のための事業の拡充について
  - (2) 学校現場における有償でのボランティア制度の構築について
- 6 リフト付きバス「おおぞら号」の廃止について
- 7 思いやり駐車場制度の利用しやすい環境づくりについて
- 8 所沢航空記念公園の整備について
  - (1) スケボーパークの整備状況について
  - (2) 多目的運動場の日除け設置について
  - (3) 所沢航空発祥記念館リニューアルの進捗状況について
- 9 西武線の利便性向上について
  - (1) 西武池袋線・JR武蔵野線の相互乗り入れへの支援について
  - (2) 西武新宿線・東京メトロ東西線の相互乗り入れへの支援について
  - (3) 西所沢駅西口改札の早期設置について
- 10 埼玉西武ライオンズとの連携強化について
  - (1) 移転はあるのか
  - (2) 県と球団との連携体制について
- 11 県立高校における中途退学防止のための転学制度の強化について
- 12 県立高校における空調設備の整備について
  - (1) 基地周辺の県立高校のエアコン老朽化問題について
  - (2) 県立高校体育館へのLPGガス仕様GHPの設置について
- 13 県立高校の専門学科等の魅力度向上のための取組について
  - (1) 専門学科等の一層の充実について
  - (2) 航空宇宙学科の新設について
- 14 就学支援金・臨時支援金の申請事務の簡素化について
- 15 地元問題
  - (1) 一級河川東川の護岸修繕の対応と今後の見通しについて
  - (2) 所沢市坂之下地域における渋滞対策について
  - (3) 環境調査研修所の除染土受入れ問題について

- 1 八潮市道路陥没事故を踏まえた流域下水道の在り方と今後の方向性について
  - (1) 事故の原因と責任の所在について
    - ア 事故原因について
    - イ 安全の基準について
    - ウ 調査対象外の下水道管路の点検について
    - エ 緊急度Ⅱとされた管路の対応について
    - オ 責任の所在について
  - (2) 流域下水道に対する県民の認知、理解促進について
  - (3) 管路施設の点検・維持管理について
    - ア 緊急度の判定基準について
    - イ 点検・維持管理におけるA I · I o T等の新技術活用の方向性
    - ウ 技術者不足への対応について
  - (4) ストックマネジメント計画の見直しについて
  - (5) 今後の埼玉県の流域下水道の全体の方向性について
    - ア 維持管理、更新方法について
    - イ 維持管理計画の方向性について
    - ウ 公共下水道事業における費用負担の在り方について
- 2 指定出資法人、公の施設の在り方検討について
  - (1) 在り方検討の目的について
  - (2) いきいき埼玉と国際交流協会の統合について
  - (3) 県民活動総合センターの廃止について
- 3 中間支援団体（コミュニティ財団）への支援について
  - (1) 団体設立に関する考え方について
  - (2) 団体への支援について
- 4 公契約条例の制定について
- 5 バス事業者の燃料費高騰に対する補助について
  - (1) 支援の必要性について
  - (2) 燃料費高騰に対する支援について
- 6 在留外国人への日本語指導について
  - (1) 在住外国人の日本語習得への積極的な支援について
  - (2) 日本語指導担当教員一人当たりの外国人等児童生徒数の見直しの対応状況について
- 7 芝川におけるボランティアについて
  - (1) 清掃活動が行いやすい環境づくりについて
  - (2) 川の国応援団事業における申請の電子化について
- 8 建築士事務所の管理研修会の知事指定について
- 9 地元問題
  - (1) 赤羽交差点から新荒川大橋交差点の渋滞解消について
  - (2) 本町ロータリーの渋滞緩和策について

公明党

## 安 藤 友 貴 議 員



自由民主党

## 保 谷 武 議 員



### 1 介護現場に対する支援について

- (1) 介護支援専門員（ケアマネジャー）について
  - ア ケアマネジャーの不足による影響について
  - イ 資格更新研修の見直しに向けた国への申し入れについて
  - ウ 研修費用の上乗せ補助について
- (2) 通所介護事業所（デイサービス）について
  - ア デイサービスの送迎に係る経費に対する支援について
  - イ デイサービスにおける書類の多さについて
  - ウ 業務効率化と負担軽減に向けた改善策について

### 2 地域活動支援センターについて

- (1) 地域活動支援センターへの視察を受けての所感について
- (2) 生活保護や就労継続支援施設への移行の可能性について
- (3) 地域活動支援センターへの支援の継続について
- (4) 報酬体系の仕組みの維持について

### 3 障がいのある子どもたちの保育について

- (1) 「障害児保育事業補助金」の必要性について
- (2) 県独自の「障害児保育事業補助金」は継続すべき
- (3) 「障害児保育事業補助金」廃止後の対応について

### 4 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置に向けた国の補助制度を利用すべき

### 5 県立高校の授業料無償化に係る支援金の申請について

### 6 リフト付きバス「おおぞら号」について

- (1) 廃止の決定に際し、当事者の意見聴取をなぜしなかったのか
- (2) 当事者の声を反映した代替案の検討について

### 7 埼玉県伊豆潮風館について

- (1) 伊豆潮風館の存続について
- (2) 埼玉県障害者交流センター発着バスの運行について

### 8 地元問題

- (1) 東京12号線の延伸について
  - ア 早期かつ一体的な整備に向けた積極的な施策推進について
  - イ 事業化に向けた東京都への働き掛けについて
  - ウ 延伸のための（仮称）新座中央駅周辺のまちづくりに向けた連携について
- (2) 新座市大和田五丁目地区における県道川越新座線からの雨水流入防止措置について

### 1 福島第一原発事故による除染土の復興再生利用の推進について

- (1) 県施設や県の公共事業における利用
- (2) 県民の理解に向けた協力

### 2 小中学校における水泳授業・プール施設管理の外部活用による、子どもたちの泳力への影響について

- (1) 県内の導入状況
- (2) 外部活用の実態
- (3) 水泳授業の質の確保

### 3 在住外国人政策の再設計と、そのための調査について

- (1) 在住外国人の受け入れに伴う負担についての考え方
- (2) 在住外国人の実態と価値観の把握

### 4 リチウムイオン電池による、ごみ処理施設における火災対策について

- (1) 施設内での分別強化
- (2) 火災検知の高速化
- (3) 初期消火体制の強化
- (4) 市町村への財政支援

### 5 犬猫殺処分ゼロに向けた取組について

- (1) 殺処分ゼロの達成と継続
- (2) 多頭飼育対策

ア 動物愛護行政と福祉行政の連携

イ 届出制度の実効性の強化

- (3) ペットショップ・ブリーダーの経営破綻リスク
- (4) 犬猫のマイクロチップ装着の普及

### 6 シェアリング自転車におけるヘルメット提供について

### 7 スマートシェーリング埼玉2025～商店街撤退円滑化支援について～

- (1) 商店街撤退は終わりではなく始まりであるという考え方
- (2) 共同設備等の撤去に係る支援

### 8 子どもと高齢者を守る暑熱順化の推進について

- (1) 県内の学校における暑熱順化

- (2) 高齢者の暑熱順化

ア 暑熱順化の位置付け

イ 高齢者向け健康事業への組込

無所属県民会議

## 平松大佑議員



### 1 事業レビューについて

- (1) 事業見直しに当たっては関係者の理解を得られるような丁寧な進め方が必要ではないか
- (2) リフト付きバス「おおぞら号」の終了について  
ア 様々な関係者との意見交換の場を設けるべき  
イ 代替案の検討に当たっては妥結点を見出すため、関係者も含め多角的な検証を加え、最大限の努力を行うべき

### 2 県の若手職員の退職防止について

- (1) 実効性のある取組を  
ア すでに実施している事業の成果検証を  
イ 若手職員からも退職防止策について主体的にアイデアを出してもらうべき
- (2) 頑張る職員が報われる制度の構築を
- (3) 組織文化の変革を

### 3 中小零細企業への支援の在り方について

- (1) 成長が見込める企業への支援と同様に、厳しい状況にある企業への支援も更に力を入れるべき
- (2) 商工団体等、支援団体の評価指標について、厳しい状況にある企業への支援実績も対象とするべき

### 4 不登校対策について

### 5 教育データの利活用について

- (1) どのようなデータを分析し、利活用するのか
- (2) 粒度の細かいデータを利活用すべき
- (3) 他部局等にあるデータ、民間にあるデータの利活用を
- (4) 推進のためのデジタル人材を

### 6 スタートアップ創出・成長支援について

- (1) 埼玉県ならではの取組を行うべき  
ア 県の特性を踏まえた取組について  
イ 他の都道府県との連携について  
ウ グローバルに連携することが強みにもなると考えるが見解を  
エ 市町村・商工団体との連携、地域拠点整備をしていくべき
- (2) 創出のための取組について更に力を入れるべき  
（3）戦略の策定を
- 7 アントレプレナーシップ教育の更なる推進について
- 8 埼玉県立和光南特別支援学校体育館へのエアコン設置について
- 9 都市農業の振興について  
(1) 都市農業でも国庫補助を受けられやすくなるように国に要望しては

- (2) 更なる広報PRを行い、埼玉の都市農業のブランドイメージ向上に取り組んでは

### 10 DX推進について

- (1) こどもたちをはじめ県民のデジタル活用を盛り上げるべき
- (2) 体系的・継続的にこどもたちがデジタル体験をできる環境を提供すべき

### 11 地下鉄12号線延伸について

- (1) どのような答申を引き出すことが目標なのか明確に示すべき
- (2) 今後のスケジュールについて

### 12 都市計画道路保谷朝霞線について

- (1) 馬場・畠中地域について事業認可の手続を早急に進めるべき
- (2) 道路の連結性、また、スマートインターチェンジの整備を視野に入れ、道路建設は産業道路側から進めるべき

無所属

## 諸井真英議員



### 1 知事の政治姿勢について

- (1) 埼玉県の現状をどのように捉えているか
- (2) 県民の命を第一に守る取組について

### 2 外国人問題について

- (1) シラコバト基金への寄附に対する感謝状について  
ア 贈呈は適切だったのか  
イ 感謝状の返却  
ウ 反省点や改善点  
エ 今後の対応
- (2) PKK（クルド労働者党）に対する県の認識について  
ア 団体に対する認識  
イ 他機関との連携や情報共有
- (3) PKK支援団体による県営施設利用について  
ア チェック体制及び審査項目  
イ 内容についてのルール  
ウ 今後の県有施設使用への見解
- (4) 学校現場での外国人問題について  
ア 日本語指導が必要な外国人児童の人数  
イ 外国人不就学の子供の人数  
ウ 外国人児童への対応  
エ 国に対しての要望  
オ ハラル給食の実施  
カ ハラル給食の要求  
キ 対応しない宣言

ク 特別教室提供への見解

(5) 解体工事業のチェック体制について

ア 解体工事への対応

イ 建設リサイクル法の問題

(6) 外免切替制度の現状について

ア 内容の変更

イ 難易度

(7) 外国人問題検討会議の創設について

3 埼玉スタジアム 2002について

(1) 今後の浦和レッズとの関係

(2) 減収額及び割合

(3) 代替使用チームの見込みは

(4) 大規模改修のスケジュールは

(5) 公募スケジュール

(6) 2者間の協議

(7) 浦和レッズとの面会

ア 面会の内容

イ 副部長への指示

ウ 発言の内容

(8) 公募の公平性

(9) 指定管理者の選定

(10) 今後の指定管理者の選定

4 県立別学高校共学化問題について

(1) 一件の苦情への対応

(2) 苦情処理機関の現状認識

(3) 国の見解との整合性

(4) 県民の声を無視した対応

(5) 意見交換会で出た意見の発表

(6) 意見の反映

(7) 意見表明の反映

(8) 現場の声を聞かないので

(9) 知事は現場の声を聞かないので

5 公文書の情報公開の在り方について

(1) 非公開とする理由

ア 苦情処理機関の勧告に至る議論への開示請求に対する非公開

イ 勧告に至るまでの苦情処理機関との議論への開示請求に対する非公開

ウ 埼玉県営公園指定管理者候補者選定委員会における議論への開示請求に対する非公開

(2) 最高裁の判決受け

(3) 知事のリーダーシップについて

※ 2(4)ア、3(7)ア、イ、ウ、(9)、(10)については、質問を行わなかった。

自由民主党

長峰秀和議員



1 私立幼稚園への支援について

(1) 運営費補助について

(2) 教職員の待遇改善について

(3) 特別支援教育費補助制度の改善について

2 グレーゾーンハラスメントの基準について

3 ネイチャーポジティブについて

(1) ネイチャーポジティブとトラスト運動について

(2) クビアカツヤカミキリ防除体制の確立について

4 教育環境整備について

(1) 防災拠点校の体育館でのエアコン使用について

(2) 体育館への今後のエアコン設置について

5 農業振興について

(1) 小規模荒廃農地への対応について

(2) さいたま農村女性アドバイザー制度の今後について

(3) 農地中間管理機構での手続について

6 地球温暖化対策について

(1) 温室効果ガス削減目標達成への進捗状況について

(2) その他温室効果ガス排出量削減について

(3) 凈化槽からの温室効果ガス排出量削減について

7 災害対策について

(1) 埼玉版FEMAの周知について

(2) 消防団員の確保について

8 福祉政策について

(1) 特別養護老人ホーム増床時の補助単価について

(2) ヘルプマークの普及・啓発について

(3) 障害者の意思決定支援について

9 埼玉県ロボティクスネットワークの更なる機能拡充について

10 新川越越生線の早期整備について

民主フォーラム

泉津井京子議員



1 埼玉県をもっと身近に感じてもらうために

2 医師確保対策について

(1) 医師確保における総合診療医育成について

(2) 医師が働きやすい環境とキャリア形成について

3 多言語対応による母子保健と救急医療の安心体制に

について

- (1) 母子保健の安心体制について
- (2) 救急医療の安心体制について

#### 4 朝の小1の壁を解消するために

- (1) 朝の子どもの居場所づくりモデル事業の更なる展開について
- (2) 柔軟な働き方を選べるように

#### 5 移行期医療の強化について

#### 6 県立高校における主権者教育について

#### 7 P F A S (P F O S 及びP F O A)について

#### 8 「親の学習」プログラム集について

#### 9 狹山茶を守り広めるために

**自由民主党**

**渡辺聰一郎議員**



#### 1 埼玉版スーパー・シティプロジェクトを次のフェーズへ

- (1) プロジェクトの高度化と進化を
- (2) 県によるガバナンスの強化を
- (3) オープンイノベーションの加速を

#### 2 公共交通政策における県の役割

- (1) 交通空白への県のアプローチは
- (2) 自動運転の普及における県の役割について

#### 3 国際教育プログラムの推進

- (1) プログラム導入に向けたスケジュールは
- (2) 教員育成による基盤整備を

#### 4 文化芸術ソフトパワーの充実

- (1) デジタル化・メディア芸術の強化を
- (2) 教育や福祉との接続について
- (3) 埼玉版アーツカウンシルについて

#### 5 救急人材のウェルビーイング

- (1) バーンアウト防止のための体系的ケアを  
ア 救急医療に携わる医師や看護師への支援について  
イ 救急隊員への支援について
- (2) 救急医療情報システムの改善について

#### 6 農業環境の改善に向けた支援

- (1) 50代、60代の就農支援について
- (2) 気候変動に対応した生産環境整備への支援について

#### 7 ダンピング受注の防止

- (1) 企業局の機器の見積りについて
- (2) 適正な金額設定を

#### 8 白岡市役所の火災支援

- (1) 財政支援のスキームについて
- (2) 国への支援要請について
- (3) 県の支援について

**自由民主党**

**鈴木まさひろ議員**



#### 1 文化芸術への戦略的投資の重要性—未来を見据えた政策転換について—

- (1) 慢性的な過少投資の現状に対する考察と今後の改善策について
- (2) 文化芸術を「戦略的投資」と位置付ける重要性について

#### (3) 外部資金を呼び込む仕組みの強化について

#### (4) 子ども達の文化・芸術活動の充実強化について

#### 2 孤独・孤立対策の抜本的強化について

- (1) 根拠に基づく政策形成を徹底することについて
- (2) 若年層の孤独に対する支援の強化について
- (3) 実効性ある対策に向けた司令塔機能の強化と関連予算の一元化について

#### (4) 国の財源の戦略的活用について

#### 3 V R・A R技術を活用した次世代防災学習の推進について

- (1) 防災V R・A Rの導入効果について
- (2) 防災V R・A Rの導入推進に向けて
- (3) 県内学校教育への導入について
- (4) V Rを活用した災害医療体制の抜本的な強化について

#### 4 スマート農業の推進と次世代の担い手確保について

- (1) 未来の埼玉農業の礎を築くための戦略的な展望について
- (2) スマート農業の共同利用モデルの推進について
- (3) 新規就農者の住宅確保への支援について
- (4) 立正大学データサイエンス学部及び農業大学校との戦略的連携について

#### 5 深刻化するサイバー脅威への対応力強化について

- (1) サイバー局設置による成果について
- (2) サイバー局の人材戦略について
- (3) 企業向けの支援策の実効性について
- (4) サイバーセキュリティ専門人材の確保に向けた支援体制の構築について
- (5) 市町村の「防波堤」としての県の役割について

公明党

## 橋 詰 昌 児 議員



### 1 防災・減災対策について

- (1) 避難生活環境向上のための避難生活支援リーダー／サポーター等の養成について
- (2) 音声アプリで防災情報提供について
- (3) 防災意識向上の取組について

### 2 S D G s の推進について

- (1) 2030年の達成期限に向けて
- (2) 地球温暖化対策の一環としての「Jークレジット取得促進事業」の取組について
- (3) エコアクション・ポイントの取組について

### 3 電話リレーサービス「手話リンク」の導入について

### 4 全身に激痛が走る線維筋痛症など慢性疼痛について

### 5 自転車等の交通安全対策について

- (1) 県としての自転車運転マナーの向上について
- (2) 高校生向けの「埼玉県高校生自転車安全教育プログラム」の現状と課題について
- (3) 安全運転のための横断歩道の補修について

### 6 魅力ある県営公園を目指して

- (1) ドッグランの設置について
- (2) 屋内型公園の設置について

### 7 建設現場での熱中症対策について

### 8 地元問題

- (1) 県道平方東京線の拡幅整備について
- (2) 県道越谷八潮線相生陸橋の補修について

自由民主党

## 阿左美 健 司 議員



### 1 地上デジタル放送の難視聴地域の共聴組合に対する支援について

### 2 就職氷河期世代への支援について

### 3 第75回全国植樹祭の「活樹」は足元から

- (1) 埼玉地域森林計画の改定について
- (2) 全国植樹祭参加者が植樹した苗木の「育てる」について
- (3) 秩父ミューズパークのシンボル「イチョウ並木」について

### 4 林野火災の予防と延焼防止対策について

### 5 ナラ枯れ対策について

### 6 C O <sub>2</sub>排出量取引（目標設定型排出量取引制度）における民間企業への支援について

### 7 リアル体験教室の県内全域開催について

### 8 県立近代美術館の更なる魅力向上について

#### (1) 企画展等の充実について

#### (2) 収蔵資料の活用について

#### (3) 子どもたちに向けた取組について

### 9 地元問題について

#### (1) 横瀬町の倉掛沢の土石流対策について

#### (2) 東秩父村の摩利支天沢の土石流対策について

#### (3) 皆野町の県道長瀬玉淀自然公園線の整備について

#### (4) 長瀬町の国道140号の歩道整備について

#### (5) 小鹿野町の県道小鹿野影森停車場線の歩道整備について

自由民主党

## 小 川 直 志 議員



### 1 A I を活用した意見の収集・把握について

#### (1) 従来の意見収集と既存手法の課題について

#### (2) 政界にも広がるA I 活用「ブロードリスニング」について

#### (3) 埼玉版ブロードリスニングの構築について

### 2 入間川流域緊急治水対策プロジェクトについて

#### (1) プロジェクトの事業推進について

#### (2) 県の施策の取組と今後について

#### (3) 国の施策の現在の状況と今後について

### 3 災害時の避難所等について

#### (1) 避難所の生活空間の確保について

#### (2) トレーラーハウスの導入・活用について

### 4 サイクルツーリズム推進モデルルートについて

#### (1) 「荒川リバーサイドC i t y」と「秩父札所・長瀬」の現状について

#### (2) 市町村の観光資源と連携した新ルートの設定について

#### (3) 飲食店などへの協力依頼によるサイクルラックの設置促進について

### 5 自然環境の保全における生活排水対策について

#### (1) 合併処理浄化槽への転換について

#### (2) 公共浄化槽の整備促進について

#### (3) 法定検査の受検率向上について

#### (4) 検査機関の拡充について

### 6 埼玉県の看護師の現況について

#### (1) 埼玉県の看護師確保について

#### (2) 看護専門学校について

- (3) 看護専門学校への応援について
- 7 子どもの健康と適切な支援について
  - (1) 発達障害のある子の早期発見について
  - (2) 5歳児健診の実施状況について
  - (3) 5歳児健診の実施に向けた市町村支援について
  - (4) 発達障害のある子への支援について

自由民主党

## 杉 田 茂 実 議員



- 1 北部地域振興交流拠点の整備について
  - (1) 北部地域振興交流拠点の基本理念等と検討状況について
  - (2) 北部地域振興交流拠点内の具体的施設・機能について
    - ア 産業振興機能について
    - イ 新県立図書館について
- 2 本県の農業振興について
  - (1) 農地のグランドデザインの必要性について
  - (2) 農業技術研究センターの整備について
- 3 観光政策の課題認識と将来展望について
  - (1) 県内観光の課題と今後
  - (2) 県DMOの取組についての評価
- 4 エネルギー政策について
- 5 食品ロスの削減について
- 6 障害者入所施設での看取りについて
- 7 結婚支援の更なる充実について
- 8 地元問題について
  - (1) 県道葛和田新堀線の整備について
  - (2) 県道冴山熊谷線バイパスの整備について

自由民主党

## 立 石 泰 広 議員



- 1 県民の安全と安心のための外国人政策について
  - (1) 外務省への要望について
  - (2) 国との情報共有について
  - (3) 仮放免者への対応について
  - (4) 社会保障負担の未払い問題について
- 2 トイレ政策について
  - (1) 県有施設におけるトイレ政策について

- (2) 災害時のトイレ対策について
- (3) トイレトレーラーの活用について
- 3 小規模事業者のデジタル化支援について
  - (1) 小規模事業者へのDX促進体制の構築について
  - (2) 小規模事業者の実態把握について
  - (3) DX人材育成について
  - (4) 埼玉県DX推進支援ネットワークについて
- 4 地下インフラのデータベース化の推進について
- 5 ホームドアの設置について
- 6 建設業界における熱中症対策について
- 7 県営公園の有効活用について

# 委員長報告

## 企画財政 委員長報告

### 【目 次】

副委員長 長峰秀和



#### 常任委員会

企画財政	21
総務県民生活	22
環境農林	22
福祉保健医療	23
産業労働企業	24
県土都市整備	24
文教	25
警察危機管理防災	26

#### 特別委員会

自然再生・循環社会対策	26
地方創生・行財政改革	27
公社事業対策	27
少子・高齢福祉社会対策	28
経済・雇用対策	28
危機管理・大規模災害対策	29
人材育成・文化・スポーツ振興	29
八潮市道路陥没事故調査等	30

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「今回の補正予算に対しても、決算剰余金を活用することだが、今後の補正予算に活用できる財源をどの程度確保しているのか」との質疑に対し、「令和6年度決算の剰余金である約467億円と、財政調整3基金のうち普通交付税の精算等に要する部分を除いた実質的な残高としての約313億円を合計した約780億円を見込んでいる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「渴水対策について」及び「指定管理者制度における物価・人件費高騰の適切な反映について」質問が行われました。

その中で、「今年は7月に新潟県や東北地方の一部の地域において、少雨の影響などによって、渴水が深刻化した状況が見られた。首都圏においても、9月に入つてダムの貯水量が少なくなったとの報道もあったが、本県における状況はどうか」との質問に対し、「7月以降、降水量が少なく、特に8月の降水量は平均値の半分を切る状況となり、猛暑も続いた結果、9月4日時点のダムの貯水率は40%となった。9月5日に国土交通省関東地方整備局が利根川水系渴水対策連絡協議会幹事会を開催し、本県を含む関係都県と取水制限開始の日程や取水制限率などについて協議を行つた。また、水道用水や農業用水に係る取水制限の際の計画を作成したほか、利水者に取水制限への協力を呼び掛けた。取水制限の一歩手前であったが、台風第15号や前線に伴う降雨により、貯水率が50%を上回つたため、取水制限等は行われなかつた」との答弁がありました。

次に、「指定管理者制度では、指定期間が約5年程度と長期にわたる中、応募時に事業者が将来の物価や人件費の上昇をどこまで見込んで提案すべきかが曖昧になっていると思うが、どのように考えているのか。また、この5年間で最低賃金は約140円、15%程度上がつてゐるが、人件費が変わっていない施設がある現状について、どのように把握し、適正と考えているのか」との質問に対し、「指定管理者制度は民間の創意工夫を前提として

いるため、指定管理料の算定に当たっては、手数料や使用料など事業収入を踏まえて審査している。事業者からは、社会経済情勢を踏まえて中期収支計画が提出されていると認識している。また、物価・人件費高騰の指定管理料への反映は、原則として指定管理者の申出により、施設所管課と協議が行われるものである。指定管理者の判断によって協議が行われない場合があることは認識しているが、令和8年度予算に向けては、物価・人件費高騰の指定管理料の反映について、改めて指定管理者に対して丁寧に対応するよう施設所管課に周知をしていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「埼玉県返礼品付ふるさと納税事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 総務県民生活 委員長報告

副委員長 東 山 徹



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第107号議案について、「超過課税の対象法人は何社あるのか。また、資本金等が1億円超の法人と1億円以下で法人税額が1,000万円超の法人の内訳はどうか。さらに、1社当たりの平均税額及び上位の税額は幾らか」との質疑に対し、「令和6年度実績では、法人県民税の申告法人数全体約160,000社のうち、超過課税の対象法人数は約12,000社で、7.5%を占めている。また、資本金等が1億円超の法人は約2,700社、資本金等が1億円以下で法人税額が1,000万円超の法人は約9,600社である。さらに、1社当たりの平均税額は約37万円、最も上位の税額は約1億2,000万円であるが、対象法人の半数が税額10万円以下である」との答弁がありました。

また、「超過課税を廃止し、企業誘致のインセンティブにできないか」との質疑に対し、「税率が他県よりも低いことは、進出への一つのファクターになり得ると考えられるが、経済産業省の調査によると、企業が立地先を選択する上で重要視するのは、税負担の軽減など自治体からの助成だけでなく、立地条件や人材確保など様々な要素がある。また、税率を引き下げるに、その分の歳入確保ができなくなり、行政需要への迅速かつ的確な対応が困難になるため、これらを総合的に勘案し、確実な税収確保につながる超過課税の延長をお願いするもので

ある」との答弁がありました。

次に、第110号議案について、「工事の変更理由として、賃金及び物価の上昇に伴う規定の適用とあるが、インフレスライド条項を適用する理由は何か。また、工期が1年以上残っているが、今後も物価上昇等の情勢が続いた場合、再度条項の適用は可能なのか」との質疑に対し、「条項の適用条件は、工期が2か月以上残っていること及び発注者側の積算で変動前後の残工事金額の差額が、変動前残工事金額の1%を超えており、これらの条件が満たされているため、条項を適用するものである。また、同一の工事契約で再度条項を適用することも可能である。上昇傾向にある資材価格や労務単価の動向に注視しつつ、本工事に限らず、施工者からの各種条項の請求があった場合には、速やかに対応していく」との答弁がありました。

このほか、第111号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました次第であります。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「消費者被害対策の推進について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 環境農林 委員長報告

副委員長 橋詰昌児



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「暑さ対策について」、「米のイネカメムシと高温障害による被害について」及び「高温による農作物被害について」質問がありました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

その中で、「今年の夏も危険な暑さだったが、県民の健康を守るために、県は現在どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「県内30か所で測定した暑さ指数のリアルタイム配信など、熱中症を防ぐために関係部局とともに情報発信している。さらに、外出時の熱中症を防ぐため、今年度から民間企業と連携した日傘のシェアリングサービスを開始している」との答弁がありました。

次に、「米について、現在晚稻の収穫時期だが、昨年来イネカメムシの被害報告があり、被害状況を把握して

いるのか。また、高温障害についても被害報告があり、その把握も引き続き行う必要があると思うが、現在の被害状況はいかがか」との質問に対し、「イネカメムシについて、定点調査では昨年と比べ7月の発生数が多かつたため、注意報を発表した。8月以降については、広域一斉防除を進めたため、昨年よりも発生数は少なくなっている。また、高温障害については、広範囲で白未熟粒が発生している。ただし、現在農産物検査中のため、全容は把握できていない。今後も、情報収集を進め、注視していく」との答弁がありました。

次に、「高温による農作物の被害は、県では対応できないところもあるので、国への要望をしっかりと行っていたきたいがいかがか」との質問に対し、「国の担当部長会議や施策説明会などの機会を通じて県の実情を説明し、対策を講じてもらうように要望していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部から「環境科学国際センターの取組について」、農林部から「埼玉県県産木材利用促進条例（仮称）骨子案について」及び予算特別委員会の附帯決議に関連して「農業技術研究センターの業務の効率化及びソフト・ハード面の充実について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告

委員長 関根信明



### 〈議員提出議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議第41号議案「埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例」の1件であります。

以下、この議案の審査について申し上げます。  
まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「今回の条例改正によって、どのような影響が生じるのか。また、第13条の通告等を行いやすい環境整備とは、どのようなものを想定しているのか」との質疑に対し、「新たに創設された幼保連携型認定こども園や幼稚園の職員等による虐待に関する通告等についても、県が行う環境整備や安全確認のための措置の対象となる。平成30年度に埼玉県虐待通報ダイヤルが開設されるなど、これまで通告等を行いやすい環境の整備が図られてきた例を踏まえて、新たに条例の適用対象となる施設の環境整備が図られるものと考えている」との答弁が

ありました。

また、「今回の条例改正は、より慎重な審議を行うためにも、令和7年6月定例会で提案すべきだったのではないか」との質疑に対し、「本年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律案が成立したことを踏まえれば、6月定例会で提案をし、慎重な審議を行うことが望ましかったが、条例の規定の整理によって生じる影響の検討などに時間を要したため、今定例会の提案となつた。条例を運用する執行部との連携において、今後改善を要する事項と考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

副委員長 須賀昭夫



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「中央児童相談所一時保護所の建替え整備において、増額補正を行うこととなった要因は何か」との質疑に対し、「令和7年度当初予算に見込めなかった事情変更によるものである。主に3点あり、1点目は、解体工事における壁の塗装材に含まれるアスベストの除去、2点目は、軟弱地盤への対応方法が判明したことによる工法等の変更、3点目は、当初予算では見込めなかった令和8年度の建設に係る人件費、資材価格の上昇率の判明によるものである」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「病床数適正化支援事業について、第二次内示分の83床をどのように配分するのか」との質疑に対し、「国の基準に該当する医療機関13施設に80床分を配分する。残りの3床は、第一次内示分100床のうち、同様に残った42床と合わせて、県の裁量で単年度収支が赤字の医療機関を中心に配分する」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「児童福祉施設の今後

の在り方について」及び「有床助産所への乳幼児体動モニター（呼吸センサー）設置の支援について」質問が行われました。

その中で、「深刻化する福祉人材不足を踏まえて、人材確保・定着のため、児童養護施設職員への支援である家賃補助や就職準備金貸付制度を拡充する考えはないのか」との質問に対し、「県では、今年度、職員への家賃補助の対象者の拡大や就職準備金貸付制度の見直しを行ったところであり、更なる拡充については、予算、効果、関係団体の意見等も踏まえて検討していく」との答弁がありました。

次に、「乳幼児体動モニターについて、市町村が実施する補助事業は4市にとどまり、県内で産後支援の空白地域が生じている現状を踏まえ、県主導で乳幼児体動モニターの導入促進をすべきではないか」との質問に対し、「乳幼児体動モニターが国庫補助事業の対象となることを改めて市町村や助産所へ周知するとともに、市町村に対しては、産後ケア事業の委託に際して必要な備品等の要望の把握を依頼していく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告

副委員長 渡辺聰一郎



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「県内中小企業への資金繰り支援について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症の影響下で実施された実質無利子・無担保の融資、いわゆるゼロゼロ融資返済の負担が県内中小企業の経営を圧迫することが危惧される中、経営安定化を図るため、どのような支援をしたのか。また、支援実績はどうか」との質問に対し、「ゼロゼロ融資からの借換えを含め、新規の資金需要にも対応できる、伴走支援型経営改善資金や経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】を創設した。また、伴走支援型経営改善資金は、令和4年4月から令和6年6月末までに8,917件、1,908億円の利用があり、業種別では件数ベースで建設業が33.7%、製造業が21.9%、サービス業が13.2%であった。後継資金として令和6年7月に県独自で創設した経営あんしん資金【経営改善おうえん特例】は、令和7年3月末までに716件、153億円の利用があり、業種別では件数ベースで建設業が37.7%、製造業が18.2%、サービス業が12.8%であった」との答弁があり

ました。

また、「県内中小企業を取り巻く経営環境が厳しい現状において、今年度どのように中小企業の資金繰りを支援しているのか。また、利用状況はどうか」との質問に対し、「令和7年4月に、経営あんしん資金【物価高騰特例】を創設し、物価高騰や人件費の上昇により利益率が5%以上減少している事業者を対象として、300億円の融資枠を確保している。令和7年8月末現在で226件、38億円の利用があり、業種別では件数ベースで建設業が32.7%、製造業が23.5%、サービス業が11.9%である」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）の整備について」、企業局から「更なる安定供給に向けた浄水場間の連携強化～吉見浄水場拡張工事～」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 県土都市整備 委員長報告

委員長 柿沼貴志



### 〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第106号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「補償費はどのように見積もっているのか。また、被害を受けた住民や事業者に対する今後の向き合い方について県はどう考えているのか」との質疑に対し、「補償の対象は、おおむね200m以内及び交通規制区域内の90事業者と419世帯であり、これが基準となる。事業者に対する補償は、既に交渉を進めている金額を参考に積算している。電気代や家屋調査等については、事前に相談を受けた金額の平均値などを活用して積算している。今後、新たな被害が生じることも考えられるので、補償は継続的に考えていく。新たに個別の相談があれば、丁寧に対応をしていく」との答弁がありました。

また、「健康被害について、今後補償が必要になる可能性があると考えるが、どのように対応するのか」との質疑に対し、「疾病等の因果関係が明らかであれば補償の対象となる。この場合、個別の相談に応じながら、補償の範囲や金額を判断していくため、引き続き、相談にはしっかりと対応していく」との答弁がありました。

さらに、「補償申込書類の承諾事項に、申込みに係る

補償契約を締結した後は、この契約に基づくものほか一切請求しないものとするなどの記載がある。申込後に、何らかの被害が発生した際も、追加で補償を求めることができるのか」との質疑に対し、「この承諾事項は、補償について双方が合意の上、手続を行うというものである。同じ補償内容であれば追加の補償はないが、異なる被害が生じている場合は、別の補償になると考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、附帯決議として「八潮市道路陥没事故については、県道で発生した社会資本事故であるため、被害を受けた住民、事業者等に対して、継続して状況を幅広く聴き取り、必要な事業を実施すること」と提案があり、採決いたしましたところ、総員をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

副委員長 戸野部 直 乃



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第105号議案について、「この時期に予算を増額する理由は何か。また、人命に関わるような土木工事は、国庫補助金の内示があったら、もっと前倒しで補正できないのか」との質疑に対し、「増額は、国庫補助金の内定増によるものである。また、国からの追加内示の可能性や年度初めは2月定例会で認めていたいた国の経済対策を反映した補正予算の執行に注力することから、現年度予算の内定増に係る補正は、例年9月定例会に提案している。人命に関わるような急を要する事業については、適切な時期に予算の補正を行う必要があるので、6月定例会での補正も検討していく」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第108号議案について、「老朽化したマンションの状況を把握しているのか。また、老朽化するマンションへの県の取組方針はどうか」との質疑に対し、「所管する町村部のマンションを対象に、管理状況等の把握のため、定期的にアンケート調査を実施するほか、町村と連携し、外観調査を実施した。市が

管理するマンションの状況は、県と市町村で構成するマンション行政連絡会議を通じて把握している。また、適正な管理を推進するため、埼玉県マンション管理適正化推進計画を策定している。管理不全の兆候を把握した場合は、適切に助言、指導、勧告等を行うとともに、埼玉県分譲マンションアドバイザーのpussh型派遣を今年度創設しており、適切な支援を実施していく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「一級河川江川における河川整備計画の変更（関係住民への意見聴取）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 文 教 委員長報告

副委員長 保 谷 武



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第109号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「本条例改正は国の政令の一部改正に伴うものと理解しているが、国が政令を改正するに至った背景と引上げ額算出の概要はどうか」との質疑に対し、「介護補償の上限額については、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を基に国で設定している。この額は、令和6年度に厚生労働省が介護従事者に対して行った調査の結果を受け、国の労働政策審議会を経て改正が行われた」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「埼玉県立高校の学校数についての中長期的ビジョンについて」、「県立深谷はばたき特別支援学校の給食調理委託の入札不調について」及び「県立学校教職員の勧奨退職について」質問が行われました。

その中で、「大阪府では15年後に中学校を卒業する生徒数の減少に合わせて府立高校数を減らす計画だが、本県の『魅力ある県立高校づくりの方針』では、生徒数の

減少ほど県立高校数を減らしていない。この差はなぜ生じるのか」との質問に対し、「当該方針で示した再編整備の学校数は、公立中学校等卒業予定者数が減少していく中で、一定の学校規模が維持できるように算出している。また、地域によっては過度に高校数が少なくならないよう、地域の状況に配慮しながら再編校数を算出している。生徒の通学利便性や高校の選択肢を確保していく上では、小規模校でも残していかなければならない場合もある」との答弁がありました。

次に、「給食は教育の一環で、県が責任を持ってきちんと提供していく必要があると考える。入札不調とならないために今後の防止策をどうしていくのか」との質問に対し、「人件費や物価の高騰を踏まえた予算の確保や積算方法の見直しを行うとともに、入札の際には多くの事業者が参加できるよう、入札情報の周知に努めていく。学校教育において給食は非常に重要であるので、しっかり取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「今年度から、原則として退職の勧奨を行わなくなった理由は何か」との質問に対し、「学校現場においては、教職員の確保が大きな課題となっていることから、こどもたちの学びを保障するため、今年度から退職の勧奨は原則行わないこととした」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「教職員によるわいせつ行為や盗撮などの不祥事根絶について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 安 藤 友 貴



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第112号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「今回の損害賠償は保管場所標章印字機について、5年間のリース料のうち残リース分の全てを負担すること」ということだが、リース契約を解除せずに利活用することはできないのか」との質疑に対し、「あらかじめ不動文字や絵柄が印刷された保管場所標章台紙の特定部分に、保管場所の標章番号、都道府県及び市町村名、管轄警察署署長名のみを印字する機能しか有していないため、ほかの用途に利活用できない」との答弁がありました。

また、「国の法律改正による損害賠償のことだが、法律改正により自治体が財政上の負担を負うことに疑問

を感じる。国に対応を求める考えはないのか」との質疑に対し、「国は、改正法の施行に伴い発生した費用の予算措置を行っていないと承知している。国が主導した法改正に伴い発生する費用であることから、国における交付金等による措置を要望する予定である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「大宮駅東口防犯カメラ整備事業の継続を求める決議への取組状況」、危機管理防災部から「高圧ガス及び火薬類に係る安全の確保について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 柿 沼 貴 志



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回、「農林業・農山村の循環型社会への貢献について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「化学肥料使用量の低減に向けて、どのような取組をしているのか。また、国とも連携して、化学肥料の低減がもたらす豊かな土壤や人体への影響について、明確なエビデンスを示すことで、化学肥料使用量の低減が効果的に進むのではないか」との質問に対し、「化学肥料に代えて、国内資源由来の有機肥料や堆肥を使用した水稻及び麦の栽培実証や地域ぐるみで有機農業に取り組む先進的なモデル市町への支援などを行っている。エビデンスについては、化学肥料の過剰施肥が微生物の働きを抑制して土が固くなることや、農薬に含まれる殺虫成分が環境に影響をもたらすことはあるが、具体的な数值等は把握していないため、情報収集に努め、有益な情報を発信していく」との答弁がありました。

次に、「埼玉県農林水産業振興基本計画の目標のうち、森林整備面積と県産木材供給量の実績が大きく下回っているが、今後どのように対応するのか」との質問に対し、「森林整備面積の拡大に向けて、高性能林業機械の導入

等による作業効率向上支援やナラ枯れ対策に取り組む市町村の支援等を行っていく。県産木材供給量の増加に向けては、林業事業体の木材生産の効率向上支援や流通体制の整備としてサプライチェーンの構築支援などを行っている。さらに、活樹という理念を発信した全国植樹祭を機に、県産木材利用促進条例を制定する予定であり、主要施策として推進していくとの答弁がありました。

次に、「森林は県民みんなで守るという発想で、県主導による森林環境譲与税の活用促進が必要ではないか」との質問に対し、「これまで人口割で配分されていた仕組みを、都市部の割合を減らして、山側の割合を増やしたほか、『埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター』を設置し、市町村間のマッチング支援を行っている。今後は、一対複数や複数同士のマッチングを進め、森林環境譲与税の活用を促進していくとの答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革 特別委員長報告

副委員長 渡辺 大



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方財源の確保対策について」及び「地方創生・SDGsの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「令和元年度税制改正による国税化の結果、最近の状況では、東京都の地方法人二税の税収シェアは、県内総生産のシェアを下回っており、既に必要以上の分配がされている。これ以上地方法人課税を見直す必要はないという東京都の主張に対し、本県はどのように考えるのか」との質問に対し、「東京都が地方法人二税の税収シェアとして示している数字は、純粋な自主財源としての地方法人二税に加え、地方法人税を原資とする地方交付税の交付額相当分を含んでおり、各都道府県が自主財源として集めた税収に、東京都には交付されない地方交付税の一部を足し込んだものである。総務省によると、

純粋な地方法人二税のみの東京都のシェアは22.5%で、県内総生産のシェアを上回っているとの答弁がありました。

次に、「本県におけるふるさと納税の目標額は1億円と低いため、流出額を取り戻せるほどの金額を確保できるよう努力すべきであり、基金の運用も、実質運用益の目標が0.3%と低く、経済成長率や物価上昇率程度まで努力して運用していくという意気込みが感じられない。本県の自主財源確保策が乏しいことが問題と考えるがどうか」との質問に対し、「有利な地方債の活用だけでなく、税収を確保しつつ、歳入確保策にも取り組んでいく必要があることは認識しております、各課や各施策と連携し歳入確保策を検討していきたいとの答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策 特別委員長報告

副委員長 高橋 稔裕



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「公益社団法人埼玉県農林公社」、「埼玉県土地開発公社」及び「公益財団法人埼玉県下水道公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益社団法人埼玉県農林公社について、「都市近郊農業への支援はどうなっているのか」との質問に対し、「見沼田んぼ内に見沼農業センターを設置し、就農予備校として農業者を目指す方への研修の場を提供している。さらに、収穫体験の場の提供を行うことで、都市近郊農業への貢献をしているとの答弁がありました。

次に、埼玉県土地開発公社について、「受託事業量と経常利益の推移は、年度によって大きく増減しているが、職員数は大きく変わっていない。業務量にはらつきがあると思われるが、業務量の平準化についてどのように考えているのか」との質問に対し、「受託事業量の増加に対して、組織と人員の両面から対応している。令和4年度から防災・減災、国土強靭化特別対策室を設置し、3

名の増員を行った。また、即戦力として用地取得経験のある県や市町村の元職員を専門官として、任期付きで採用し、事業量の増加に対して機動的に対応している」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県下水道公社について、「外注することにより、現場で作業する機会が少なくなり、技術の空洞化が生じているのではないかとの懸念があるが、勘や現場のセンスといった部分も含めた技術の継承や人材育成の仕組みをどのようにしているのか」との質問に対し、「OJTを中心として、個人ごとに外部研修や資格取得支援の5年計画を立てて育成を図っている。安全対策の意識を大事にしており、技術職員はほぼ全員が酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を取得している。また、市町村職員に対しても現場体験型実務研修を年に2回実施している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策特別委員長報告

委員長 岡田 静佳



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「地域医療について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「医師確保対策について、埼玉県総合医局機構の地域枠医学生奨学生の貸与者のうち、本県出身者の割合はどうか。また、本県出身者への貸与の割合を高めることについて、どのように取り組むのか」との質問に対し、「これまで388人に地域枠医学生奨学生を貸与しており、そのうち230人が住所又は通学していた高校の所在地が埼玉県の方で、割合は59.3%である。また、地域枠を設定している大学に、出願資格を地元出身者に限定できないか確認したところ、入学生の学力を一定以上に保つため、本県の出身者だけに限定するのは難しいとの回答があった。本県出身者が地域枠に多く出願してもらえるよう、医学部を目指す県内の学生に地域枠制度のPRを図っていきたい」との答弁がありました。

次に、「災害時には医療資源や人材が地域ごとに偏在しやすい。今後、医療資源の地域偏在をどのように是正していくのか。また、秩父保健医療圏には災害拠点病院がないが、万が一災害が起こった場合、秩父地域ではどのような対応になるのか」との質問に対し、「地域偏在は正のため、災害拠点病院や災害時連携病院に指定できる可能性がある規模の医療機関に働き掛けたい。また、秩父地域で災害が発生した場合は、二つの災害時連携病院が事実上中心的な役割を担うが、県内外からの保健医療活動チームとも連携していくとともに、対応が困難な重症患者がいた場合は、救急車やドクターヘリ等で受入可能な域外の災害拠点病院等への搬送を想定している」との答弁がありました。

次に、「市町村におけるアピアランス助成事業及びAYA世代終末期在宅療養支援事業の利用件数や利用者からの評価はどうか。また、未実施市町村への働き掛けや助成額の妥当性の検証について、どのように行っているのか」との質問に対し、「令和6年度の市町村における利用実績は、アピアランス助成事業は33市町、1,477件、AYA世代終末期在宅療養支援事業は16市町、18件であった。利用者からは、アピアランス助成事業では、助成額は少ないが、がんにかかっている自分を市が支援してくれていることがうれしい、AYA世代終末期在宅療養支援事業では、病院の職員から、この制度があることで在宅での看取りを提案しやすくなつた、との声を聞いている。未実施市町村には個別訪問を行うほか、各種研修会を通じて働き掛けている。助成額の妥当性については、アピアランスケアの専門家から、本県の助成額について一定の評価をいただいている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策特別委員長報告

副委員長 深谷顕史



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「先端産業の推進と企業誘致について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、

その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「先端技術を担う人材育成について、埼玉大学と連携した人材育成講座は、単発ではなく、産学官が連携した体系を設計することが重要だと思うが、今後の展開をどう考えているのか」との質問に対し、「産学官連携については、以前から都度実施してきたが、体系的に整備されていない。今後は、そうした体系について研究していきたい」との答弁がありました。

次に、「今後、インターチェンジの開通を検討している地域に関して、経済的支援も含め、県が積極的に市町村と連携を取って誘致活動を進めてもらいたいと考えるがどうか」との質問に対し、「これまで、積極的に市町村を訪問し、産業用地の創出を働き掛けるとともに、経済的支援ではなく、開発手法、事業手法及び関係機関協議の進め方について伴走型の技術的支援を行うことで、市町村のまちづくりに合った産業基盤づくりを進めてきた。引き続き、市町村と連携しながら、円滑に産業基盤づくりが進むように取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸夫



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」でありますが、今回は、「あらゆる危機への対応について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「あらゆる危機への対応とのことだが、既存の危機対応を整理しただけと感じた。八潮市道路陥没事故を受け、どのような対応を追加し、あらゆる危機への対応とするのか」との質問に対し、「八潮市道路陥没事故を含めて、情報の収集と共有が重要であると考えている。災害オペレーション支援システムの改修で音声入力機能等を追加し、不慣れな担当者であっても速やかに入力でき、防災関係機関とより緻密な情報共有を行うことで、

対応を強化したい」との答弁がありました。

次に、「自衛隊への災害派遣要請について、今の仕組みでは市町村長から自衛隊に派遣を求めることができないということだが、実態としてよいのか」との質問に対し、「災害対策基本法で、市町村長は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めることができる。それに基づいて知事は自衛隊の派遣要請を行うため、県と市町村でしっかりと情報共有した上で、派遣要請するという適切な仕組みとなっている」との答弁がありました。

次に、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度は、自然災害以外の事故災害にも対応できるのか」との質問に対し、「当該制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給するものであり、制度適用の対象を自然災害に限定している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

副委員長 小川直志



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」でありますが、今回は、「文化の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「ポップカルチャーの分野への活動費助成や障害者アートの利活用について、更なる周知が必要であると考えるがどうか」との質問に対し、「ポップカルチャーへの助成金については、メディア芸術が助成対象となっていることをホームページで分かりやすく周知するとともに、市町村や大学、専門学校等と連携して制度の利用を促進していく。障害者アートの利活用については、企業や団体等の会議に出向いてチラシを配布するほか、関係団体の協力を得て、会員向けに利活用を勧めるメッセージを送っていただくななど、今後も周知に努めていく」との答弁がありました。

次に、「今年で第73回を迎える埼玉県美術展覧会の課題は何か。また、それに向けてどのような対策を行って

いるのか」との質問に対し、「出品者の多くが高齢者であり、若手の参加が少ないという課題があったが、令和5年度に高校生奨励賞を創設し、令和6年度からは書道部門において高校生の応募条件を緩和したところ、今年度の高校生の出品者数は昨年度から70人増加し、227人となった」との答弁がありました。

次に、「予算削減の対象になりやすい文化芸術振興事業について、どのように今後の事業執行や予算編成に臨み、文化芸術を振興していくのか」との質問に対し、「超少子高齢社会を迎えるに当たって、文化芸術の果たす役割は非常に大きいと思っている。文化の持つ可能性や県民生活の質の向上に文化芸術が欠かせないということを今後もしっかりと訴えていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

## 八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

副委員長 逢澤 圭一郎



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」であります。今回は、「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会（中間取りまとめ）」、「復旧工事の進捗状況」、「補償の実施状況」、「下水道施設等の老朽化対策」、「埼玉県における全国特別重点調査の実施結果」、「危機発生時のリエゾン派遣」及び「県管理道路における路面下空洞調査の実施状況」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「八潮市道路陥没事故について、その他の補償申込書の承諾事項第3項には、『その他の補償について、この契約に基づくもののほか一切請求をしないものとします』と記載されており、非常に冷たい印象を与える。地域住民に安心感を与えて、かつ、県としてもしっかりと対応するという思いを示すため、文章を改善すべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「承諾事項については、県の用地事務取扱要綱に定められた補償契約書の様式を準用している。住民や事業者に誤解を招くような記述であれば修正しなければならないため、専門家にも

確認しながら対応したい」との答弁がありました。

次に、「下水道のインフラ整備の骨格は国が作り、国のガイドラインに従って点検していたにもかかわらず事故が起こってしまった。整備当初から将来の維持管理方法や路面下の調査方法などを考えておくべきであり、国に責任を求め、それに対応する取組を求めていくべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「御指摘のとおり、国の政策に基づき行ってきたため、大きな事故を経験した本県として、国に対し求めるべきことをしっかりと求めていく」との答弁がありました。

次に、「事故対応に係る事業費については、中川流域下水道の関係市町や住民に過度な負担がかからないよう、更なる国庫補助金及び新たな補償制度の創設について、国に求めるべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「今回の道路陥没事故は、流域下水道として前例のない大規模なものであるため、可能な限り住民負担を軽減できるよう国に働き掛けていく。また、国でも新たな補助制度の検討がなされていると認識しているが、下水道施設が国費を充当して整備されてきたことも踏まえて、国費の充当も含めた費用負担の仕組みや制度について、国に検討を求めていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「空洞調査について、県は国と連携して地下10mの調査ができるよう、技術開発を急ぐこと」、「地元自治体の健康被害をはじめとした事故関連の対応について、プッシュ型で財源措置や人員派遣を行うこと」、「臭気に対する補償については、200mの範囲外の住民にも補償すること」などであります。

次に、本県議会は、本県に対し、道路陥没事故による被害を受けている全ての住民や事業者に寄り添い、きめ細かな支援を行うこと及び、下水道管の腐食と崩落に至った原因・メカニズムを明らかにし、補修・補強などのメンテナンス技術と、管路マネジメントの在り方の早期確立に努めることを強く求める「道路陥没事故に係る住民・事業者に寄り添ったきめ細かな支援等を求める決議（案）」並びに国に対し、地方自治体と住民の負担がないよう最大限の財政措置を行うとともに、地方自治体と連携して新たな補償制度を創設することを強く求める「道路陥没事故の復旧事業費等における財政措置を求める意見書（案）」、下水道施設の改修・更新に係る費用負担の在り方を見直すとともに、維持管理効率を高める方策を検討すること、及び適切な下水道処理区域の設定、合併浄化槽の有効活用、複線化が必要な地域の選定などを行い、あらゆる可能性を検討すること、並びに国の定めた基準等に基づく下水道施設のマネジメントを確実に行えるように、国は十分な予算を確保し、都道府県や市町村が受け取ることができる額の増額を図ることを強く求める「持続可能な下水道管理体制の構築を求める意見書（案）」及び探査技術の研究開発のための予算を十分確保するとともに、研究機関や民間企業の研究開発支援

や新たな調査手法の導入推進を積極的に行うことを強く求める「路面下空洞探査技術の研究開発支援等を求める意見書（案）」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、いずれも総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

令和7年9月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

## 議案の審議結果

9月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計34議案について、22日間にわたり熱心な審議が行われ、10月15日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案 可決	同意	継続 審査	合計
予 算	2				2
条 例	4				4
事 件	6	7	2		15
意見書・決議	13				13
計	25	7	2		34

## 知事提出議案

議案番号	件 名	要 旨	議決結果
105	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	補正額 補正後 88億4,620万5千円 2兆2,490億4千万円	原案可決
106	令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	補正額 補正後 62億8千万円 1,014億5,451万1千円	原案可決
107	法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長しようとするものである。	原案可決
108	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を松伏町が処理することとしようとするものである。	原案可決
109	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護補償の額を改定しようとするものである。	原案可決
110	工事請負契約の変更契約の締結について	工事名 (仮称) 川口北警察署新築工事 施工箇所 川口市大字西立野地内 履行期限 令和9年1月31日 変更請負金額 22億7,714万5,200円 今回増額 6,614万5,200円 請負業者 三ツ和総合建設業協同組合	原案可決
111	工事請負契約の変更契約の締結について	工事名 (仮称) 川口北警察署新築空調設備工事 施工箇所 川口市大字西立野地内 履行期限 令和9年1月31日 変更請負金額 5億3,208万1,000円 今回増額 5,908万1,000円 請負業者 株式会社サイエイヤマト	原案可決
112	損害賠償の額を定めることについて	賃貸借契約の解除に係る損害賠償の額を定めようとするものである。	原案可決

113	令和6年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について	<p>一般会計歳入歳出決算</p> <table> <tbody> <tr><td>予算現額</td><td>2兆3,941億3,176万1,906円</td></tr> <tr><td>収入済額</td><td>2兆2,842億3,169万3,614円</td></tr> <tr><td>支出済額</td><td>2兆2,333億7,102万8,525円</td></tr> <tr><td>翌年度へ繰り越すべき財源</td><td>34億7,432万4,347円</td></tr> <tr><td>実質収支額</td><td>473億8,634万 742円</td></tr> <tr><td>前年度実質収支額</td><td>349億7,680万1,163円</td></tr> <tr><td>単年度収支額</td><td>124億 953万9,579円</td></tr> </tbody> </table> <p>特別会計歳入歳出決算</p> <table> <tbody> <tr><td>予算現額</td><td>1兆2,393億 111万4,512円</td></tr> <tr><td>収入済額</td><td>1兆2,294億6,548万3,286円</td></tr> <tr><td>支出済額</td><td>1兆2,234億6,984万4,814円</td></tr> <tr><td>翌年度へ繰り越すべき財源</td><td>1億7,110万5,008円</td></tr> <tr><td>実質収支額</td><td>58億2,453万3,464円</td></tr> <tr><td>前年度実質収支額</td><td>52億 812万4,024円</td></tr> <tr><td>単年度収支額</td><td>6億1,640万9,440円</td></tr> </tbody> </table>	予算現額	2兆3,941億3,176万1,906円	収入済額	2兆2,842億3,169万3,614円	支出済額	2兆2,333億7,102万8,525円	翌年度へ繰り越すべき財源	34億7,432万4,347円	実質収支額	473億8,634万 742円	前年度実質収支額	349億7,680万1,163円	単年度収支額	124億 953万9,579円	予算現額	1兆2,393億 111万4,512円	収入済額	1兆2,294億6,548万3,286円	支出済額	1兆2,234億6,984万4,814円	翌年度へ繰り越すべき財源	1億7,110万5,008円	実質収支額	58億2,453万3,464円	前年度実質収支額	52億 812万4,024円	単年度収支額	6億1,640万9,440円	継続審査
予算現額	2兆3,941億3,176万1,906円																														
収入済額	2兆2,842億3,169万3,614円																														
支出済額	2兆2,333億7,102万8,525円																														
翌年度へ繰り越すべき財源	34億7,432万4,347円																														
実質収支額	473億8,634万 742円																														
前年度実質収支額	349億7,680万1,163円																														
単年度収支額	124億 953万9,579円																														
予算現額	1兆2,393億 111万4,512円																														
収入済額	1兆2,294億6,548万3,286円																														
支出済額	1兆2,234億6,984万4,814円																														
翌年度へ繰り越すべき財源	1億7,110万5,008円																														
実質収支額	58億2,453万3,464円																														
前年度実質収支額	52億 812万4,024円																														
単年度収支額	6億1,640万9,440円																														
114	令和6年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	<p>令和6年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算</p> <p>令和6年度埼玉県工業用水道事業会計決算</p> <p>令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計決算</p> <p>令和6年度埼玉県地域整備事業会計決算</p> <p>令和6年度埼玉県流域下水道事業会計決算</p>	継続審査																												
115	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	埼玉県土地利用審査会委員塚田小百合の任期は、令和7年10月24日で満了となるが、再び塚田小百合を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意																												
116	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	埼玉県土地利用審査会委員鈴木俊治の任期は、令和7年10月24日で満了となるが、再び鈴木俊治を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意																												
117	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	埼玉県土地利用審査会委員小倉和夫の任期は、令和7年10月24日で満了となるが、再び小倉和夫を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意																												
118	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	埼玉県土地利用審査会委員曲山由美の任期は、令和7年10月24日で満了となるが、再び曲山由美を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意																												
119	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	埼玉県土地利用審査会委員齋藤雅一の任期は、令和7年10月24日で満了となるが、後任として島田喜久男を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意																												
120	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	埼玉県土地利用審査会委員熊谷直子の任期は、令和7年10月24日で満了となるが、後任として小口千明を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意																												
121	埼玉県土地利用審査会委員の任命について	埼玉県土地利用審査会委員大村雅恵の任期は、令和7年10月24日で満了となるが、後任として島田陽子を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意																												

# 議員提出議案（条例・意見書等）

議第41号議案

## 埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例

埼玉県虐待禁止条例（平成29年埼玉県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「並びに児童虐待防止法第6条第1項」を「、児童虐待防止法第6条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の4第1項（学校教育法第28条第2項（同法第82条において準用する場合を含む。第10号において同じ。）において準用する場合を含む。）」に改め、同条第9号中「並びに障害者虐待防止法第7条第1項」を「、障害者虐待防止法第7条第1項」に改め、「第22条第1項」の下に「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第40条の3第1項」を加え、同条第10号中「第33条の12第3項」を「第33条の12第4項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の4第3項（学校教育法第28条第2項において準用する場合を含む。）」に、「並びに障害者虐待防止法第9条第1項」を「、障害者虐待防止法第9条第1項」に改め、「第22条第2項」の下に「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の3第2項」を加える。

### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

原案可決

議第42号議案

## 哀悼決議

埼玉県議会浅井明議員の逝去を悼み、謹んで御冥福を祈る。

以上、決議する。

令和7年10月15日

埼玉県議会

原案可決

議第43号議案

## 燃料課税の暫定税率廃止に当たり代替財源の安定的な確保を求める意見書

国際情勢の不安定化等による原油価格の上昇を受け、企業活動や国民生活に影響が生じている。中でも、燃料価格高騰による輸送コスト増からくる製品・サービスへの価格転嫁や、光熱水費上昇による家計負担増により、国民の生活はひっ迫している。

揮発油税及び地方揮発油税の暫定税率の廃止については、今年7月、与野党6党が「今年中のできるだけ早い時期に実施する」との合意を交わしており、現在、廃止に向けた協議が行われている。

一方、地方揮発油税は全額が地方揮発油譲与税として都道府県及び市町村に譲与されており、暫定税率廃止に伴う地方公共団体の減収は約330億円と試算されている。今後、燃料課税の暫定税率廃止の議論が加速し、軽油引取税の暫定税率も廃止された場合は、合わせて約5,000億円の減収となる。

減収により行政サービスの提供や財政運営に支障が生じれば、かえって住民の負担となりかねない。今後、社会資本の更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要の一層の増加が見込まれることからも、住民の生命・財産や生活を守るため、確実に事業を遂行できるよう、財源が安定的に確保される必要がある。

よって、国においては、燃料課税の暫定税率廃止に当たって、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないよう、地方公共団体の意見を尊重し、代替の恒久財源を措置するなど、国・地

方を通じた安定的な財源を確保することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第44号議案

## 庁舎火災からの早期復旧のための支援拡充を求める意見書

令和7年5月に本県白岡市庁舎において火災が発生し、燃損被害により庁舎機能や基幹システムが一時的に停止した。市では、現在、既存公共施設に臨時事務所を設置して業務を行っており、今後はプレハブの仮設庁舎を建設予定だが、完全な復旧には約3年を要する見込みである。

地方自治体における庁舎は、住民サービスの拠点であるのみならず、大規模災害等発生時の応急復旧活動の拠点であり、庁舎が損壊した場合、その原因を問わず、住民の生命・財産を守る危機管理の観点から早期復旧が重要である。

一方で、国は火災原因によって財政措置の内容に差を設けており、今回の白岡市庁舎火災の場合には、自然災害に起因する火災と比べ、例えば、特別交付税の措置率が低く設定されているなど、復旧や行政活動維持のための財政支援が十分ではない。庁舎復旧には莫大な予算を要し、財政運営上多大な影響が生じるため、自然災害を起因とする火災と同等の財政支援が必要である。

よって、国においては、下記の事項について早急に措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 自然災害に起因しない火災による庁舎損壊の場合においても、自然災害を起因とする火災の場合と同等の支援が受けられるよう、復旧や行政活動維持に係る財政措置を拡充すること。
- 2 地方自治体において庁舎が損壊する火災や事故等が発生した場合、行政機能の早期復旧に係る技術的支援ができる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
防災担当大臣

様

原案可決

議第45号議案

## 社会経済情勢を適切に反映した公定価格の改定等を求める意見書

医療機関や介護・福祉事業所、幼稚園・保育所等は、地域住民が安心して暮らす上で欠かせないものだが、その経営は厳しい状況にある。

医療機関は、公定価格である診療報酬により運営されており、光熱水費や材料費等の高騰や人件費の上昇の影響を価格に転嫁することができない。令和6年度診療報酬改定では、物価や賃金の上昇を踏まえて引き上げが行われたが、運営コストはこれを上回って上昇している。医療過疎地域を中心に閉院が相次ぎ、同年決算では8割超の公立病院が赤字となるなど、医療サービス提供体制の維持が困難となる事態が懸念されている。

介護・障害福祉サービスについても、公定価格が物価や人件費の上昇に追いついていないことに加え、特に中山間地域等の移動に時間要する地域では訪問・送迎等に係るコストが十分に評価されていないとの指摘がある。特に、令和6年度に基本報酬が引き下げとなった訪問型の介護事業者や、業務効率化等による経営改善の余地が少ない小規模事業者が、厳しい経営環境に直面しており、休廃業件数が過去最多を記録するなど極めて深刻な状況が生じている。

同様に、薬局や柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージ等の施術事業者や、幼稚園・保育所等も、公定価格である調剤報酬や療養費等により運営されており、物価や人件費の上昇の影響を受け、厳しい経営状況にある。

よって、国においては、地域の医療・介護・福祉サービス等の提供体制を継続的に確保し、住民の暮らしの安心・安全を守るため、下記の措置を早急に講ずるよう強く求める。

記

- 1 物価や賃金の上昇など、社会経済の情勢を適時適切に公定価格に反映させる仕組みを導入すること。
- 2 次の定期改定を待たずして、臨時的な公定価格の改定や緊急的な財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
こども政策担当大臣  
少子化対策担当大臣  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第46号議案

## 熱中症対策に係る労働環境整備のための財政的支援を求める意見書

職場における熱中症による労働災害は、気候変動の影響から近年増加傾向にあり、令和6年における職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数は1,257人と、調査を開始した平成17年以降、最多となっている。

令和7年6月には改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症による健康障害を防止するための体制整備や、健康障害を防止するための措置の実施手順の作成などが事業者に義務付けられた。

このように、熱中症による健康障害防止は事業者の喫緊の課題である。現在も労働環境整備に活用可能な助成制度は設けられているが、利用条件に賃金引上げや生産性向上、設備の脱炭素化性能など、熱中症対策と直接関係のない内容が含まれている。円安・物価高の継続や人件費の上昇など、厳しい状況下にある中小企業や小規模企業者が活用するには十分な制度とは言い難い。

よって、国においては、中小企業や小規模企業者が熱中症による労働者の健康障害を防止するための労働環境整備を行う際、柔軟に活用できる財政的支援制度を構築するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

様

原案可決

議第47号議案

## サイバーセキュリティ対策のための専門人材の確保を求める意見書

デジタル活用が社会のあらゆる面で拡大する一方で、サイバー攻撃のリスクは年々高まっている。政府機関、交通機関、金融機関等の重要インフラ事業者等における様々なサイバー攻撃事案等が相次いで発生し、サイバー攻撃の前兆ともなる不審なアクセス件数は増加の一途をたどっている。また、サイバーセキュリティ対策が比較的手薄な中小企業等を狙った攻撃も増加しており、中小企業等がサイバー攻撃の被害に遭った結果、取引先である大企業の操業が停止し社会的に大きな影響が生じるような事案も発生している。

サイバー攻撃によって、重要インフラや企業サービスの機能停止、情報漏えい、多額の経済損失など、社会経済活動上甚大な被害が引き起こされるおそれがあり、早急な対応が必要である。

一方で、民間調査結果によると、サイバーセキュリティ人材は約11万人不足しているとされており、セキュリティ人材が不足していると回答した企業も9割に上る。国が実施した中小企業実態調査でも、セキュリティ対策の社内体制がないことや、情報セキュリティ教育が実施されない要因として適切なコンテンツが分からぬという結果が得られている。

国は、サイバーセキュリティを担う人材確保のため、平成28年10月に「情報処理安全確保支援士」の国家資格を創設した。この資格を取得・維持するには、試験に合格後、登録を行い、定期的に講習を受講し資格を更新する必要があるが、試験合格者のうち6割以上は未登録の状態であり、制度が十分に活用されていない。その原因として、活躍の場がないとする情報処理安全確保支援士がいる一方で人材不足を課題に上げる中小企業等がいるなどミスマッチが発生していること、企業がセキュリティ対策のため十分なコストをかけられること、資格更新の金銭的負担が大きいこと等が挙げられている。

よって、国においては、情報処理安全確保支援士と企業とのマッチングの推進、情報処理安全確保支援士を起用する企業に対する補助制度の導入、情報処理安全確保支援士の資格更新の費用軽減など、サイバーセキュリティ対策のための専門人材確保の取組を早急に進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
デジタル大臣  
サイバー安全保障担当大臣

様

原案可決

議第48号議案

## 園芸農家の高温対策の支援強化を求める意見書

近年、夏季の記録的な高温によって、多くの農作物に収量減少や品質低下等が生じている。高温による影響は、農家の自助努力によって対応できる範囲を超えており、早急な支援が必要である。

国は、高温対策栽培技術に計画的に取り組む産地に対して生産資材の導入等の支援を行うほか、高温耐

性品種の開発を推進するなど、一定の対策を行っている。

しかし、生産資材の導入等の支援対象は産地全体で中長期的に取り組むような大規模な事業であり、一般的の農家には活用が難しい制度となっている。一部の地方自治体では、かん水や遮光・遮熱等に取り組んでいる農家に対し、高温対策に必要な機械・設備を導入するための経費を支援するなど、農家が活用しやすい制度を設けている。しかし、高温対策は全国的な課題であることに鑑みれば、国において農家が活用しやすい支援制度を設けるべきである。

また、高温耐性品種について、産地での導入が広がるよう支援も必要である。

よって、国においては、より多くの農家で高温対策設備や高温耐性品種の導入が進むように、支援の強化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣

様

原案可決

議第49号議案

## 道路陥没事故に係る住民・事業者に寄り添ったきめ細かな支援等を求める決議

本年9月に「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」は中間取りまとめを公表し、道路陥没は、県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであるとの見解を示した。

令和7年6月定例会における「道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議」を受け、知事が、中間取りまとめの公表を待つことなく速やかに補償に関する対応を行っていただいたことについては、本県議会として感謝申し上げる。

本県議会は、下水道が、国の示す方針のもと国費も充当して整備が行われてきたことに鑑みれば、道路陥没事故への対応について、県が全てを負うのではなく国も重要な役割を果たさなくてはならないと認識しており、国に対して新たな補償制度の構築や財政的支援を求めている。

一方、悪臭やさび、交通規制など事故現場周辺の住民の生活や事業者の事業活動への影響は現在も継続している。また、住民によるアンケートでは、健康への不安や精神的苦痛といった声も寄せられている。今後判明する被害への補償や、補償の対象要件を満たさず個別対応となる住民・事業者に対する補償について、引き続き県において適切な対応が必要である。あわせて、今後同種・類似の事態の発生を防ぐためにも、下水道管の腐食と崩落に至った原因・メカニズムを明らかにしなくてはならない。

よって、本県議会は、県において下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 道路陥没事故による被害を受けている全ての住民や事業者に寄り添い、今後も適切に補償に関する対応を行うとともに、事故対応に関する情報提供を積極的に行うなど、きめ細かな支援を行うこと。
- 2 下水道の管理主体たる責任として、下水道管の腐食と崩落に至った原因・メカニズムを明らかにし、国が示してきた調査手法や調査頻度の妥当性を検証し、補修・補強などのメンテナンス技術と、管路マネジメントの在り方の早期確立に努めること。

以上、決議する。

令和7年10月15日

埼玉県議会

原案可決

## 道路陥没事故の復旧事業費等における財政措置を求める意見書

令和7年1月28日、埼玉県八潮市内の県道で発生した陥没事故は、我が国で誰も経験したことのない災害とも言える事故となった。

事故対応のため、現時点で国庫補助事業と県単独事業を合わせて約195億円の事業費が計上され、その財源として、国からの補助金は令和6年度予備費の45億円にとどまっている。補償も含め、残りの約150億円は本県が企業債で賄っている状況であり、中川流域下水道関連市町の負担は72億円を超える見通しである。

今回の事故が災害救助法の適用に至ったこと、国の政策において下水道事業が重要な位置を占めていることを考慮すると、事故からの復旧や事故現場周辺の住民・事業者への支援において国が責任を持って対応しなくてはならない。それにより、下水道事業に対する国民からの信頼が得られ、地方自治体が行う下水道の安全管理が担保される。

よって、国においては、将来にわたる住民の安心と安全を確保するため、道路陥没事故の復旧事業に関し、地方自治体と住民の負担がないよう最大限の財政措置を行うとともに、地方自治体と連携して新たな補償制度を創設することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
防災担当大臣

様

原案可決

## 持続可能な下水道管理体制の構築を求める意見書

本年9月に「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」は中間取りまとめを公表し、道路陥没は、県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであるとの見解を示した。

下水道は、国の示す方針のもと国費も充当して整備が行われてきた。全国で同種・類似の事態の発生を防ぐため、下水道政策の主体たる責任として、国においても、今回の事故に関する検証を踏まえ、調査手法や調査頻度なども含めた下水道施設のマネジメントに関する基準等の包括的な見直しが必要である。

また、見直しの結果、今後生じる見込みとされる莫大な改修・更新費用については、適切な費用負担の仕組みを検討する必要がある。

よって、国においては、持続可能な下水道管理体制を構築し、地域社会の安全を確保するため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 市町村や受益者の過度な負担とならないよう、地方自治体の意見を十分に聴いた上で、国費の充当も含め、下水道施設の改修・更新に係る費用負担の在り方を見直すとともに、維持管理費用の低減を図るため、維持管理効率を高める方策を検討すること。
- 2 今後の人口動態や集住率、地形等の地域特性などを踏まえ、適切な下水道処理区域の設定、合併浄化槽の有効活用、複線化が必要な地域の選定などを行い、持続可能な下水道管理体制について、あらゆる可能性を検討すること。
- 3 都道府県や市町村が、国の定めた基準等に基づく下水道施設のマネジメントを確実に行えるように、

国は十分な予算を確保し、国庫補助率や地方交付税措置率を引き上げるなど、都道府県や市町村が受け取ることができる額の増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

様

原案可決

議第52号議案

## 路面下空洞探査技術の研究開発支援等を求める意見書

本年9月に「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」は中間取りまとめを公表し、道路陥没は、県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであるとの見解を示した。

中間取りまとめによると、陥没箇所付近において令和2年11月に実施された路面下空洞調査では、路面下1.5メートル程度まで調査し空洞は見つからなかったとしている。しかし、同箇所の下水道管は地下約10メートルに埋設されており、調査範囲よりも深い位置に発生していた空洞が確認できなかつた可能性がある。

路面下空洞調査においては、レーダーを活用する空洞探査車などが用いられるが、探査深度は最大で3メートル程度であり、これを超える深度について、十分な探査精度を確保しながら調査が可能な機器は実用化されていない。

今後の道路陥没を未然に防ぎ、安全な都市環境を維持するためには、路面下空洞探査に係る技術革新が不可欠である。また、ドローンやロボットを活用した管路内からの地中空洞探査やAIによる診断など、複数の調査手法の積極的な開発や導入推進も必要である。

よって、国においては、探査技術の研究開発のための予算を十分確保するとともに、産学官連携を推進し、研究機関や民間企業の研究開発支援や新たな調査手法の導入推進を積極的に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

様

原案可決

議第53号議案

## 地方税源の偏在是正を求める意見書

地方税は、社会保障費等財政需要の一層の増加が見込まれる中、地方公共団体が地域の課題に取り組み、実情に応じたきめ細かな行政サービスを提供する上で、最も重要な基盤である。

令和5年度地方財政状況調査によると、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、都道府県の平均92.5%に対して、東京都は81.3%と突出して低く、自由に使える財源が潤沢な状況にある。また、個人住民税の利子割は預金者の住所地に関わらず金融機関の支店・営業所が所在する都道府県に納付される仕組みだが、令和5年度決算における利子割税収の47.2%は東京都が占めている。これらの背景として、電子商取引やフランチャイズ事業、インターネットバンキングの急速な普及・拡大で、本社や本店が多く所在する東京都に都外から税収が一層集中・流入する構造が生じていることが挙げられる。

平成20年度以降、累次の是正措置が講じられてきており、令和元年度には特別法人事業税・譲与税制度が創設された。しかし、普通交付税の算定における令和7年度の東京都の財源超過額は約2兆円に上り、制度創設時の令和元年度の約1.2兆円から2倍近くに増加している。

財政力の豊かな東京都は、今年度も、0歳児から2歳児の第1子の保育料無償化や、夏季4か月間の水道料金の無償化等、独自の施策を行っている。結果として、行政サービスの地域間格差はもはや看過しえない水準にまで拡大しており、地域社会における持続的な経済成長や自律的発展の妨げにもなっている。

地方公共団体間の財源の均衡化を図り、地域間格差をできる限り縮小していくことは、国の責務である。

よって、国においては、特別法人事業税・譲与税制度の見直しや、個人住民税利子割での清算制度の導入の検討など、地方公共団体の意見を聴きながら、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官  
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

議第54号議案

## 外国資本による不動産の取得を制限するための早急な法整備を求める意見書

現在、外国人及び外国系・外資系法人（以下「外国資本」という。）による我が国の不動産取得が進んでいる。

平成18年から令和6年までの累計で、国外の外国資本による森林取得は3,044ヘクタール、国内の外国資本と思われる者による森林取得は7,352ヘクタールに及び、森林環境と水源地域の保全に対する懸念が高まっている。また、防衛関係施設周辺や離島などで外国資本による土地取得が進んでおり、我が国の安全保障上、大きな問題となっている。都市部のマンションなどの海外投資家等による購入も同様に問題視されている。

WTO協定附属書一B「サービスの貿易に関する一般協定」（G A T S）において、我が国は不動産取引について留保を付さずに締約したため、外国資本のみを対象とした規制を設けることはできないとされている。一方、加盟国の中にも、外国投資家が対象の不動産取引を行う場合、審査機関の事前認可を条件とすることで、外国投資に対し一定の規制を課している国がある。

他方、我が国の「外国人土地法」は、国防上必要な地区について外国資本による権利取得を禁止又は制限できると定めているが、同法は旧憲法下の大正14年に成立したもので、憲法上の問題が生じる可能性などもあり事実上機能していない。

本県議会は平成23年以降、3度にわたり外国資本による土地取得等の制限を求める意見書を提出したが、その後も外国資本による不動産取得は進んでいる。国においては、令和4年に「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」を定め、防衛関係施設等の重要施設及び国境離島等、指定区域の機能が阻害される土地及び建物の利用を制限したが、取得そのものの規制

や、指定区域以外の不動産の取引規制には至っていない。令和5年度は、指定区域の土地約38,000平方メートルが外国資本に取得されており、実効性ある早急な対応が必要である。

よって、国においては、外国資本による不動産の取得を制限するため、G A T S 加盟国との協議を進めるとともに、例えば、安全保障の観点等に基づく事前審査制度の導入や、監視・調査体制の更なる整備など、必要な法整備に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月15日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
経済安全保障担当大臣

様

原案可決

議第55号議案

## 議員派遣について

令和7年10月15日

次のとおり議員を派遣する。

議会図書室の運営等に関する調査

- 1 目的 図書館等の管理運営状況の調査
- 2 派遣場所 群馬県
- 3 派遣時期 11月
- 4 派遣議員 図書室委員会に所属する議員

原案可決

議第56号議案

## 議員派遣について

令和7年10月15日

次のとおり議員を派遣する。

第25回都道府県議会議員研究交流大会

- 1 目的 都道府県議会議員に共通する政策課題等についての情報及び意見の交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 11月
- 4 派遣議員 12人以内

原案可決

## 議員派遣について

令和7年10月15日

次のとおり議員を派遣する。

全国都道府県議会議長会「男女共同参画委員会」

- 1 目的 全国都道府県議会議長会「男女共同参画委員会」への出席  
 2 派遣場所 東京都  
 3 派遣時期 11月  
 4 派遣議員 62番 岡田静佳 議員

原案可決

## 陳情受付状況

番号	受付年月日	件名	陳情者
16	7.9.3	公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情	ハラスメントから職員を守る埼玉県民の会 代表 井田 寿夫 ほか1団体
17	7.9.24	秩父山地と秩父盆地の成因、瀧谷洞を元に複合世界遺産にする方策をとってほしい	埼玉県秩父市日野田町2-4-31 秩父プラチジオミュージアム 館長 内藤 定芳
18	7.9.24	荒川上流域から発生する水の料金と持続的に経営できる林業を補償してほしい	埼玉県秩父市日野田町2-4-31 秩父プラチジオミュージアム 館長 内藤 定芳

# 閉会中における特定事件一覧表

(令和7年9月定例会)

(議会運営委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 12月定例会会期予定について</li> <li>2 12月定例会の質疑質問について</li> <li>3 議会に関する条例、規則に関することについて</li> <li>4 特別委員会の設置及び変更に関することについて</li> <li>5 委員の選任及び所属変更に関することについて</li> <li>6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について</li> <li>7 報道機関の取材に関することについて</li> <li>8 その他議会運営に関することについて</li> </ul>	(環境農林委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全対策の推進について</li> <li>2 廃棄物対策について</li> <li>3 自然の保護及び緑化対策について</li> <li>4 地球環境の保全の推進について</li> <li>5 農林水産業の振興について</li> <li>6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について</li> <li>7 農林水産物の品質及び安全性の確保について</li> <li>8 農林災害対策について</li> <li>9 農村の生活環境の整備について</li> <li>10 農林水産業関係団体の指導について</li> <li>11 試験研究機関の整備について</li> </ul>	(県土都市整備委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路事業の推進について</li> <li>2 河川事業の推進について</li> <li>3 ダム及び砂防事業の推進について</li> <li>4 公共用地の取得及び管理について</li> <li>5 建設工事の管理について</li> <li>6 都市計画行政の推進について</li> <li>7 公園の整備及び管理について</li> <li>8 土地取引の適正化について</li> <li>9 建築行政の推進について</li> <li>10 住宅行政の推進について</li> <li>11 営繕事業の実施状況について</li> <li>12 さいたま新都心の整備について</li> <li>13 下水道の整備及び管理について</li> </ul>
(企画財政委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 県行政の総合的企画及び調整について</li> <li>2 歳入の確保について</li> <li>3 行政改革の総合的な推進について</li> <li>4 行政組織及び定数管理について</li> <li>5 情報化の推進について</li> <li>6 地方分権の推進について</li> <li>7 市町村行財政の充実について</li> <li>8 地域の総合的な整備の推進について</li> <li>9 土地及び水政策の総合的な推進について</li> <li>10 交通政策の推進について</li> <li>11 公金の出納・保管状況について</li> </ul>	(福祉保健医療委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設の整備拡充について</li> <li>2 社会保障制度の充実について</li> <li>3 児童福祉の推進について</li> <li>4 高齢者福祉の推進について</li> <li>5 障害者福祉の推進について</li> <li>6 健康の保持・増進体制の充実について</li> <li>7 疾病の予防・治療対策の推進について</li> <li>8 地域医療体制の整備拡充について</li> <li>9 環境衛生・食品衛生の推進について</li> <li>10 医薬品などの安全対策の推進について</li> </ul>	(文教委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 義務教育の充実について</li> <li>2 高等学校教育の充実について</li> <li>3 特別支援教育の充実について</li> <li>4 生涯学習の推進について</li> <li>5 学校保健教育・体育の充実について</li> <li>6 文化の振興と文化財の保護について</li> <li>7 人権を尊重する教育の推進について</li> <li>8 國際理解教育の推進について</li> <li>9 情報教育の推進について</li> <li>10 環境教育の推進について</li> </ul>
(総務県民生活委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の待遇改善について</li> <li>2 情報公開制度の施行状況について</li> <li>3 政治倫理について</li> <li>4 私学の振興について</li> <li>5 県税に関することについて</li> <li>6 県有財産の管理状況について</li> <li>7 入札・契約制度について</li> <li>8 県営競技事業の施行状況について</li> <li>9 広聴広報について</li> <li>10 N P O活動及びコミュニティ活動の推進について</li> <li>11 人権施策の推進について</li> <li>12 男女共同参画の推進について</li> <li>13 県民文化の推進について</li> <li>14 国際交流の推進について</li> <li>15 青少年対策について</li> <li>16 スポーツの振興について</li> <li>17 消費生活の安定・向上について</li> <li>18 交通安全対策について</li> <li>19 防犯のまちづくりの推進について</li> </ul>	(産業労働企業委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について</li> <li>2 労使関係の安定確立対策について</li> <li>3 職業能力開発体制の整備拡充について</li> <li>4 雇用対策の推進について</li> <li>5 商工業の振興について</li> <li>6 中小企業金融対策について</li> <li>7 産地産業の振興について</li> <li>8 観光資源の利用促進について</li> <li>9 商工関係団体の指導について</li> <li>10 試験研究機関の整備について</li> <li>11 科学技術の振興について</li> <li>12 工業用水道事業の実施状況について</li> <li>13 水道用水供給事業の実施状況について</li> <li>14 地域整備事業の実施状況について</li> </ul>	(警察危機管理防災委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察行政の総合的企画及び調整について</li> <li>2 警察官定員の増加と待遇改善について</li> <li>3 警察施設の整備と管理運営について</li> <li>4 生活安全活動体制の充実について</li> <li>5 地域活動体制の充実について</li> <li>6 刑事警察の強化について</li> <li>7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて</li> <li>8 消防及び防災の強化について</li> <li>9 危機管理の強化について</li> </ul>

# 閉会中の委員会活動

## [目 次]

### 〔視 察〕

#### 常任委員会

総務県民生活	45
環境農林	46
福祉保健医療	48
産業労働企業	49
県土都市整備	51
文教	52
警察危機管理防災	54

#### 特別委員会

自然再生・循環社会対策	55
地方創生・行財政改革	57
公社事業対策	58
少子・高齢福祉社会対策	60
経済・雇用対策	61
危機管理・大規模災害対策	63
人材育成・文化・スポーツ振興	64

### 〔視 察〕

#### 総務県民生活委員会

1 調査日 令和7年9月2日（火）

2 調査先

- (1) ソフトバンク株式会社竹芝本社（東京都港区）
- (2) 彩の国さいたま芸術劇場（さいたま市）

3 調査の概要

(1) ソフトバンク株式会社竹芝本社  
(働き方改革の推進について)

#### 〔調査目的〕

#### ■ 本県の課題

○ DX化によるオフィスの意義や県民サービスの変化等を踏まえた上で、職員の新しい働き方や執務環境の在り方を検討する必要がある。

#### ■ 視察先の概要と特色

○ 同社は、社員が最適な働き方で組織と個人の生産性を最大化することを目的に、ITやAIの活用など、多様な働き方を取り入れて、生産効率を向上させるスマートワークを推進している。

○ 令和3年、ワークスタイルの更なる変革とBCP（事業継続計画）の強化を目的に、本社を移転した。現本社は、ABW（Activity Based Working）を導入するコミュニティ型ワークスペースとなっており、部門をまたいだオープンイノベーションの創出を目指すほか、働く時間や場所に縛られない働き方が実践されている。

○ 組織と社員個人のパフォーマンスの最大化が企

業価値の向上につながるとの考えの下、出社・在宅勤務・サテライトオフィス勤務などを組み合わせた多様な働き方を推進している。

#### 〔調査内容〕

#### ■ 聞き取り事項

- 本社ビルでは、清掃ロボットやエレベーターと連携した配送ロボット等の社会実装に向けた取組や、IoTセンサーで取得した人流データなどを活用した取組が進められており、社員自らが実証実験に参加することで、日々新たな技術が取り入れられている。
- 社員同士のつながりを強化し、主体性を高め、イノベーションを促進することを目的としたオフィスデザインを採用している。内階段によるフロア間のつながりやラウンジ設置により、偶発的なコミュニケーションを促すなど、オフィスを「作業する場」から「コラボレーションの場」へと変革している。
- オフィスには、社員の目的に合わせた様々なワークスペースが用意されており、フリーアドレスの執務室やラウンジ、一部個室型のブースなど、自由に働く場所を選ぶことができる。ワークスペースや会議室等はスマートオフィスアプリで管理され、利用状況や人数などのデータが分析され、より働きやすいオフィス環境の設計に役立てられている。
- 本社ビルには、約10,000人が所属するが、席は約5,000しか設置していない。リモートワークや在宅勤務を活用することでスペースを創出しており、現在の出社率は約2～3割程度である。



ソフトバンク株式会社竹芝本社にて

#### ■ 質疑応答

Q 勤務時間をどのように管理しているのか。

A スーパーフレックス制度を導入しており、組織上長の承認の下、個人のワークライフバランスを考慮した働き方が可能である。その中で、例えば、毎週月曜は必ずオフィスに集まり対面の打合せを行うなど、チームごとにコミュニケーションの取

り方は工夫している。

Q 休まずに仕事ができる反面、産休や育休が取りづらくなることはないのか。

A 育休は男女問わず、必ず取得するよう徹底しているが、様々な働き方改革により、フレキシブルな勤務が可能になったことで、育児時短や育児フレックス、介護休職の利用者は少なくなった。また、離職率の低下にもつながっている。

## (2) 彩の国さいたま芸術劇場

(文化芸術の振興について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

○ 芸術性の高い舞台芸術公演の鑑賞機会の創出や、県民自らが創造的な芸術文化活動ができるような環境整備を通じ、県民誰もが文化芸術に親しめる機会を充実させていく必要がある。

### ■ 観察先の概要と特色

○ 同劇場は、四つのホール（大ホール、小ホール、音楽ホール、映像ホール）や稽古場に加え、情報発信及び交流のための場となる「光の庭」、遊びを通じてアートを楽しめるスペースである「C R E P」などを備える本県所有の文化施設である。

○ 蟹川幸雄前芸術監督の後を引き継ぎ、令和4年4月から舞踊家の近藤良平氏が芸術監督に就任した。

○ 令和6年度は、近藤芸術監督の下、多様性を重視したシアターグループを立ち上げ、社会課題の解決に貢献する芸術活動を推進したほか、オープンスペースを活用した事業を開始するなど、鑑賞層の裾野拡大にも取り組んでいる。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

○ 令和6年度の主要事業として、年齢、性別、国籍、障害の有無、プロ・アマなどの垣根を越えた、様々な創造性・多様性をもつ120名により、シアターグループ「カンパニー・グランデ」が発足された。また、県内高校に通う高校生を対象とした無料鑑賞事業や県内小中学校での出張ワークショップの実施など、若年層への裾野拡大に取り組んだ。

○ 令和4年から実施した大規模改修工事では、「安心・快適・充実」を改修テーマに掲げた。特定天井の準構造化による防災面の強化や観客席の椅子の更新・改善による機能面の向上など、施設全体の安全性の向上や施設の充実を図ったものである。

○ また、大規模改修工事に合わせ、カフェやアートな遊び場「C R E P」を新設した。これにより、地域住民が日常的に利用する姿や、劇場に足を運ぶ機会の少なかった乳幼児連れの家族が見られるようになり、新たにぎわいの創出につながった。

### ■ 質疑応答

Q 芸術監督が蟹川幸雄氏から近藤良平氏に代わったことで生じた変化はあるのか。

A 蟹川氏は、作品に対する愛や厳しさによって、非常に芸術性の高い作品を作り上げ、世界に発信していた。一方、近藤氏は、芸術性の高い作品を創造・発信する一方で、多様性という時代に合わせ、年齢や性別などを問わず、地域住民も含めた様々な方に芸術文化に参加してもらう姿勢で取り組んでいる。高尚な場所というイメージを持たれがちの劇場を、より身近な存在にしていただけたと感じている。

Q 若年層への裾野拡大に向けた取組について、現在の課題や今後の改善点はあるのか。

A 各学校のカリキュラムとの兼ね合いや、劇場までのアクセス等の課題があると感じている。引き続き、これらの課題を整理することで、一人でも多くの学生に参加いただけるよう取り組んでいきたい。

Q 県内市町村の文化会館等と連携した取組があつてもいいかと感じたがどうか。

A 県内市町村からも、本劇場の専門スタッフの支援を希望する話を頂いており、実際に現在支援を行っている事例も幾つかある。本劇場と市町村で相乗効果を生み出していけるよう、今後も隨時連携しながら取り組んでいきたい。

## 環境農林委員会

1 調査日 令和7年8月18日（月）

2 調査先

(1) 埼玉工業大学クリーンエネルギー技術開発センター（深谷市）

(2) 株式会社はせがわ農園（行田市）

3 調査の概要

(1) 埼玉工業大学クリーンエネルギー技術開発センター（脱炭素社会モデル構築の研究推進について）

[調査目的]

### ■ 本県の課題

○ 太陽光やバイオマス、地中熱など多様な再生可能エネルギーの地域の実情に応じた普及拡大、県民のライフスタイルの転換や低炭素住宅の普及促進は重要である。

### ■ 観察先の概要と特色

○ 同大学では、「工業大学ならではの先端的な技術革新による地域振興の実現」という目標を掲げて、社会ニーズにマッチした様々な研究開発を推進している。

○ 同センターは、学長直轄の新たな研究部門として、バイオマス部門、脱炭素技術開発部門、電池技術開発部門の3部門に、学内の環境・エネルギー関連を専門とする8名の研究者が所属・連携して研究を推進している。

○ 地球温暖化の進行による気候変動の深刻化に加

え、資源とエネルギーの価格が高騰し、安定的な供給が懸念される中、クリーンエネルギー技術の開発に向けて、知的資源を地域の特色と融合させて新たな価値とブランドの創成を図っている。

#### 【調査内容】

##### ■ 聞き取り事項

- 地域と連携するメリットは、地域の問題を解決することを目標にすると、身近で目に見えたことを解決することになり、高い目的意識を持って研究ができ、社会実装に向けての取組が加速できることである。また、学生の意欲向上や地域住民の人材育成にもつながると考えられる。
- 研究は8名の研究者のほか、プロジェクトによっては、関係するほかの研究者も参加するため、いろいろな見取り入れることができる。
- 深谷市では畜産業が営まれているが、どうしても悪臭が起きる。その原因是アンモニアが空中に漂うことであった。アンモニアは水に溶けて畑に入ると肥料として使えるため、畑に作物残さ等を混ぜて臭いを閉じ込め、雨によって水と混ざることで肥料とする研究を進めている。これは地域の課題を、バイオマスを用いることで解決し、基幹産業である農業に還元している事例である。

##### ■ 質疑応答

- Q 破棄されるネギの葉から生成したバイオプラスチックを使い、深谷ネギをモチーフにして作成した箸置きについて、とてもすばらしい取組だと思った。事の発端は農家の方からなのか、それとも詳しい人が活用について教えてくれたのか。

- A 最初は農機具メーカーの方に教えてもらった。もともと、ネギの葉が畑の片隅に山積みにされ、腐って悪臭がひどいという相談を農機具メーカーが農家から受けしており、燻製するためのスモーケチップに用いるなど試行錯誤されていたがうまくいかず、本学に相談があった。

- Q 峠の釜めしの釜からタイルを製造する際のコストは、どれくらいかかっているのか。

- A タイル製造については、現在、実験室規模の少量の作成という段階であり、まだ大量生産の技術ができていないため、見積りがまだできていない。価格面については、材料として釜と一部化学薬品を用いているのみとなっているため、大量生産の技術が確立できれば、ある程度抑えられるのではないかと考えている。

#### (2) 株式会社はせがわ農園

(農業経営の多角化について)

#### 【調査目的】

##### ■ 本県の課題

- 消費者ニーズを的確に把握して農産物の生産拡大を図るとともに、県産農産物などの高付加価値化やブランド化、地産地消の推進による需要拡大

や農業の収益力を高めることは重要である。

##### ■ 観察先の概要と特色

- 同社は、業務用主食用米、米粉用米、有機米、二条大麦、もち性二条大麦、なしなど、様々な農産物を組み合わせ、安定した農業経営に取り組んでいる。
- もち性二条大麦キラリモチについては、国や県と連携した品種特性の把握、産地品種銘柄への登録、県学校給食会と連携した需要の創出などを進め、地域での作付面積拡大に大きく貢献している。
- なしは、全個体に糖度測定を行い、基準以下のものは販売しないという徹底した商品管理により、顧客満足度を高めている。

#### 【調査内容】

##### ■ 聞き取り事項

- 農業の多角化は、規模が大きくなってくると、何をメインにして何をサブにするかというような見極めや、異常気象のように今後起こり得るような事象にも対応できるような方向性を考えていくことが難しいと感じている。
- 県の支援を受けながらスマート農業にも取り組んでいる。例えば、非破壊糖度計は、1秒くらいでなしの糖度を測定できるため作業効率が上がる。
- R T K 基地局を仲間たちと行田市内に2基設置し、自動操舵のトラクターを運用している。農業には同じような内容を繰り返す作業もあり、人が行うとだんだん作業効率が落ちてくる作業を、自動操舵の機械が補ってくれることで作業効率が上がる事が実感できる。

##### ■ 質疑応答

- Q 果樹や水田など幅広く取り組まれているが、県などに対して、こうしてもらいたいというような要望はあるか。

- A 普及指導員が指導する際は、良いことだけではなく、悪いことについても本音で指導してほしい。また、農業収入保険について、なかなか加入しない人もいる中で、品目別に加入できるような制度があつても良いと思う。

- Q 現在、農業者の状況を見ると、後継者がいなくなってきており、土地を預かることがどんどん増えているのではないかと思うが、現状はいかがか。

- A 周辺でリタイアする農家が増えてきているので、土地が集まっている。農地をどうやって維持していくかというのは、一番の課題である。一度農地を預けてしまった農家は自分の農地に対して、余り関心がなくなってしまう現状がある。自分の経営状況を鑑みると、これ以上農地を預かることは厳しく、頼まれたからといって簡単に受け入れられるものではない。地域に残ったメンバーで、どのように補っていくのかが大きな課題だと考えている。



株式会社はせがわ農園にて

## 福祉保健医療委員会

1 調査日 令和7年8月27日（水）

2 調査先

- (1) 学校法人自治医科大学（下野市）
- (2) 社会福祉法人愛の泉（加須市）

3 調査の概要

- (1) 学校法人自治医科大学  
(医師確保に向けた取組について)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- 医師の地域偏在と診療科偏在を解消するとともに、地域医療構想の実現に向けた医師確保が重要である。

### ■ 視察先の概要と特色

- 自治医科大学は、医療に恵まれないへき地等における医療の確保向上及び地域住民の福祉の増進を目的として、昭和47年に全国の都道府県が共同で設立した大学である。医学部入学者は、卒業後の一定期間（義務年限）を都道府県の指定病院等で勤務することで入学金、授業料等が免除となる。
- 医学部定員は現在123名で、入学試験は、第1次試験を各都道府県で、第2次試験を同大学で実施し、都道府県ごとに2～3名を選抜している。全寮制で、「総合医」に求められる広範かつ高度な臨床能力を修得するため、卒業後を見据えた6年間一貫教育のカリキュラムを組んでいる。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 現在の日本の医療において求められているのは、多様なニーズに対応できる医師（総合医）であると考えている。そこで同大学では、総合的な人間力を養い、医療だけでなく将来地域社会のリーダーになれる医師の養成を目指している。
- 同大学では、1年から6年生までの全学年で、トータル200コマを超える独自の地域医療学プログラムを行っている。また、地域に出る前に、より長く臨床能力を磨くため、他の大学より1年早

い4学年の1学期から実際の診療（B S L）に参加している。B S L期間は、6年生までの3年間で最長78週となっており、この間に、附属病院（栃木県下野市）や附属さいたま医療センター（さいたま市）での実習のほか、地域の中核病院などで院外実習も行う。

- 同大学の卒業生は、出身都道府県の医療機関で9年間、地域医療に従事する。最初の2年間は初期臨床研修を出身都道府県の臨床研修指定病院で受け、初期臨床研修後は、地域医療に3年程度従事し、その後、高度な専門性を取得するための後期研修を経て、再び地域医療に従事する。9年間の地域医療従事後は、継続して地域医療に従事したり、大学や病院などで専門医として勤務したり、大学院への進学や海外留学で最先端の医療知識や技術を身に付けるなど、多様なキャリアを選択できる。こうした教育や研修を通じて、地域に根差しながら幅広い診療ができる医師を出身都道府県に送り出している。

### ■ 質疑応答

- Q 支援も手厚く経済的にも負担が軽いと思う一方で、競争の激しい入学試験では、裕福な家庭の学生が優位になると思う。経済的に恵まれない学生でも入学できるような対応は何かされているのか。  
A 選抜は学力試験の得点だけでなく、「総合医を育成する」という観点から、人間性やコミュニケーション能力も重視している。入学後は寮費・食費が低額に抑えられており、さらに、各種奨学金制度で経済的に支援している。
- Q 医師派遣において、地域で必要とされる診療科目がある中で、派遣可能な診療科や派遣が難しい診療科があると思うが、どのように対応しているか。  
A 特定の診療科に偏ることなく、幅広い診療能力を備えた「総合医」を育成している。地域のニーズに応じ、多様な分野に柔軟に対応できる人材を送り出すよう取り組んでいる。



学校法人自治医科大学にて

(2) 社会福祉法人愛の泉  
(社会的養育の充実について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 社会的養護が必要なこどもが、より家庭に近い環境で健やかに成長できるよう、里親委託による家庭養育の推進など、社会的養育の充実が重要である。

■ 観察先の概要と特色

- 同法人は、昭和20年の児童養護施設愛泉寮の開設から始まり、以来保育所、乳児院、養護老人ホームの運営等を通じて、様々な困難を抱える方々への支援を行っている。
- 児童養護施設愛泉寮では、施設の運営に加え、県内に3か所のみ設置の「児童家庭支援センター」の運営や、令和6年に県内初の「里親支援センター」の設置のほか、令和7年には「児童自立生活援助事業」を開始するなど多機能化を進め、児童福祉の向上に取り組んでいる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 同法人は、令和4年度から2年間、県の委託事業で、里親を総合的に支援するフォースタッキング事業を実施した。令和6年度から里親支援センターとして、さいたま市を除く県内全域を対象に里親支援事業を実施している。現在、県内にある里親支援機関は、同センターと日高市の社会福祉法人同仁学院（フォースタッキング機関）の2か所となっている。
- 里親支援センターでは、制度普及促進、里親募集等のリクルート業務、里親研修、情報提供・相談支援、元里子の継続的な相談援助などを行っており、今後は里親子の個別支援を推進していく方針である。
- 児童家庭支援センターでは、地域のこどもと家庭に関する相談や市町村関係機関の求めに応じた助言や援助を行っている。具体的には、養育者からの相談対応、保育園や学校に出向いて個別の相談対応、市町村の乳幼児健診、発達相談、発達支援教室への職員派遣などを行っている。年間約2,000件の相談があり、そのうち発達や学習困難に関する相談が全体の4割を占めている。また、虐待を含む不適切養育に関する相談支援が全体の3割を占めている。

■ 質疑応答

- Q 施設を卒園したこどもの10年後など、その後の状況は把握できているのか。

- A 担当であった職員が継続的に連絡を取つてつながっている。進学や就職など悩んでいたりする場合が多い。内容によっては直接援助できない部分もあるが、状況に応じて適切な地域の支援機関に

つないで対応するなどしている。

- Q 途中で里親をやめてしまうこと（里親不調）は、どの程度あるのか。

A 里親不調の統計はなく、我々も気になっている。埼玉県で掲げている里親委託率を達成するためには、新規の里親委託を増やすことも重要であるが、不調を防いで委託件数（率）を下げないことも大切である。不調を防ぐためには、里親不調の統計を取つて不調の理由等を検証し、それを生かして、不調になる前に里親支援センターがケアに入ることで、不調を防げる可能性もあるのではないかと考えている。

Q 今後の課題として、里親支援センターの増設という話があつたが、必要と考えるエリアや増設が必要と感じる実情を伺う。

A 理想は、1児童相談所に1センターである。現在県内に1か所のみなので、全県はカバーできない。また、児童相談所ごとにローカルルールがあつて進め方が異なるなど、地域差があると、児童相談所の職員も実際やりにくいのではと思っている。児童相談所管轄に一つが難しいとしても、2児童相談所管轄に一つなど、センターの担当エリアを明確に分けて支援する体制と、統一した支援方法の確立が必要だと思う。

## 産業労働企業委員会

1 調査日 令和7年8月25日（月）

2 調査先

- (1) 石坂産業株式会社（入間郡三芳町）
- (2) ポラスシェアード株式会社（越谷市）

3 調査の概要

(1) 石坂産業株式会社

（A I・I o T活用の取組について）

[調査目的]

■ 本県の課題

- 県経済が将来にわたり成長・発展を続けていくため、デジタル化や自動化の推進、A I・I o Tを活用できる人材の育成・確保を図り、持続可能な産業基盤の強化を進めることが必要である。

■ 観察先の概要と特色

- 同社は「Zero Waste Design」をビジョンに掲げ、地域と共生する資源循環企業として活躍するとともに、近年では、A I・I o Tを活用し、廃棄物処理プラントにロボットや最新システムを導入し、スマートプラントの実現に向けた取組を推進している。

- 人手不足の解消と安全・安心な作業環境を目指し、2020年にN E Cとの協働を開始し、2022年には、ローカル5 GとA Iを活用し、プラント内のリアルタイムの可視化や重機の遠隔操縦などの実

証実験を実施した。

#### 【調査内容】

##### ■ 聞き取り事項

- 「ごみをごみにしない」という創業の理念の下、廃棄物の減量化・再資源化率98%を達成し、さらに、製造業の設計段階の責任にも着目して、持続可能な社会モデルの構築を提言し、社会実装に取り組んでいる。
- 基幹システムのクラウド化により業務効率を大幅に向上するとともに、AIとロボットによる廃棄物の自動選別やローカル5Gの活用により、人手不足の解消や安全性の更なる向上を目指している。
- 20年以上かけて荒廃した里山を再生し、生物多様性を復活させた。また、環境教育プログラムや体験型学習施設を通じて、地域住民や次世代の環境意識向上を促進している。
- 社会的課題であるカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブに対して、業界や地域社会と連携し、DX・GXを融合した取組を進めている。



石坂産業株式会社にて

##### ■ 質疑応答

- Q 外国人労働者の雇用率はどうなっているのか。  
A 現在、8か国の社員が働いており、雇用率は約15%である。また、ネパールとの共同プロジェクトも進行中で、環境省の調査事業に採択されている。
- Q 業界イメージの改善や、働きやすい環境づくりの工夫は何か。  
A 事業改革の際に、業界のロールモデルになることを目指してスタートした。社員一人一人にチャレンジの機会を与えることを大切にしているほか、男女問わず働きやすい環境を目指している。
- Q 業務におけるAIの活用範囲と今後の展望を伺う。  
A 現状のAIの活用範囲はまだ限定的で、主に機械学習を中心とした技術を使っている。また、生成AIの活用には、一般に慎重な見方もあるが、今後は事務作業も含めて業務全体への適用を目指し、更に効率化を進めていきたいと考えている。

Q リサイクルが難しい廃棄物については、どのようなプロセスを踏んでいるのか。

- A 基本的に全ての廃棄物のリサイクルを目指しているが、現在の技術では、どうしても処理が難しい一部のものは最終処分になる。今後は、更にリサイクル率を向上させ、使用エネルギーを減らしてCO<sub>2</sub>を削減する両立を目指している。

##### (2) ポラスシェアード株式会社

(障がい者雇用の取組について)

#### 【調査目的】

##### ■ 本県の課題

- 少子高齢化や労働人口の減少が進む中、人手不足に対応するため、多様な人材が活躍できる環境を整備し、地域社会や経済の活性化を目指すことが必要である。

##### ■ 観察先の概要と特色

- 同社は、ポラスグループ全体の障がい者雇用の促進に加え、地域密着企業としての地域貢献を目的として、2015年に設立された特例子会社である。「身体」、「知的」、「精神」の障がいのある従業員が全従業員のうち半数以上を占め、同グループの幅広い業務のサポートを実施している。

- 同社は障がい者雇用において、雇用管理、雇用環境等を改善・工夫した様々な取組を行っており、2024年には、他の事業所のモデルとなる事例を表彰する「障害者雇用職場改善好事例」の優秀賞を受賞している。

#### 【調査内容】

##### ■ 聞き取り事項

- ポラスグループは27社で構成され、新築住宅の供給から廃材処理、飲食など多岐にわたる事業を展開し地域密着型の経営を実施する中で、特例子会社としてポラスシェアード株式会社を設立した。
- 全国的に障がい者の雇用率が上昇し、特に埼玉県では知的障がい者の雇用が多い中、同社では精神障がい者を積極的に採用し、収益確保と社会的責任の両立を目指している。
- 親会社と同等の評価制度を採用し、障がいを有する社員の特性に合わせたスキル向上の支援やキャリアアップ機会の提供を実施している。
- 持続可能で自立した経営実現のため、事務系だけでなく本業の建築系業務、さらに、RPAやBIMを活用したDX業務を取り込むとともに、新たな業務分野を積極的に開拓している。

##### ■ 質疑応答

- Q 障がい者雇用における苦労やうまくいくためのポイントは何か。  
A 採用後に予期しない症状が現れるケースや、事前に把握できなかった症状が発覚したり、診断が変わったりすることもある。採用時には、可能な限り詳細に健康状態や障がいの状況を確認し、適

切な配慮を行うよう努めている。

Q 障がい者の採用プロセスは、一般的な採用と比較してどのような違いがあるのか。

A 基本的には変わらない。各人の持つ能力を期待して採用する。ただし、書類選考や面接では、障がいの種類や症状、配慮が必要な点をヒアリングし、また、その時点の体調だけでなく浮き沈みも考慮した上で、どのような業務に適しているかを判断する。

Q 社員間で障がいの状況について共有をどのように行っているのか。

A 本人の自己申告によりどのような障がいがあるか、どのような配慮が必要かを記載する「個人情報シート」を作成し、各社員が状況把握できる仕組みを整備している。

Q 障がいを持つ社員のキャリアアップを図る上で、どのような配慮を行っているのか。

A 問題なく業務を行う社員であっても、環境変化によりストレスを感じるケースもある。一人一人配慮すべきことが全く異なるので、特性に応じた業務配分やキャリア形成を行うとともに、面談などコミュニケーションを重視し、業務内容の調整を行っている。

## 県土都市整備委員会

1 調査日 令和7年9月2日（火）

2 調査先

- (1) 後楽ポンプ所（東京都文京区）
- (2) 砧公園（東京都世田谷区）

3 調査の概要

(1) 後楽ポンプ所

（下水道事業の推進について）

【調査目的】

■ 本県の課題

○ 下水道事業は、汚れた水をきれいに処理し快適な生活環境を確保することはもとより、下水道資源を有効活用することにより資源循環を推進し、持続可能な社会の構築に貢献することが求められている。

■ 観察先の概要と特色

○ 後楽ポンプ所では、未処理下水を熱源として、後楽一丁目地区の7施設に地域冷暖房として冷水や温水を届けている。

○ 事業実施に当たっては、下水道局と民間会社が共同出資し設立した、東京下水道エネルギー株式会社が熱供給を行っている。

【調査内容】

■ 聞き取り事項

○ 都庁における事務事業活動最大の温室効果ガス排出者となる下水道事業では、地球温暖化防止計

画「アースプラン2023」を策定し、既存技術の導入拡大に加え、新たに技術開発した先進技術の導入により、2030年度までに2000年度比で、温室効果ガス排出量50%以上の削減を目標に設定している。また、同プランにおいては、地域への下水熱供給などを推進し、社会全体の温室効果ガス排出量削減に貢献することも定められている。

○ 下水の活用は省エネルギー効果だけではなく、夏季の冷房利用時に下水を冷却源として利用することで、冷却塔で消費する水道使用量を抑制するという経済効果もある。

○ これまで、ポンプ所や下水処理場から熱を利用する必要があり、距離が近い場所に事業化できるエリアが限定されていたが、平成27年の下水道法改正により、下水道管理者の許可を得ることで、民間事業者等が熱交換器等を下水道管内に設置可能になり、対象エリアが広がった。これに対し都是、「下水熱利用ガイド」「下水熱ポテンシャルマップ」をHPで公開し、民間事業者等からの熱利用の受付を行っている。

○ 同所が供給している施設について、平日はオフィスビル、休日は娯楽施設の入ったビルでの熱利用が多くなり、ホテルは一年中安定して利用が見込まれるため条件の良いエリアである。



後楽ポンプ所にて

■ 質疑応答

Q ヒートポンプシステムや主要な機器の耐用年数、更新年数はどのくらいか。

A 機械の耐用年数はおおむね20年となっているため、設備は20年程度で更新をかけるのが一般的となっている。当所も平成6年に稼働を開始し、平成26年から順次再構築に着手し令和4年度に完了しているため、本日見学した機器は新しいものとなっている。

Q エネルギー源として大口で利用されているところも多いとは思うが、メンテナンス中のバックアップはどのようにしているか。

A 熱利用においては夏、冬がピークとなり、春、

秋の余り熱を使わない中間期という時期がある。熱交換器の清掃を年1回行うが、その清掃は中間期に行っている。また冷房専用の機器などもあるので、熱供給全体を見ながら、点検作業や機器更新を行っている。また、全部を賄うことはできないが、空気熱源を使ったヒートポンプもバックアップとして用意している。

## (2) 砧公園

(誰もが利用しやすい公園づくりについて)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- 県営公園の整備においては、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、全ての公園利用者が安心、安全に利用できるような施設になることが求められている。

### ■ 観察先の概要と特色

- こどもの障害に係る人や有識者へのヒアリングを経て、令和2年に誰もが遊べる広場として「みんなのひろば」を整備した。
- 広場にはユニバーサルデザインに配慮した遊具が多数配置されている。
- 整備後も利用者へのアンケートやヒアリングを活用し、出入口の扉を弱視者向けに分かりやすい色に塗装するなど、改善の取組を行っている。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 都立公園の中で最初の整備場所に砧公園を選定した経緯は、一次評価として、広場までのアクセス性、ユニバーサルトイレに対応できる施設の有無、サービスセンターの有無等の内容で選定し、その後、二次評価として、遊具を設置するスペースの有無、介助用の大型ベッドの設置スペースの有無等の観点から評価し、事業効果があると判断した。
- 遊具の整備のほかにも、車椅子でも近づきやすいベンチなど、介助者も含め広場内で安心して休憩ができる場所を多く整備した。また、視覚の弱い子向けに、香りが楽しめる木や触って楽しい植物を植えることなども行っている。
- メンテナンス面では、巡回は毎日実施しており、点検は月に1回、メーカーによる専門業者の点検を年2回実施している。消耗部材の交換は、国の推進サイクルに基づいて実施している。
- 広場内には警備員を配置しており、保護者の方は安心されている様子である。また、プレーリーダーという形で遊びの見守り人を、年に20回程度試行的に配置しており、遊び方をレクチャーしたり、保護者同士をつなぐ役割を担ったりしている。

### ■ 質疑応答

- Q インクルーシブ遊具を整備すると、通常の公園整備と比べ、どのくらい予算がかかるのか。また、

遊具のメンテナンスは特殊な業者が行うのか。

A 具体的な金額の数字は持っていないが、肌感覚としては、オリジナルの遊具を制作すれば高くなるが、遊具が製品化されればそれほど金額に差はない。特に今は、インクルーシブ遊具も普及してきたため、それほど金額に差が出ないと思われる。メンテナンスは一般的な業者で対応ができる。

Q 整備後の公園運営の中で、計画時と想定が違った点は何かあったか。

A トイレまでの距離を障害のある方は気にされると考え、広場の近くに設置をしたつもりでしたが、まだ遠いという意見を頂いている。また、広場の利用率が高い反面、ベビーカーや自転車置き場、駐車場が少ないといった声のほか、手洗い場が近くに欲しいといった声も頂いている。

## 文教委員会

1 調査日 令和7年9月2日（火）

2 調査先

- (1) 東京都立町田工科高等学校（町田市）
- (2) 東京都立田柄高等学校（東京都練馬区）

3 調査の概要

- (1) 東京都立町田工科高等学校  
(魅力ある高校づくりについて)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

○ 社会の変化に対応できるよう、地域産業を支える実践的なキャリア・職業教育と、進学を見据えた高等教育機関等との連携強化による、高度な専門的知識・技術を習得した人材の育成が求められている。

### ■ 観察先の概要と特色

○ 東京都は「T o k y o P-T E C H」事業として、民間企業・専門学校と連携したデジタル人材の育成に取り組んでいる。P-T E C Hは、S T E M、職業教育、技術教育に焦点を当て、企業が幅広く参加する教育モデルで、世界28か国で展開されている。

○ 同校では、1学年は「総合情報科」を学び、2学年以降は「情報デザイン」「情報テクノロジー」「電気システム」「機械システム」の4系列から選択して学ぶ。

○ また、日本工学院八王子専門学校、日本アイ・ビー・エム株式会社、シスコシステムズ合同会社、株式会社セールスフォース・ジャパンと連携しており、生徒は最新I T技術者によるメンタリング、課題研究支援、職場訪問等を通して、自身のキャリアを形成していく。

[調査内容]

## ■ 聞き取り事項

- 同事業は、これから始まるIT社会をリードしていくため、経営的な視点と技術的な視点を持つ人材を育成すること、変化の多い環境に置かれた若者にIT分野で新たな教育環境を提供することの二つの目的からスタートした。
- 日本では、茨城県、東京都、神奈川県及び長野県の4都県が実施している。
- 各学年、年間5、6回のプログラムを計画している。1学年では全生徒を対象に、2学年以降は「情報テクノロジー系列」の生徒を対象に実施している。
- 2学年以降は、生徒と企業メンター1対1のメンタリングセッションが中心となる。1社6名程度のメンターを依頼しており、生徒とメンターのマッチングを行う。また、2学年では企業訪問、3学年では課題研究支援も実施している。課題研究支援では、技術的な部分の指導のほか、プレゼンテーションに対する指導などを受ける。

## ■ 質疑応答

- Q メンターの選定基準はあるのか。また、メンターはどのような役割か。
- A 各企業で社員ボランティアとして募集する形であり、選定基準は設けていない。役割としては、社会で通用する人材を育成するキャリア教育の観点から、メンタリングを通して、コミュニケーション力、コラボレーション力、分析的思考、リーダーシップ、責任感といった、生徒の社会人スキルを育成することも重要な役割と捉えている。
- Q 同事業の予算はどうか。
- A 東京都で同事業を実施している3校まとめての予算となるが、講師謝金の報償費と、企業と各学校との調整を行うなどの事業運営企業への委託料を予算計上している。また、設備については、工科高校に予算措置されている設備関係の予算で対応している。
- Q 同事業の実施が、生徒募集に当たって良い影響を与えると感じているのか。
- A 同事業の生徒募集に与える影響に限って分析をしていないが、日本で初めて実施していること、企業と連携していることなどは、中学生や保護者への好印象につながっていると感じている。

## (2) 東京都立田柄高等学校

### (外国人児童・生徒への日本語教育支援について)

#### [調査目的]

## ■ 本県の課題

- 在留外国人の増加に伴う外国人児童・生徒等の増加が予想される中、学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語指導を行う教員の配置、実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教育支援の充実が求められている。

## ■ 観察先の概要と特色

- 同校では、在京外国人生徒等対象の入試を実施しており、令和6年度は新入生の約4割が日本語指導・支援を必要とする外国人生徒等であった。
- 日本語学習支援として、対象生徒には週2回、放課後に外部支援団体と連携した日本語指導を行っている。
- 日本語指導担当者会議を定期的に開催し、生徒の成長や課題を確認するなど、実態に応じた指導・支援を実施している。また、計画的な研修会の実施によって、教職員の理解促進、認識共有を図っている。

#### [調査内容]

## ■ 聞き取り事項

- 在京外国人生徒等対象入試のほか、一般入試でも外国につながる生徒が入学している。
- 入学後、日本語能力アセスメントテスト（J-CAT）を実施し、日本語指導が必要な生徒を把握し、校内組織「日本語指導委員会（日本語指導担当者会議）」にて対象生徒を決定する。
- 日本語指導は放課後週2回、日本語能力プレイスメントテスト（JLPT準拠）によって、1学年の対象生徒を4クラスのグレードに分けて実施している。2学年以降も、学校設定科目「日本語」や「やさしい日本語」による取り出し指導等を行っている。
- 多くの外国籍生徒が在籍する同校では、母語を使ったコミュニティの中で学校生活を送っている生徒は日本語習得に時間がかかるという課題、放課後日本語指導は生徒の学校内外の活動との調整が必要という課題が見えてきた。
- 東京都教育委員会から、令和6年度及び7年度の日本語指導推進校に指定されており、授業公開や研究協議会開催によって、小・中・高・大学での日本語指導に携わる教員のつながりや、視点を共有することができるなどの成果を感じている。

## ■ 質疑応答

- Q 都立高校の外国籍生徒数は何人か。
- A 都立高校に在籍する日本語指導が必要な外国籍生徒数については、令和6年度調査で754人である。
- Q 教員の負担感や言語への対応はどういう状況なのか。
- A クラスに多くの外国籍の生徒がいる中で、「やさしい日本語」での指導などの配慮をしながら、コミュニケーションをとって授業をすることは、困りごとも多く苦労している。そのような中で、授業では1人1台端末の翻訳表示機能を活用したり、面談の対応等ではポケトーク端末を活用している。保護者との対応は、通訳を介した電話サービスを活用している。
- Q 同校の外国籍生徒における国及び地域の内訳は

どうか。

A 約50%がネパール、約25%が中国、残りの約25%がその他で、20の国及び地域とつながりを持つ生徒が在籍している。



東京都立田柄高等学校にて

## 警察危機管理防災委員会

1 調査日 令和7年8月20日（水）

2 調査先

- (1) 日本電気株式会社（東京都港区）
- (2) HOTEL R9 The Yard 野田（野田市）

3 調査の概要

(1) 日本電気株式会社

（最新の交通安全及び防犯技術について）

【調査目的】

### ■ 本県の課題

○ 県内の交通事故による死者数は依然として全国平均を上回っており、より一層の安全対策が必要である。また、闇バイトによる強盗被害も発生しており、防犯への取組も必要となっている。

### ■ 視察先の概要と特色

○ A I 映像解析による高度な見守り技術により、複数の街頭カメラ映像を集約することで、事故や急病人などの異常発生について判定することを可能としている。また、5 Gと連携したスマート信号機などの技術についても、実証実験を行っていた。

○ 同社の顔認証技術は約30年前から研究・開発されている。世界的にも高い評価を得ており、防犯はもちろん迷い人の探索などにも活用可能である。また、多角的な照合が可能な高速・高精度の3 Dデータ技術などの最新技術の研究にも取り組んでいる。

【調査内容】

### ■ 聞き取り事項

○ 映像解析技術では、鞄サイズの機器により、リアルタイムで映像の解析が可能で、防犯カメラに頻繁に映り込む人物や置き去りにされた不審物を検知することで、街中の防犯に活用できる。

○ また、「この交差点は左折が多い」、「普段は人が滞留しない場所に人混みができる」といった解析結果から、渋滞解消や事故防止にもつながることができる。

○ 複数の映像を同時に解析できる上、録画であれば倍速にすることも可能なため、人力よりも効率的に映像の確認が行える。

○ 顔認証技術については、三次元顔貌形状計測装置で撮影することで、簡単かつ高速に3 D顔データを生成できる。撮影のための操作はワンクリックで、生成までに1.2秒ほどの時間しかかからない。

○ 当該技術は、例えば、防犯カメラによるリレー検査への活用が考えられ、周辺の防犯カメラ映像から解析を行い、人物を特定することができる点が評価されている。

○ 2 D顔データでも映像と照合することは可能だが、防犯カメラは設置場所の関係上、多くが斜め上からの角度であるため、事前に3 D顔データが撮影できていれば、向きを調整し重ね合わせることで、人物の同定の精度をより高めることができる。



日本電気株式会社にて

### ■ 質疑応答

Q 写真のような既存の2 D顔データから、3 D顔データを生成することは可能か。

A 技術的には高い精度で2 Dを3 Dにするのは可能であるが、あくまでも推定となるため、推定のままでも運用できるような使い方を検討する必要がある。

Q 3 D顔データの撮影には、撮影装置とパソコンがあれば足りるのか。

A 撮影するだけであれば、その二つがあれば完結するため、大規模な設備は必要ない。データを撮りためる場合は、別に保存できるストレージが必要となる。

Q 3 D顔データは防犯以外に医療行為などにも活用できそうだが、ビジネス展開としてはどう考えているのか。

A もともとは美容分野で活用することを期待して

の研究・開発だったが、需要がそこまで高まらなかつたため、防犯方面に舵を切って現在の装置を開発した経緯がある。

(2) HOTEL R9 The Yard 野田  
(災害時の避難所等について)

[調査目的]

■ 本県の課題

- 首都直下地震などの大規模災害時には、避難生活が長期化することが予想され、二次避難所や復興従事者・職員の宿泊先等の確保が必要となる。

■ 観察先の概要と特色

- 建築用コンテナを用いた1台1室のホテルを、これまで宿泊施設がなかった地域を中心に展開を進めている。災害時には、ホテルからコンテナ型の客室を出動させて避難所等として利用できるほか、既存ホテルを地域の災害拠点として利用することも可能である。
- 関東を中心に北海道を除く全国各地に109拠点4,071室（令和7年7月現在）を配備している。国土交通省関東地方整備局をはじめ、全国140を超える市町村などと災害協定を締結しており、県内でも川越市や川口市など16市町と協定を結んでいる。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 東日本大震災の復興作業者の寄宿舎としてコンテナを提供したのが、会社としてレスキューホテルを始めるきっかけとなった。
- 平時はホテルとして、1泊約6,200円から宿泊可能で、コンテナ内はビジネスホテルの標準装備としており、設置間隔を空けていることから隣の音も聞こえない。
- 被災地に出動した際には、客室をそのまま活用することも可能だが、ベッドを取り払ったり内装を変更することで、会議室や診察室といった使い方もできる。
- 出動準備は、コンテナからインフラ設備や客室階段の取り外しを行い、牽引車への接続やクレーンでの積込みを行うが、客室1台につき20分程度で完了する。
- 平時には、ホテルとして利用しつつ、有事には避難所等として災害支援に活用ができるところから、ホテルとして初めてとなるフェーズフリー認証を受けている。
- 仮設住宅の代わりというよりも、それまでのつなぎの役割や復興作業に従事する方への宿泊先の選択肢の一つと考えるのが現実的である。

■ 質疑応答

- Q 平時はホテルとして運営されているため、宿泊予約が何か月も先まで埋まっている場合には、有事の際にすぐに出動できないかと思うが、どう対

応するのか。

A 平時は、車移動が必要な仕事に従事する方やゴルフ客からの需要があり、平均して約8割の稼働率だが、宿泊約款では、有事の際は新規の予約を停止し、予約客には個別にキャンセルや近隣店舗への移動を依頼することとなっている。

Q 出動の際にコンテナを牽引する車両は、会社で所有しているのか。

A 輸送会社と提携しており、有事の際はそこに輸送を依頼する。また、インフラ面についても電力会社などと提携しているため、出動体制は整備されている。

Q 出動後の被災地でのインフラについては、どう対応するのか。

A ガスはプロパンガスを接続すればよいが、下水道が一番の問題となる。コンテナをインフラが整っている場所に設置するか、行政の許可が得られれば、臨時の仮設管に接続することとなる。

## 自然再生・循環社会対策特別委員会

1 調査日 令和7年7月28日（月）～29日（火）

2 調査先

- (1) 積水メディカル株式会社岩手工場（八幡平市）
- (2) 株式会社花巻バイオマスエナジー（花巻市）

3 調査の概要

- (1) 積水メディカル株式会社岩手工場  
(自然環境・生物多様性の保全に向けた取組について)

[調査目的]

■ 本県の課題

○ 本県の持続可能な発展のため、多様な主体が協働して、生物多様性の保全・回復に取り組み、ネイチャーポジティブ（経済）を推進することが課題である。

■ 観察先の概要と特色

○ 同工場は、十和田八幡平国立公園に隣接する地域に位置し、45万m<sup>2</sup>に及ぶ敷地のうち、大部分を自然のまま保持している。敷地内には、951種の動植物が生育・生息しており、カモシカやヤマネなどレッドリストに該当する22種の希少種も確認されている。

○ 豊かな自然に囲まれており、環境に配慮した排水処理システムやCO<sub>2</sub>削減などを行い、周囲の自然環境との調和を図りながら高品質な医薬品を製造し、持続可能な生産活動を行っている。

[調査内容]

■ 聞き取り事項

- 昭和48年に工場用地として取得したときは、林野の中に畠などの耕作地が点在し林野部を分断していたが、現在では、工場の建屋を取り囲むように自然林が形成され、動物たちが自由に活動でき

る場所になっている。

- 現在に至るまで、従業員自らが、落葉広葉樹を継続的に植樹したり、トウホクサンショウウオやモリアオガエルの産卵場所としてビオトープを整備するなど、50年以上の歳月をかけて、自然環境を守っている。ビオトープでは、両生類、水生昆虫やヤゴなど野生生物も水場として利用している。
- 同工場では、医薬品を製造する過程で、岩手名水20選にも選ばれた長者屋敷清水を1日約600トン使用している。製造排液は、嫌気処理・活性汚泥処理を行い、八幡平市の協定値より厳しい自主規制を設定して水質管理をし、生物観察池での観察を経て、河川に放流している。また、排水処理の過程で生じるメタンガスを、蒸気ボイラーの燃料として活用することで、燃料の約3割を削減している。
- 同社では、「自然・社会資本のリターンに貢献」というビジョンを掲げて、温室効果ガス排出量削減に取り組み、現在購入電力の100%がCO<sub>2</sub>フリーとなっている。今後は、業容拡大に伴う電力使用量の更なる増加が見込まれることから、環境負荷が低いものを使うだけでなく、再エネ創出による環境貢献を推進していく。その中で、現在同工場では、従業員駐車場や工場敷地内に太陽光発電設備導入を進めており、計画では年間工場使用量の8～10%に相当する電力を創出する予定である。



積水メディカル株式会社岩手工場にて

## ■ 質疑応答

- Q ビオトープの管理は、具体的にどのようなことを行っているのか。

A 外来種の駆除を年間通して定期的に行っている。また、動物との共生では、距離を取る必要があり、人が通るための通路の整備として草刈りなどをしている。これらの取組は、安全環境課だけでなく、工場全員参加型で行っている。令和4年から整備を始めているが、トウホクサンショウウオなどの生き物が、徐々に根付き始めているのが目に見えて分かるようになってきた。

Q この土地に工場を設立した理由と、自然との共生において苦労していることはあるか。

- A この土地を選んだ理由は、工業用水として使える水が豊富かつリーズナブルである点が大きかった。ここは、自然豊かな環境であるが故に、虫も多い。工場では医薬品を製造しているので、品質管理の面で、虫などの異物混入への対策には細心の注意を払っている。

- (2) 株式会社花巻バイオマスエナジー  
(再生可能エネルギーの活用と森林再生について)  
[調査目的]

## ■ 本県の課題

- カーボンニュートラルの実現のため、農山村地域から発生する多様なバイオマスの利活用を促進し、循環型社会の形成や農山村の活性化を図ることが課題である。

## ■ 観察先の概要と特色

- 同社は、グループ企業の花巻バイオチップ株式会社、株式会社タケエイ林業と共に、保有する森林の植林、間伐、未利用材の調達から木質バイオマス発電用木材チップの製造・供給、発電まで一貫体制で取り組んでいる。

- 同社の木質バイオマス発電施設は、平成29年2月から運転を開始した。岩手県産の間伐材と松くい虫被害木を主な燃料とし、化石燃料に依らない電気を生み出している。発電した電気は、花巻市内の全小中学校等に供給し、「電力の地産地消」を実現している。

## [調査内容]

## ■ 聞き取り事項

- 同社の発電事業スキームにおいて、木材調達では、丸太だけでなく、林地残材と呼ばれる、伐採地に未利用のまま放置された枝葉や「タンコロ」を集中的に集めて、チップ加工して発電に使用している。

- さらに、令和4年から産業廃棄物中間処理業の許認可を取得して、これまで廃棄物となり燃料化できていなかった「木の根」や「剪定枝」も燃料化している。林地残材や木の根は、大雨や台風で流れて、河川を詰まらせ被害を大きくするので、これらの再資源化は防災にも寄与している。

- 発電には岩手県産木材を100%使用し、発電された電気は市内の全小中学校のほか、岩手県立大学や工業団地にも供給している。木材を燃やした際に出る灰は、埋め立てせずにセメントとして再資源化している。また、発電で発生する熱を利用して、キクラゲを栽培して学校給食等に提供しており、同社発電事業スキームで外部に出ていくものは、水蒸気と二酸化炭素のみとなっている。

- 令和3年に取得した社有林では、出材される丸太・枝葉・タンコロを余すことなく使用・販売し、

また、地元森林組合と共同で森林経営計画を策定し、伐採跡地の再造林を行うことで、林業の再生・活性化にも貢献している。同社の事業により、年間約2万トンのCO<sub>2</sub>削減に加えて、発電所職員や木材運搬人員など約100名の新規雇用も創出されている。

### ■ 質疑応答

- Q 発電事業の中で、現在苦労していることは何か。  
A 木材調達に関しては、丸太が値上がりしたウッドショックがあり、材料費が約2倍になったことである。売電に関しては、材料費が上がる一方で、売電単価は上がっていない状況のため、林地残材などを使って発電燃費を下げる努力をしている。
- Q 案の一つとして、地元の小中学校や工業団地などに木質ペレットを使った暖房を導入するなどして、木質ペレットへの事業展開はできるのか。  
A 木質ペレットを作るのに、相当のエネルギーや費用がかかるため難しい。また、暖房の燃料として使う場合、燃焼灰の処理や六価クロムの問題がある。10年前に一度導入したが、今は灯油に戻るか、我々の電気を利用したエアコンを使用している状況である。
- Q 植樹はどのように行っているのか。  
A 「伐採した分はしっかりと植える」という方針の下、これまで2年間、地元の大迫高校や花巻農業高校等と一緒に植樹に取り組んできている。また、少花粉杉を植樹している。

## 地方創生・行財政改革特別委員会

1 調査日 令和7年7月24日（木）～25日（金）

2 調査先

- (1) 白川村役場（岐阜県白川村）  
(2) 金沢美術工芸大学（金沢市）

3 調査の概要

- (1) 白川村役場  
(持続可能な地域づくりについて)

[調査目的]

### ■ 本県の課題

- 県民が暮らしやすく、住み続けられる地域づくりを行うためには、「持続可能な成長」を目指した取組が必要となる。

### ■ 視察先の概要と特色

- ユネスコ世界遺産登録を機に、観光客が急激に増加し、地域活性化につながった反面、景観の悪化や交通渋滞等の問題が発生し、地域住民の生活に影響が生じていた。
- これらの問題の解決に向け、同村では、観光車両の進入制限、集落内にゴミ箱不設置、村営駐車場の維持経費確保のための料金改定など、様々な視点での取組を行っている。

- 令和5年12月からは、観光庁の「サステナブルな観光に資する好循環の仕組づくりモデル事業」の助成を活用し、地域・旅行者・住民が良好な関係を育むレスポンシブル・ツーリズム（責任ある観光）を推進している。

[調査内容]

### ■ 聞き取り事項

- 同村の令和6年の観光入込客数は、日本人観光客が969,197人、外国人観光客が1,114,245人であり、初めて外国人観光客が日本人観光客を上回った。主に中国をはじめとしたアジアからの観光客が多い。
- 50年以上前から、「売らない・貸さない・壊さない」の保存3原則に基づき、外部資本に頼らず、地域住民の力のみで保存維持が進められてきた。また、駐車場収入の一部を基金として積み立て、茅葺き屋根の葺き替え経費に充てることで集落の維持を行うなど、地域内で観光収入を循環させる仕組みを構築している。
- これらの取組が評価され、令和5年には、国連世界観光機関が実施している、観光を通じた文化資産の促進や保全、持続可能な開発に取り組んでいる地域である「ベスト・ツーリズム・ビレッジ」に認定された。
- その他、海外向けのマナー啓発のため、独自の規制により、村ホームページでの周知が難しい中国については、中国国内の大手旅行会社のホームページ内に特設ページを設けることで情報発信に努めている。

### ■ 質疑応答

- Q 駐車場収入の一部を基金として積み立てているとのことだが、全体の観光収入はどの程度か。  
A 約2億円である。今後予定される駐車場料金の改定により、約2億円程度増額する試算であり、更に対策を進めていくことができると考えている。
- Q 後継者の不足など、保存3原則の維持にも課題があると思うが、どのように解決しているのか。  
A 少子高齢化に伴い、特に後継ぎの問題は非常に深刻化している。今後は、保存3原則が目標とする「世界遺産集落や保存維持」を確保した上で、外部の力を活用できるような土壤づくりを、地域住民自身が主体的に進められるよう、村としては支援していきたい。
- (2) 金沢美術工芸大学  
(産学官連携による地域活性化の取組について)
- [調査目的]
- ### ■ 本県の課題
- 人口減少・高齢化が進む中、県民生活をより一層豊かで便利にしていくため、企業、教育機関、個人といった民間がそれぞれの立場で連携していくことが重要である。

## ■ 観察先の概要と特色

- 築40年を経過していたキャンパスは、老朽化や建物の耐震性、制作スペース不足等多くの課題があつたため、令和5年10月に金沢大学工学部跡地への移転及び新キャンパスの整備が行われている。
- 同大学は、社会貢献を教育と研究に並ぶ大学の使命と位置付け、社会共創センターを拠点に、以下の理念を掲げ、企業や研究機関・公共団体等と、デザイン企画等に関する連携活動を推進している。
  - ①大学の持つ美術工芸分野の専門知識や技術、社会連携で得られた成果を広く社会に還元
  - ②地域の産業と積極的に連携を図り、地域社会の活性化に貢献
  - ③社会との連携活動を体験することで、より実践的に社会に寄与できる人材を育成

### [調査内容]

## ■ 聞き取り事項

- 旧キャンパスの課題を踏まえ、移転整備基本構想及び基本計画が策定され、キャンパス整備のコンセプトを「開かれた美の探求と創造のコミュニティ」に決定した。このコンセプトの下、垣根を超えて交流する教育研究を推進し、地域や世界に開かれたキャンパス整備が進められた。
- 学生が専門の枠にとらわれず創作活動が行える「共通工房」や展示・合評スペースとなる「アートコモンズ」を配置することで、垣根を超えた交流を促進している。また、地域にも開かれた空間である「アートプロムナード」で情報発信を行う一方、創作に集中できる空間である「創作の庭」を配置することで、学生が創造と向き合いながら、美が連携する街のようなキャンパスが整備されている。
- 社会共創センターでは、企業や金沢市を中心とした自治体との連携事業を行っており、学生にとっても貴重な体験の場となっている。令和6年度は36件の事業を行った結果、約4,000万円の収入が得られており、大学の自主財源の一つとして大きな役割を果たしている。

## ■ 質疑応答

- Q 全国でも様々な社会共創の取組はあるが、優れた取組を継続していると感じた。そのモチベーションの高さの要因はあるのか。
- A 大学設立時から、学問研究だけではなく、地域産業の振興への寄与も、大学の在り方として描かれてきた。現在の社会共創センターは、民間経験のある教員が中心となっており、机上だけではなく、学生に実地で体験させることで、卒業後すぐにその体験を生かせるようにしたいと考えている。これが、多くの取組を継続できている要因の一つである。
- Q 金沢市との連携事業でも、デザイン料等の収入

は得られるのか。

- A 本大学は、以前は金沢市の一部局であったが、現在は公立法人化され別会計となっているため、市からもデザイン料等を頂いている。



金沢美術工芸大学にて

## 公社事業対策特別委員会

1 調査日 令和7年7月23日（水）～24日（木）

2 調査先

- (1) ジムコミ（旧金山町立明安小学校）（山形県金山町）
- (2) 山形クラス「香澄町の家」（山形県住宅供給公社）（山形市）

3 調査の概要

- (1) ジムコミ（旧金山町立明安小学校）  
(出資法人による共創型地域課題解決のモデルと多主体連携による地域づくりの取組について)

### [調査目的]

■ 本県の課題

- 本県出資法人において、様々な資源が限られている中、地域課題を単独で解決するには限界があるため、組織の枠組みを越えて、効果的・効率的に課題解決するための手法を検討する必要がある。

■ 観察先の概要と特色

- 公益財団法人やまがた産業支援機構が事業主体であるYamagata yori-i project（山形県地域課題解決型ビジネス創出事業）では、地域課題の解決に取り組む団体（自治体、企業、NPO、政府、財団など）が垣根を越えて課題解決を目指す事業であり、現在18事業を創出している。

- その取組の一つとして、旧明安小学校の廃校施設であるジムコミでは、ドローン、メタバース、3Dプリンタなどの専門的な技術を若者に教えるIT機器の体験教室や、健康増進を目的としたトレーニングジム、地域住民が集まる漫画図書館を設立するなど、若者の技術力の向上と地域への定住促進に取り組んでいる。

### [調査内容]

■ 聞き取り事項

- 山形県では、創業率が全国的にも低いことから、創業支援体制を整えており、創業から経営まで一貫した支援に取り組んでいる。
- ハードの支援だけでなく、事業を生み出すためのソフトの支援が必要だと考え、事業創出の支援としてYamagata yori-i project を立ち上げた。
- 既に人口減少が始まっている、地域課題を解決するプレイヤーが少ないなど解決のリソースは先細りしていくため、一つの組織の力だけではなく、強みを持った関係者が組織の枠組みを越えて、効果的・集中的にリソースを投じることで課題解決を行っていく。地域課題解決のために集まった関係者のリソースをコーディネートし、ビジネス化することが重要である。



ジムコミ（旧金山町立明安小学校）にて

## ■ 質疑応答

- Q 令和5年度の創出事業の中に「空き家・移住アソシエーション」とあるが、どういった事業なのか。
- A 空き家は市町村ごとの管理だが、地元の不動産事業者と連携することで、市町村の枠にとらわれず、良い物件の情報を集約し移住者に案内する。また、移住者が行いたいイノベーションや移住後の事業もサポートすることにより、空き家を移住者に流通させる事業である。
- Q 18の事業を創出しているが、関係者はどういった方が多いのか。
- A 会社同士が集まって事業を創出するケースや学生起業など様々である。地域課題を起点にして事業を創出している点は共通している。
- Q 地域課題解決型のソーシャルビジネスと理解したが、多くの利益を上げることができないイメージがある。行政が資本を投じる以上、利益を上げて、税金を納めていただいた方が、利益率の低いビジネスを行うよりも良いという意見も出てくると思うが、どうか。
- A ソーシャルビジネスは公共性の視点も大事になってくるため、事業を立ち上げてすぐに利益化することが難しいが、地域課題に対して先見性を

持つて続けていくうちにニーズが増え、スケールメリットが出てくると考えている。また、公共性が高いということを考えれば、公的な資金を投じる意味もあると考えている。

- (2) 山形クラス「香澄町の家」（山形県住宅供給公社）  
(出資法人による空き家の利活用の取組について)  
[調査目的]

## ■ 本県の課題

- 本県出資法人において、空き家問題の解決のために様々な取組が検討されている中、公社が行う行政以外のセクターとの協力・連携は、問題解決につながる取組となるか検討する必要がある。

## ■ 観察先の概要と特色

- 同公社では、山形県、山形市、山形大学、東北芸術工科大学と連携し、空き家をリノベーションし、準学生寮「山形クラス」を整備した。
- 男子学生寮2棟・女子学生寮3棟を管理しており、共用の冷蔵庫、洗濯機などの設備や世帯の収入状況に基づく賃料の減額制度など学生寮の利用に関するハードルを低くしている。
- 空き家を学生寮として活用することにより、隣県から通学する学生の県内への定着及びまちなか居住人口の増加に伴う中心市街地の活性化なども期待できる。本取組に携わる団体の課題解決も下支えしている。

## ■ 調査内容

### ■ 聞き取り事項

- 山形県は全国的にも持ち家率が高く、高齢化も進んでいるため、高齢者のみが居住する住宅が非常に多い。将来的に空き家が増える懸念があるため、空き家対策をより重点的に進める必要があった。
- 空き家対策の一環として、住宅セーフティネット制度を活用した準学生寮「山形クラス」（5棟58戸）の取組を始めた。
- 同公社の事業を見直した際に、新たに街中の住環境改善を目的に加え、空き家対策として準学生寮の事業に協定を結んで携わるようになった。
- 住宅セーフティネット制度の対象者は住宅確保要配慮者であるが、同県は独自に若者単身者を住宅確保要配慮者に位置付けている。そのため、学生を同制度の対象者とすることで、空き家のオーナーには改修費補助、学生には家賃補助が行えるようになった。

## ■ 質疑応答

- Q セーフティネット住宅の改修費に県が補助金を出している事例は全国的には少ないとの説明があったが、その理由は何か。
- A 補助金は、基本的に市町村が主体となって実施している。本県としては、住宅セーフティネット制度を市町村に普及させるべく、「住生活基本計画」に位置付けて取り組んでいる。

- Q 他の都道府県の実施状況はどうか。  
 A 東京都など全国で5都県が実施と認識している。  
 Q 学生と定期借家契約を2年間結ぶが、途中で退去した場合にも柔軟に対応しているのか。  
 A 途中解約でも違約金はない。敷金もなく、学生が利用しやすいよう配慮している。  
 Q 同制度は、大学生を想定していないと思うが、制度を適用できた経緯はどういうことか。  
 A 若者単身者を住宅確保要配慮者に位置付けることは、県の裁量の範囲である。大きく住宅施策という観点から見れば、学生も対象になると整理した。  
 Q 民間のアパートやマンションを借り上げて、学生に貸し出すサブリース契約の形を探ることもできたかと思うが、なぜ準学生寮という形を探ったのか。  
 A 本事業のスキームは一般的にサブリース契約に近い形と思われる。本事業を行う際、国土交通省と調整を行っており、同制度は民間事業が対象であり、単なるサブリース契約では国庫補助の対象とならないことが分かったため、サブリース契約ではない現在の形で行っている。

## 少子・高齢福祉社会対策特別委員会

1 調査日 令和7年7月23日（水）～24日（木）

2 調査先

- (1) 福井大学子どものこころの発達研究センター（福井県永平寺町）  
 (2) 金沢市農業協同組合（金沢市）

3 調査の概要

- (1) 福井大学子どものこころの発達研究センター（多様なこどもへの支援について）

【調査目的】

### ■ 本県の課題

- 少子化社会においては、子育て環境の整備はもとより多様なこどもへの支援が重要である。

### ■ 観察先の概要と特色

- 子どものこころの発達研究センターは、福井大学大学院医学系研究科の附属センターとして、子どものこころに関する基礎・臨床研究を推進するとともに、得られた成果等の社会還元を担っている。  
 ○ 平成21年に前身の大学院医学系研究科附属子どもの発達研究センターが設置され、平成24年度、大学全体で研究を進めるためにセンターを全学化し、現在に至っている。  
 ○ ギフテッドや子どもの発達障害に関する研究を数多く行っており、本年2月には、他の大学と共同でADHDの症状緩和に効果的な技法を発見するなど実績を上げている。  
 ○ また、ギフテッドに関する幼稚園から小中学校までの12年間の追跡研究など、先進的な研究も進

めている。

### 【調査内容】

#### ■ 聞き取り事項

- 診療部門の「子どものこころ診療部」では、精神科や小児科と独立した形で、児童精神科医、小児科医、公認心理師が、それぞれの得意分野を生かして診療を行っている。  
 ○ 認知行動療法（以下、CBT）は、ADHDにも有効性が証明されているが、専門的に行える医師や心理師が少なく、多くのこどもや保護者がその治療を受けられないという問題があった。今回、CBTのプログラムを作成し、広くインターネット上で公開するプロジェクトの中で、CBTのどの技法がADHDに対して特に有効かが判明した。  
 ○ 最近は、研究に患者等が参画することを重要視しており、患者にプログラムを利用してもらい実際に有効であったかアンケートやヒアリングをしているが、その取組には埼玉県の医療機関も参加している。  
 ○ こどもに対する大人からの良くない関わりや避けたい子育て、いわゆるマルトリートメントは、様々な心の病気の原因となり、脳機能低下を招く。マルトリートメントは、親世代から繰り返されることも多く、近年は育児の孤立化等も増えているため、親を非難して終わりではなく、親だけでなく社会で子育てをする「とも育て®」が重要である。  
 ○ 福井県との連携では、寄附講座を開設し児童精神科医療を担う医師の養成を行っている。児童相談所などの行政機関では、医務業務担当職が一人の場合が多く、誰にも相談できない等様々な課題があるが、寄附講座であれば、高度な知識・経験を有する人を行政部門に定期的に派遣し、養成・相談にも対応できるため非常に有効と考えている。



福井大学子どものこころの発達研究センターにて

### ■ 質疑応答

- Q 福井県では、発達障害の診断前の支援が普及していると聞いた。全国的にはまだ普及していないように感じるが、普及させるための課題等は何か。

A 1歳半検診で言語発達遅滞があればフォローアップを行い、診断がなくても言語の訓練につなげる状態にしておくことが重要である。全国のピックアップ率は2、3%だが、福井県は10%近くである。福井県では、越前市が子どもの発達を支援するセンターを以前から有しており、フローが既にできていたため、それを全県的に広げていった形である。対象者全員を診断してからとなると、支援までに数年がかかってしまう。

## (2) 金沢市農業協同組合

(農福連携の取組について)

### [調査目的]

#### ■ 本県の課題

○ 高齢化・人口減少が進む中、農家等の人手不足を解消するとともに、農業分野での活躍を通じて、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する必要がある。

#### ■ 観察先の概要と特色

○ 金沢市農業協同組合では、農家・集出荷場と障害福祉サービス事業所との農福連携のマッチングを行い、双方のパイプ役として、作業内容や労働条件の確認、日程調整、作業指導などの支援を行っている。

○ 平成28年から組合内に専門の担当室「担い手支援室」を設置し、平成30年から労働力不足に悩む農家や障害者福祉サービス事業所へ、農福連携を提案している。

○ マッチング数の増加に伴い、農家・集出荷場の繁忙期にまとまった労働力の確保が可能となる一方、障害者に多様な作業を紹介できるようになり、労働意欲増進も実現している。

○ 農林水産省等が設立した農福連携等応援コンソーシアムにおいて、「ノウフク・アワード2022フレッシュ賞」を受賞した。

### [調査内容]

#### ■ 聞き取り事項

○ 農家への聞き取り調査では、労働力や後継者問題が一番の課題となっており、その課題解決策の一つとして農福連携を始めたのがきっかけである。初めの1、2年は、全く成果がなかったが、短期間の場合や雨天時に中止となる場合でも、対応が可能なことなどを強みとして、通常のアルバイトでは難しい部分を切り口に、農家に提案していった。

○ どの農家も一度目は半信半疑だが、リピート率はほぼ100%である。満足度は高いが、利用までの敷居が非常に高い。障害者にとっても、ふだんは事業所の中での箸詰めやタオル折り等が多いが、屋外での作業が楽しいという声も聞こえている。

○ 障害者は、一つの動作を繰り返すことに集中力があり、農家の方より若い方が多く、動きはやや遅

いが、力仕事もできる。一方、複雑な動作への対応は難しい。また、大声を出すと動きが止まってしまうので、その点は気を付けるよう伝えている。

○ 同組合の役割は、間に入りマッチングすることである。農家は、農作業について「見れば分かる」感覚の方が多いので、代わりに細かな作業内容を支援員に伝えたり、工賃など直接言いにくいことを間に入って伝えることで、トラブル等を少なくできていると考えている。作業内容の説明は、支援員を通じて行っており、支援員の業務理解度が高いと障害者の方の理解度も高くなる。

#### ■ 質疑応答

Q 作業は繁忙期中心のことだが、野菜によって時期が違う。そういう意味では、1年間何らかの仕事はあるのか、あるいは全く何もない時期が数か月続くのか。

A 12月から3月まで農家自体全く仕事がない。産直所の袋詰め等はあるのでその都度入れているが、来てほしいときだけ来てもらう形が、ほぼ100%である。

Q 支援員の方の教え方が上手くなれば、障害者の方の効率がよくなると思うが、支援員への取組について、どのように行っているのか。

A 支援員への教育などはできたら良いが、機会がない。作業を行う際に、あらかじめ見に来ていたいている。来ていただくかどうかでも全然違ってくるので、事前にいかに丁寧に説明し、理解していただくかが重要と考えている。

## 経済・雇用対策特別委員会

1 調査日 令和7年7月28日（月）～29日（火）

2 調査先

(1) 有限会社戸田商行（土佐市）

(2) 香川県／株式会社ハイレゾ「高松市データセンター」（高松市）

3 調査の概要

(1) 有限会社戸田商行

（地域資源を活用した地場産業の振興・魅力発信について）

### [調査目的]

#### ■ 本県の課題

○ 本県の地場産業は、高い品質と技術力で国内外で評価されているが、人材不足などにより産業の衰退が懸念されている。地域資源を活用した商品開発や販路開拓、人材育成などを支援し、地場産業の活性化を図る必要がある。

#### ■ 観察先の概要と特色

○ 従来の緩衝材としての用途に加え、近年は木毛を使ったインテリア製品や、木質バイオマス燃料など、新たな用途開発にも力を入れており、木材

の有効活用を促進するため、様々な業界への導入を促している。

- 地元の森林所有者や森林組合、木材加工業者と連携し、間伐材などの木材を安定的に調達することで、森林の保全と資源の有効活用を両立させるとともに、地域全体で循環型経済を構築するための取組を進めている。
- 同社の取組は多くのメディアで紹介されるほか、オープンファクトリー等を通じて、木毛の魅力を積極的に発信することで、地域資源の価値向上にも貢献している。

#### [調査内容]

##### ■ 聞き取り事項

- 高知県は森林率が84%と日本一である。同社では、地域資源の活用のため、全て高知県産の原料を使用した木毛製品、精油ビジネスを展開している。
- 平成27年からは、社内の様々な改革に取り組んできており、中でも「日本最期の木毛屋」というキャッチフレーズを付け、PR動画の作成やマスコミへのアピールを通じて、木毛の魅力を多方面に発信している。
- 同社は、ひとつくりを大切にしており、日頃製造している木毛製品がどんな意味を持つのかを、年に1回開催する経営方針発表会の中で改めて社員全員で共有し、社員一人一人のものづくりに対する真摯な姿勢を育んでいる。
- 令和4年からは、国の事業再構築補助金の採択を受け、木毛製造で培った木材加工の技術を活用できる精油ビジネスを開始し、翌年からは、全国の出荷量の90%以上を高知県が占める文旦を活用したオイル製品の開発を始めた。新規事業を開始するに当たっては、社員の納得と協力が不可欠であり、現場の社員と密にコミュニケーションを取り、試行錯誤を重ね進めてきた。

##### ■ 質疑応答

- Q 木毛製品の製造に当たっては、原料や製品の繊細な管理が必要だと思うが、歩留り率は良いときと悪いときでどの程度か。
- A 平均では60%ほどである。近年、木毛の原料であるアカマツの出材自体が減少している。買い付けた際に、トラック一杯になるまで出材を待つことがあるが、工場に到着したときには、「藍」が、初めに積み込んだマツを侵食して歩留り率が低下してしまう。
- Q ヒノキやスギ、文旦以外の原料を使用したオイル事業の今後の展望はどうか。
- A アロマ製品の販売は、難易度が高いと感じている。ヒノキやスギに関しては、これまで培った木材加工技術があり、文旦は原料が豊富な点で事業化しているが、その他の原料については、原料の確保が難しく、搾汁率を上げない限りは収益化は

難しい。



有限会社戸田商行にて

#### (2) 香川県／株式会社ハイレゾ「高松市データセンター」 (企業誘致の取組について)

##### [調査目的]

##### ■ 本県の課題

- 本県の企業誘致は、産業用地や人材の不足、一部の地域でインフラ整備の遅れなどの課題があるため、県・市町村・民間の連携による情報収集と発信、立地企業に対する支援を積極的に行う必要がある。

##### ■ 観察先の概要と特色

- 同県は、「せとうち企業誘致100プラン」に基づき、企業誘致を強化しており、令和6年度の企業立地件数は、過去最高の61件となった。
- 情報通信関連産業やデータセンター（以下、「DC」）の分野を重点的に誘致しており、代表的な立地企業である株式会社ハイレゾは、県の既存施設と廃校を活用して、中四国初のAI開発専用のDCを整備した。

##### [調査内容]

##### ■ 聞き取り事項 (○:香川県、●:株式会社ハイレゾ)

- 「せとうち企業誘致100プラン」は、①用地確保、②交通・物流インフラの整備、③人材確保、④独自の助成制度等による支援、⑤技術支援・ワンストップサービスの充実の五つの柱で構成されている。
- 同県も全国的な傾向と同様に、産業用地の確保が課題となっている。令和5年度に創設した都道府県初の制度として、民間事業者による工業団地等の開発を支援する仕組みや、官民で連携した未利用地や物件情報の一元管理を通じて、企業誘致基盤の整備を進めている。
- より企業ニーズに沿った人材マッチングを支援するため、県独自のハローワーク「ワークサポートかがわ」を設置し、教育機関等と連携して企業の人材確保を支援している。

- 同社のG P U事業は、AI開発に不可欠な高性

能G P Uによる「計算力」を、優れたコストパフォーマンスで提供するクラウドサービスであり、同県には、西日本最大のA I 専用計算センターを、R I S T かがわ（高松市）と旧綾上中学校跡地（綾川町）の2拠点に構えている。

- 綾川町DCは、廃校の利活用という特徴を持つほか、敷地内的一部を「オープンエリア」として一般の方々にも開放し、地域交流や活性化に寄与する施設として整備する予定である。

## ■ 質疑応答

Q 民間事業者による工業団地の造成を支援することだが、造成費用の助成以外では、県はどこまでの支援を行っているのか。

A 開発許可申請の前段階まで、地元との調整等の支援を行っている。一つの工業団地の造成費用は、用地取得費も含め、数十億～数百億円程度かかるが、用地取得はデベロッパーが行うため、県としては団地の造成に予算を投じない形となっている。

Q 埼玉県でも教育機関と連携した人材確保支援を行っているものの、工業高校等を卒業後、大学へ進学する学生が増えており、地元企業の入材確保が難しくなってきていると感じている。高校に向けた具体的なアプローチはどのようなものか。

A 工業高校等へ企業と一緒に訪問し、校長や進路指導の先生に対して、直接企業の魅力をPRし、企業と工業高校等をつなげる活動を続けている。

## 危機管理・大規模災害対策特別委員会

1 調査日 令和7年7月22日（火）～23日（水）

2 調査先

- (1) 茨城県地域気候変動適応センター（水戸市）
- (2) かみす防災アリーナ（神栖市）

3 調査の概要

- (1) 茨城県地域気候変動適応センター  
(災害対策における気候変動への適応推進について)  
[調査目的]

## ■ 本県の課題

○ 近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化している気象災害から県民の生命や財産を守る必要がある。

## ■ 視察先の概要と特色

○ 地球温暖化や気候変動の影響に対応するため、「気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供、技術的助言を行う拠点」（気候変動適応法第13条）として、茨城県が事業者として茨城大学地球・地域環境共創機構を選定し、茨城大学に設置された。大学を事業者とするセンター設置は全国初である。

○ 茨城県をはじめとする県内の自治体や各種団体や学校、住民と協力して気候変動・温暖化の影響

やその適応のための様々な情報を収集・解析し、広く発信している。

- 地域における気候変動影響・適応に関する研究として、災害等の気候変動影響予測を行い、また、ローカルな情報収集では、農業・漁業、防災関係者等へのインタビュー、アンケート調査等を行っている。

## ■ 調査内容

### ■ 聞き取り事項

- 大学であることのメリットを生かし、科学的な知見に基づいた上意下達型の知識の伝達を行うこと、また、ステークホルダーとのやり取りで、まず現場の情報把握を行い、そこから何が必要なのかを組み立てることの両方のアプローチにより、業務を進めている。

- 避難行動に関する研究において、2年に1度くらいのペースで河川が溢れ床下浸水の被害が起こる地域で、大雨の際に、過去の経験から避難しなかつたが、河川が決壊してしまい避難が間に合わなかつたという事例があった。これは、過去の被災経験はとても大事だが、それに囚われてはいけないということである。

- 行政のソフト対策に対するサポートとして、シンポジウムを開催している。例えば、気候科学のプロフェッショナルを講師として招聘したり、気象台との協力関係で防災士を集め、コミュニケーションを図るなど、センターの強みを生かしている。

## ■ 質疑応答

- Q 行政側が施策を実現する際に、研究の情報を共有することは大事だと考えるが、研究者の立場から配慮しているようなことはあるか。

- A 実際に河川の予測情報を出すとなると、気象業務法に則ることになるが、その議論が進んでいる段階である。雨の予測が難しく、その精度を上げていければ、気象業務法の許可も出て、様々なところから情報が出てくると考えられるため、活用が期待できる。

- Q 避難情報などの伝達について、研究者の立場から具体的な考え方や提案はあるか。

- A 避難行動を最も後押しするのは声掛けである。特に消防団の声掛けで避難が進んだという調査結果もあるため、是非消防団は大事にしてほしい。また、デジタルコンテンツについては、地域によってなかなか見てもらえていないが、5年から10年もすればもっと活用されると考える。一方で、デジタルコンテンツの指示を避難しないことの理由にされてしまうこともあるため、頼り切りにはすべきでないことを強調したい。

### (2) かみす防災アリーナ

(防災アリーナの運営について)

[調査目的]

## ■ 本県の課題

- 被災後の迅速な復旧・復興を見据えた事前準備など、全ての人々が安全で持続可能な暮らしを確保できるように危機管理・防災体制を構築する必要がある。

## ■ 観察先の概要と特色

- 計画段階から防災施設となることを想定し、運営・維持管理、学術的な知見も盛り込み、実状に沿う生きた避難マニュアルを作成している。また、建設中においても仮囲いや移動家具を活用したワークショップを開催し、市民に愛着を持つてもらう工夫が行われた。
- 平常時には安全・安心な環境の中で、スポーツ等を通じた市民の健康づくりに寄与し、各種イベントの開催により、多くの人が集い、市の中心部にふさわしいにぎわいを創出している一方、災害時などには温水プールを生活用水に活用するなど、避難所施設としての機能確保も図っている。
- グッドデザイン賞やウッドデザイン賞などを受賞しており、従来、閉鎖的になりがちであった防災施設が「軽快で美しいものに仕上がっている」との評価を受けている。

### [調査内容]

## ■ 聞き取り事項

- 当初は4階層で検討していたが、各施設の配置を工夫して2階層とし、共有部分を1階公園側に集中配置して「コミュニケーションコリドー」と名付けた。長さ170m、幅10mの吹抜け空間であり、ガラス扉を自由に開閉できるため、様々な避難場運営、初動対応に合わせて、人の動きを自由に制御できる仕組みとなっている。
- 災害時への対応として、雑用水については、プールの水や雨水貯水槽を活用できる。また、下水管破断時も、トイレ排水を緊急排水槽に排水可能である。そのほか、プロパンガスの残存分を炊き出しに活用することなどが可能である。
- 全てのトイレが停電時に水を流せる自己発電型となっている。また、トイレの照明についても、非常用発電機から電力が供給される。

## ■ 質疑応答

- Q 総事業費のうち施設整備費121億円について、国、県及び市の負担割合はどうなっているのか。
- A 國土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業の交付金が入っており、約22億7千万円、率にするとおよそ21%の支援が国からあった。残りは全て市の負担となっており、県費は含まれていない。
- Q 施設の中のトイレの便器の総数はどれくらいか。
- A およそ100個の便器を有している。東日本大震災の際に液状化の被害などがあり、トイレの問題は痛感している。メインアリーナの四隅のトイレにおよそ50から60の便器を設置し、また、1階の

各所にもトイレがあり、それらを合わせるとおよそ100となる。また、屋外に手ごきの井戸のポンプがあるため、そこに手動で流すことが可能な仮設のトイレを設置することもできる。

- Q 現在、土地の所有者は半分が国のことだが、元々はどうであったのか。

- A 元々は全て国有地で30年間使われていなかった。合併で神栖市となった際に、防災の拠点を作ろうということで、計画を進めていった経緯がある。



かみす防災アリーナにて

## 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

- 1 調査日 令和7年7月23日（水）～24日（木）

### 2 調査先

- (1) 佐賀県立宇宙科学館《ゆめぎんが》（武雄市）
- (2) 福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアム（福岡市）

### 3 調査の概要

- (1) 佐賀県立宇宙科学館《ゆめぎんが》  
(科学技術の関心を高める取組について)

#### 【調査目的】

## ■ 本県の課題

- 日々進展する技術革新に対応し、新たな価値を生み出す創造性を發揮する人材を育成するためには、科学技術や理科・数学などに対する関心を高め、基本的な知識を身に付けるための取組を推進する必要がある。

## ■ 観察先の概要と特色

- 館内で実験ショーやワークショップを実施することに加えて、佐賀県内の学校への出張プログラムを実施するなど、様々な科学教育活動を行っている。

- 同県が令和3年から開始した宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携するプロジェクト「JAXAGA」の一環として、小学生から高校生までを対象に、「JAXAGA SCHOOL」を開校した。JAXAなど専門家による講演や、科学実験・工作、グループワークの機会を創出している。

## 【調査内容】

### ■ 聞き取り事項

- 21世紀を担うこどもたちの「科学する心」を育てることを目的としている施設であり、令和6年7月に創立25周年を迎える、総来館者数約560万人を達成した。
- 学芸員有資格者を12名有しており、そのほかにも教員資格を持った職員が従事するなど、充実した運営体制を構築している。
- 3階の「宇宙発見ゾーン」を令和6年3月にリニューアルしており、JAXAの協力により、最新の宇宙科学を学ぶことができる体験型施設へと生まれ変わった。
- 小・中学生を対象にした8か月にわたる体系的な宇宙教育プログラム「JAXA GAGA SCHOOL」を実施している。宇宙と佐賀について学習するプログラムを通じて、科学知識を学ぶだけでなく、学校教育とは異なる視点で、こどもたちの好奇心・探究心を育み、問題解決能力・創造力を養っている。



佐賀県立宇宙科学館《ゆめぎんが》にて

### ■ 質疑応答

- Q 「JAXA GAGA SCHOOL」に参加するこどもたちの選考は行っているのか。また、参加に当たって、授業料などは取っているのか。
- A 参加を希望するこどもたちに興味のあること、やりたいことを文章にしてもらい、意欲の高い参加者をセレクトしている。授業料などは取らず、佐賀県が全額負担している。
- Q JAXAとパートナーシップを結んだ背景は何か。
- A 佐賀県では、文化・教育分野のみならず、あらゆる分野でJAXAと協定を結んでいるが、その中でも本事業は最も成果を出していると言える。当館の学芸員が企画・立案を行い、JAXAなど外部の専門家のノウハウを取り入れることを重視している。
- Q 南極観測地と連携したイベントがあるようだが、どのような体制で連携しているのか。

A 国立極地研究所と当館が協定を結ぶことにより、綿密な情報共有や通信技術を使った交流が可能となっている。

- (2) 福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアム（大学スポーツ資源を活用した地域振興について）

### 【調査目的】

### ■ 本県の課題

- 県民誰もが、人生を豊かにするスポーツを身边に楽しむ機会を増やすため、スポーツの魅力発信、多彩なイベント開催やスポーツ環境の整備を進める必要がある。

### ■ 観察先の概要と特色

- 福岡大学が有するスポーツ資源（施設・人材）を生かして、地元プロチームによるサッカー教室やパラスポーツ体験会といったスポーツイベントを開催するなど、スポーツによる地域振興・パラスポーツの活動支援につながる取組を展開している。
- 総合体育館、陸上競技場、プール、サッカー場などの様々な大学内スポーツ施設は、スポーツ参画人口の拡大や健康増進事業、小・中学校における体育授業支援・部活動支援などの取組に活用されている。

### 【調査内容】

### ■ 聞き取り事項

- 福岡市の地域課題の解決に向けて、令和4年度に同コンソーシアムを設立した。福岡大学が有するスポーツ資源を活用して、スポーツ参画人口拡大のための取組や学校部活動支援の取組などを推進している。
- 国の第3期スポーツ基本計画で掲げる施策である「大学スポーツ自体の競技振興」、「大学スポーツによる地域振興」を支援するため、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）が募集を行う「感動する大学スポーツ総合支援事業」に4年連続で採択されている。なお、4年連続で採択されている私立大学は全国でも福岡大学のみである。
- 令和6年度に地域のスポーツ産業の活性化を政策提言として掲げる公益社団法人経済同友会と包括連携協定を締結するなど、同コンソーシアムの事業をいざれ全国的に横展開していくべく、他団体との連携体制を構築している。
- 福岡大学の特色として、同じキャンパス内にあらゆるスポーツ施設・学生寮・大学病院などが全て集まっていることが挙げられる。また、キャンパスの中央には地下鉄の駅もあり、各大学施設へのアクセスの良さが事業の成功に大きく寄与している。
- 福岡県の事業として、福岡大学などの県内大学や企業が連携して中学生の部活動の地域移行・地域展開の支援を行う「福岡県アスリート人材活用コンソーシアム」が設立された。スポーツ指導者

育成のための研修を実施し、その研修を受講したアスリート人材がスポーツ活動の現場で中学生を指導しており、派遣型・集合型どちらにも対応している。

### ■ 質疑応答

Q コンソーシアムに参画する企業や行政機関との調整などをどのように行ったのか。

A 各団体が有するスポーツ資源、知恵、資金を相互活用することで、それぞれが抱えている課題を解決するというメリットを軸に声掛けを行うことで、スムーズな調整ができたと考えている。

Q 自治体によってスポーツ資源の充実度に差異がある中で、同様の取組を行う場合のアドバイスはあるか。

A 各自治体が有する限られた資源をどのように活用するかという議論が必要になってくる以上、地域課題の解決策は自治体ごとに異なり、一つの正解はないと考えている。

Q 数多くあるスポーツ競技の中で、このような取組に適していると言える競技はあるか。

A スポーツによって競技人口が異なるため、一概には言えないが、スポーツ施設の数に比べて競技人口が多い傾向にある種目は、集合型部活動の取組には向かない。

# 令和7年度埼玉県議会ブランデンブルグ州友好親善訪問

1 期 間	令和7年9月9日（火）～13日（土）
2 訪 問 先	ドイツ連邦共和国（ブランデンブルグ州及びベルリン州）
3 訪 問 議 員	埼玉県議会ブランデンブルグ州友好親善訪問団 団長 白土幸仁（議長） 団員 梅澤佳一、武内政文、岡地 優、水村篤弘、萩原一寿、松坂喜浩

埼玉県とドイツ連邦共和国ブランデンブルグ州（以下、両県州という。）は、平成11（1999）年8月に「姉妹提携に関する協定書」に調印して以来、環境・経済・スポーツ・教育等の分野で幅広く交流を行ってきた。

令和6（2024）年に姉妹提携25周年を迎えるにあたり、大野知事から議会に対し議員派遣の依頼があったことから、このたび、両県州の相互交流の重要性を改めて確認し交流の促進を図るため、埼玉県議会ブランデンブルグ州友好親善訪問団（以下、議会訪問団という。）が、同州及びベルリン州を訪問した。

白土議長を団長とする7名の議員による議会訪問団は、州首相との会談、両県州による共同声明署名式やポツダム大学と県内大学との協定締結式への参加、ブランデンブルグ州議会議員との意見交換などを通じて、両県州の相互交流を図ることにした。

9月9日夜にベルリン・ブランデンブルグ国際空港に到着した議会訪問団は、翌10日朝、知事訪問団と合流し、ブランデンブルグ州首相府において、大野知事とともに、ディートマー・ヴォイトケ首相と会談を行った。

ヴォイトケ首相からは、「姉妹提携25年の発展を見ると、この友好関係が更に深まってきており喜ばしく感じている。このたびの訪問はこれまでの協力関係を更に深め、強化していく非常に良い機会であると考えている」との挨拶があった。



州首相府正面玄関にて

会談では、これまでの両県州の良好な関係や多様な交流が行われてきた成果を踏まえ、留学機会の促進に向けて両県州に所在する大学相互の協力体制を強化支援すること、両県州の間で地域レベルの民間企業を含めた幅広い経済交流を促進することが重要であるとの認識で一致した。



州首相との会談

その後、両県州によるパートナーシップの更なる発展に関する共同声明の署名式に参加し、会談で合意した結果を「共同声明」として表明し、互いに署名するとともに、白土議長がその共同声明に立会人として署名した。



共同声明に署名する白土議長



両県州による共同声明への署名

その後、知事訪問団と別れ、午前から午後にかけて、ブランデンブルグ州議会を訪問し、ジュウリーン・グリーン州議会副議長、ヨーロッパ問題・開発政策委員長であるヨハネス・フンケ州議会議員と意見交換を行った。



フンケ委員長と州議会議事堂にて

最初にフンケ委員長からブランデンブルグ州議会及び州の概要について説明を受けた後、本会議場を見学した。2013年に現在の場所に議事堂を設置したこと、議場は円形であり半円部分に会派ごとにまとまって議席を配置していること、一つ上の階に傍聴席や記者席を配置し、議場内の様子が見えにくい方のため議場内壁面に発言者等を映し出す大型モニターを2台設置していること、2013年から累計して、今年8月に傍聴者数が100万人となったことなどについて説明を受けた。

議事堂内の一室で行われたグリーン副議長及びフンケ委員長との意見交換では、冒頭に白土議長から挨拶し、若者の政治への関心や参画を促す取組として、若者とブランデンブルグ州議会議員とが議論するイベントを開催していることについて触れ、埼玉県議会においても昨年から同様に大学生と県議会議員による意見交換会を開催していること、若者たちは議員が思いつかないような意見や、議員とは異なる視点を持っており、議員が大きな



州議会議事堂・本会議場

刺激を受ける良い機会となっていることなど、県議会においても住民に開かれた議会を推進していることを説明した。

フンケ委員長から、ドイツでは石炭による発電から脱却することを決め、太陽光や風力など再生可能エネルギーへの転換を進めていることに触れながら、「ウクライナ情勢など今の状況をどのように捉えているか」との質問があり、白土議長は「ウクライナ情勢は、海外からの輸入に頼っている日本経済にとって大きな問題である。ロシアから輸入していた天然ガスについて調達先の多様化を図るとともに、代替エネルギーとして再生可能エネルギーの推進が非常に重要であることから、エネルギー問題が重要な政策的な転換期にあると考えている」と説明をした。

グリーン副議長からは、少子高齢化による人手不足について、看護師を例に、職業訓練や手当制度のほか、ひとり親家庭の生活、経済状況が厳しい現状について説明があった。

このほか、移民政策、農業施策など多岐にわたる意見交換を行い、今後も両県州がより一層交流を深めていくことを確認した。



意見交換を行ったグリーン副議長

その後、再び知事訪問団と合流し、ポツダム大学を訪ね、同大学と県内の埼玉大学・獨協大学との間での学術交流に関する協定締結式に立ち会うとともに、日本人学生や大学内のスタートアップ・イノベーション拠点との意見交換の場に出席した。

オリバー・ギュンター・ポツダム大学学長からは、「国際情勢をはじめ多くの課題が取り巻く現代社会において、主体的に学び、友人たちと苦楽を分かち合うことは重要であり、学術協力など日本とドイツの両国の友好関係を深めていくことが今の我々の課題であると思う」旨の挨拶があった。

白土議長は、「異なる文化を背景に持ち、多様な価値観を持つ学生たちが、共に同じキャンパスで学ぶことは、学生自身が国際的な感性を磨くことだけでなく、大学そ



ポツダム大学と県内大学との協定締結式



ポツダム大学・新宮殿キャンパスにて

のものの活性化にもつながる。協定締結を契機として、学生の相互交流や共同研究が推進され、両国の友好関係の深化、持続可能な発展へつながることを願っている」と挨拶した。

坂井貴文埼玉大学学長からは、「自分とは異なる文化や歴史を持つ国の人々と交流を深め、理解することが、世界平和と学問の発展につながる。大学間協定は大変重要であり、若い学生たちの交流は我々にとって未来の希望でもある」旨の挨拶があった。

ポツダム大学と県内2大学との学術協力に関する協定書への署名が、フォルカー・ゲルト・ヴェストファル・ブランデンブルグ州財務・ヨーロッパ省長官、大野知事及び白土議長の立会いのもとに行われ、学生の交換留学や教員・研究者・事務職員の交流など学術協力の取組が今後進められていくことを確認した。

その後、夕刻、州首相が主催する姉妹提携25周年記念レセプションに知事訪問団とともに出席した。

レセプションには、州首相をはじめ、フンケ委員長、同州のテルトウ市市長、ベルリン日独センター事務総長、ジェトロ・ベルリン事務所長、サイタマ・レディース経営者クラブ会員の方々など、ブランデンブルグ州及び埼玉県の各分野の関係者約60名が参加し、懇談を通じて両県州の交流を深めた。

翌11日は、ベルリン州へ移動し、ベルリン市内の国際貿易センターの一室を訪ね、岡本繁樹ジェトロ・ベルリン事務所長からドイツの経済概況や政治情勢、ベルリンのスタートアップエコシステムについて、ブリーフィングを受けた。

説明を受けた後、アメリカのトランプ関税に対するドイツやEUの対応状況や、ドイツへの進出を目指す企業へのジェトロでの支援について活発な質疑が行われ、県内産業や海外進出企業の支援等について積極的な意見交換を行った。

その後、ベルリン市内で都市型農業に取り組む農場「ポタジェファーム」を訪問し、その取組を視察した。



ベルリン市内のポタジェファームにて

# 議会日誌

(本会議・委員会等)

月 日	件 名
7月22日 ～23日	委員会県外視察（危機管理・大規模災害対策）
23日 ～24日	委員会県外視察（公社事業対策） 〃（少子・高齢福祉社会対策） 〃（人材育成・文化・スポーツ振興）
24日 ～25日	委員会県外視察（地方創生・行財政改革）
28日 ～29日	委員会県外視察（自然再生・循環社会対策） 〃（経済・雇用対策）
8月18日	委員会日帰り視察（環境農林）
20日	委員会日帰り視察（警察危機管理防災）
25日	委員会日帰り視察（産業労働企業）
26日	委員会日帰り視察（八潮市道路陥没事故調査等）
27日	委員会日帰り視察（福祉保健医療）
9月2日	委員会日帰り視察（総務県民生活） 〃（県土都市整備） 〃（文教）
9日 ～13日	令和7年度埼玉県議会ブランデンブルグ州 友好親善訪問
17日	各会派代表者会議 議会運営委員会
24日～ 10月15日	9月定期例会

(その他)

月 日	件 名
7月16日	東京都
7月16日	全国都道府県議会議長会役員会
7月16日	東京都
7月22日	全国都道府県議会議長会委員会
7月22日	東京都
7月23日	地すべりがけ崩れ対策都道府県議会 協議会総会
7月23日	東京都
8月26日	全国都道府県議会議長会定例総会
8月26日	東京都
8月26日	男女共同参画委員会
8月26日	東京都
8月26日 ～27日	女性議員研究交流大会
8月26日 ～27日	神奈川県
8月26日 ～27日	関東甲信越1都9県議会議長会会議



ポタジェファームの垂直農場

次に、最後の訪問先である在ドイツ日本国大使館を訪問した。志野光子特命全権大使から日独間の政治経済の状況やドイツの経済政策、ブランデンブルグ州の政治経済の状況など多岐にわたる意見交換を行い、今後の埼玉県とブランデンブルグ州との交流の推進について積極的な意見交換を行った。

## 請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)

## 本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。

また、令和5年12月定例会から、一般の傍聴席とは別室で、お子さま（乳幼児および児童に限る）と一緒にでも気兼ねなく傍聴できる専用スペースが開設されました。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課  
(直通 048-830-6238)  
又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ



## 大学生と県議会議員との意見交換会 を実施しました！

県議会では、若い人たちに県議会を身近に感じていただき、県政や県議会への関心を高めてもらうとともに、若い人たちの意見を反映できるよう取り組んでいます。

大学生と県議会議員との意見交換会を10月10日(金)に実施しました。

5大学30名の大学生と県議会議員12名が参加し、自由闊達な意見交換会となりました。

5つのグループに分かれて、「埼玉の魅力をUPさせるために！～若者たちにできること～」をテーマに意見交換を行い、その後、各グループから出た意見や感想について大学生が発表しました。



意見交換の様子



発表の様子

※詳しくは県議会ホームページをご覧ください。→



### 〈表紙写真〉

「第20回埼玉県議会フォトコンテスト」入賞作品

#### タイトル「秋の風物詩」

池田 昌泰さん 撮影

撮影場所 秩父 三峰神社 山麓亭三峰お犬茶屋





埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット  
「コバトン」 「さいたまっち」